

ISSN 0910-7282

大阪府立図書館紀要
第50号
2022年3月

Bulletin of Osaka Prefectural Library No. 50

大阪府立中之島図書館

大阪府立中央図書館

目 次

木津川灯台の研究	
一 『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』と公文書の調査から一	P 1
梶原 修	
翻刻『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳 明治十年第七月』	P 4 3
梶原 修	
翻刻『大坂町奉行勤仕日記覚』『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』	P 8 1
佐藤 敏江	
日置 将之	
小笠原 弘之	
北川 敬子	
灘井 雅人	
苗村 昌世	
三島 美幸	
八木 美恵	
山田 瑞徳	

編集後記

木津川灯台の研究

— 『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』 と公文書の調査から —

梶原 修 (中央図書館)



(図1) 『京阪名所図会. [5] 大阪木津川口さずの尾之図』
国立国会図書館デジタルコレクションより複製

抄録

1. はじめに
2. 木津川の地理と歴史
3. 木津川灯台ができるまで
 - 3.1 近世の木津川口における灯標
 - 3.2 全国の幕末維新期の灯台建築
 - 3.3 建築計画から運用開始まで
4. 木津川灯台の建築
 - 4.1 「割印帳」について
 - 4.2 寄附者の住所
 - 4.3 寄附者の職業
 - 4.4 「割印帳」の記入日と寄附周旋(取次)人
5. 灯台の完成後
 - 5.1 灯台の完成と管理
 - 5.2 灯台の廃止
6. むすびに

抄録

大阪府立中之島図書館の所蔵資料『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』に記載された寄附者の情報をもとに、木津川灯台についての調査を行った。その結果、発起人ら少人数の寄附ではなく、北前船の関連とみられる現在の福井、石川、新潟の各県居住者からも寄附金を受け、堀江や靱の商人を中心に延べ896名の寄附者が存在し、合計3,169円72銭2厘9毛の金額であったことがわかった。また、公文書等から建築計画時には大阪府が管理する予定で大阪府職員と工部省職員が協議していたことや、寄附者達が負担した完成から1年間の経費をもって、1879(明治12)年5月の府会で大阪府の予算に組み込まれることが議決され、同年7月から大阪府地方税で管理していたことがわかった。

1. はじめに

2018(平成 30)年 10 月 31 日、毎日新聞紙上(1)に、大阪海上保安庁の職員が、明治 150 年を記念した講演会の資料として木津川口にあった灯台の写真を探しているという記事が掲載された。そこには明治期に建築された大阪府内に設置された灯台のうち、堺灯台は現存し、天保山灯台は写真が残っているが、木津川灯台は写真も図面も残されていないと書かれている。あわせて天保山と堺の灯台の古写真とともに 1885(明治 18)年に発行された『京阪名所図会 大阪木津川口さずの尾之図』(図 1・本稿表紙)が掲載されていた。同図の左側の^{みおつくし}滯標のすぐ左にあるのが木津川灯台である。海上保安庁のホームページを見ると、確かに「木津川灯台の写真を探しています! ~ 求む! 『幻の』灯台写真 提供のお願い ~」(2)が掲載されていた。

その後、毎日新聞には同年 11 月 16 日「幻の灯台、写真あった 絵はがき、米の古書店で 大阪海保、形状から認定」(3)で個人がアメリカの古書店で購入した絵葉書(写真)に、また翌年 6 月 3 日の「木津川灯台: 「しま模様」 古き大阪ミステリー」(4)で大阪市立大学都市研究プラザの所蔵資料に、それぞれ木津川灯台が映っている写真を発見したとの記事が掲載された。

一連の記事からは、写真は相次いで発見されたが、詳しい情報についてはまだわかっていないとあり、写真を除いた木津川灯台の明治初期から中期、灯台建築にかかる部分と完成後の管理を中心として調査することとした。調査にあたり大阪の地理や歴史についての資料を数冊調べてみたが、いずれも数行程度の記述で、詳しく調査した論文は見つけることができなかった。

本稿を作成するにあたり、研究者以外の読者にもわかりやすく紹介することを目的とし、文献を引用し、あるいは翻刻して掲載した。また、すでに先行研究で指摘のある地図等も引用元を記述して掲載しているため、冗長である部分をご容赦いただきたい。引用に当たって旧字体はできるだけそのまま転記しているが、やむを得ず新字体を使用している部分もある。特に記述しない場合は、1872(明治 5)年までは旧暦、1873(明治 6)年以降は新暦で月日を記述した。地点を示す木津川口は使用することとし、資料中に記述された灯台の名称については、木津川口灯台、木津川灯台等さまざまであるが、引用での表記はそのままとして、本稿では公文書の表記である「木津川灯台」として統一することとした。

2. 木津川の地理と歴史

木津川は、淀川水系の一級河川であり、中之島最西部付近(図2中←A部分)で土佐堀川から南へ分流し、尻無川との分岐及び、道頓堀川との合流地点(図2中←B部分)を越えてからは、東に浪速区、西に大正区の境界となり、大阪湾に注ぐ(図2中←D部分)川である。なお淀川水系には、大阪府と京都府の境付近で桂川、宇治川とともに三川合流地点に流れ込む三重県と京都府を流れる同名の木津川があるが、こちらは今回の調査対象ではない。



(図2) 木津川流域写真 マップナビおおさかより複製・加筆 矢印が木津川 下部の星印★は木津川灯台があった場所 (いずれも筆者記入)

木津川の河口は、1576(天正4)年と1578(天正6)年に

は、籠城する石山本願寺へ兵糧を搬入しようとした毛利水軍と包囲する織田軍との間で2度の合戦が行われている。いわゆる木津川口の戦いである。江戸時代に入ると、伝法川口(安治川が1684(貞享元)年に開削されると安治川口)とともに全国の米をはじめとする商品等を大阪(市街)あるいは京へ運ぶために利用されてきた場所である。現在の淀川はヨハネス・デ・レーケらによる新淀川開削により、直線的に大阪湾へ注いでいるが、それまでは大川から中之島を経て安治川、木津川等から大阪湾へ流れるのが主要川筋であった。近世の両河川の繁栄を『改正日本船路細見記』(別書名「東海船路道中記」)(5)から見てみよう。

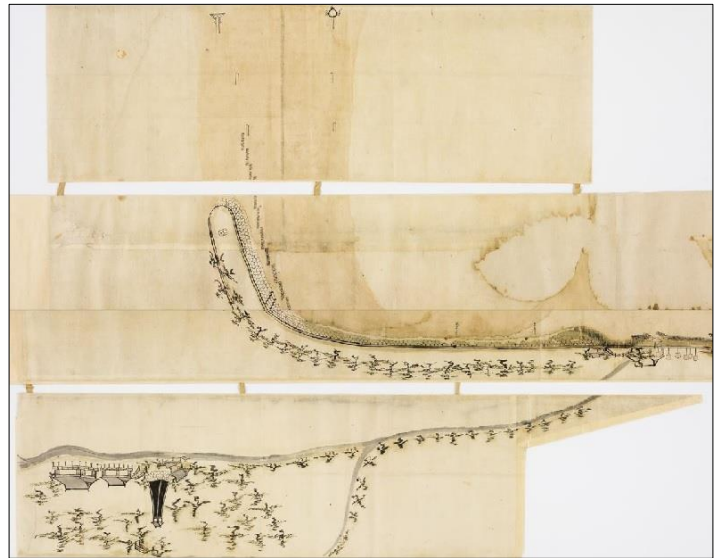
「○大阪の南川口を木津川といひ北の川口を安治川といふ。いづれも廻船の出入あり○用としてこゝに達するにとゞなはずといふ事なし。凡諸國第一の大みなと也。右両川口ふねどをりの左右に水尾木有。片側に十本づゝその川上にあるを十番といひ沖にあるを壹番といふ。みを木のそとを大だなどといふ。また沖を一の洲といふ。みをどをりのほかは瀬多し。地方は住吉大明神。大和川。」

しかし、河川交通の要衝であった両河川の河口付近は上流からの土砂がたまりやすく、航行の妨げとなるため幾度も浚渫(川さらえ)を行っている。たとえば、1831(天保2)年から2年の歳月と延べ10万人余りの人員を費やし、「御救大浚」という浚渫工事を実施した。この工事の費用は役所からの予算の他に不足分の協力を求め、「豪商三六件より合計一六、七〇〇両、中規模の町人七二件より合計五、五六一両、三郷町々并諸仲間より合計銀五九〇貫目、さらにその他町人・借家人からも冥加金銀が集まり、総額銀二、三五七貫三三三匁余に達した」(6)という。同論文で指摘するように土木工事

(普請)が幕府や藩などの支配層の予算だけで実施されるものではなく、都市部商人の財力によって工事がすでに実施されていたことは、後にみるように木津川灯台が商人たちの寄附により建築されたことに大きな影響を与えていると考えられる。

この「御救大浚」の土砂を利用して木津川口に、押海堤とも、またその上に多くの松が植えられたことから千本松堤とも呼ばれる大規模な堤が建築された。後にその先端部分に築かれることになるのが木津川灯台である。なお、このあたりにはもう松並木はないが、現在にその名を残しているのが、木津川を渡る千本松大橋(図2中←C部分)である。

堤の全容がわかる資料として2点紹介する。ひとつは、大阪市立図書館デジタルアーカイブで公開している『天保三年壬申歳五月木津川口絵図』(図3)で、中央部分の右から左側にかけて松並木の堤がカーブして描かれており、先端には円柱のような小さな建造物が描かれている。なお、左下にみえる建造物は、住吉大社の高灯籠であろう。



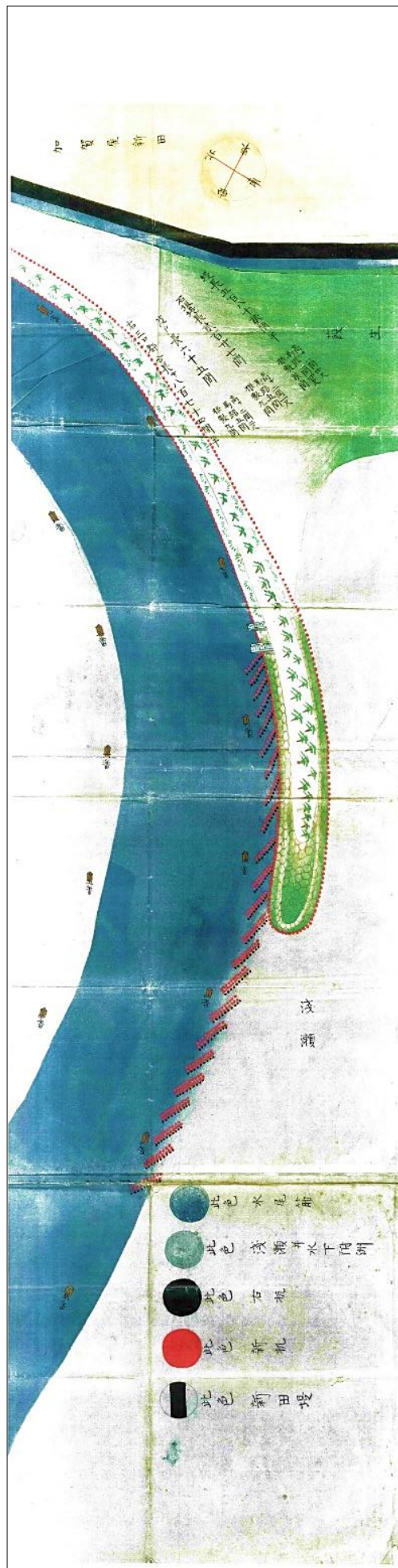
(図3) 『天保三年壬申歳五月木津川口絵図』
大阪市立図書館デジタルアーカイブより複製 部分

もうひとつは木津川口の浚渫の前後を比較することができる『木津川口水尾形并堤石波戸籠絵図』(図4)である。完成後の絵図の書き込みによると、堤長 582 間半(高さ 1 間 4 尺、馬踏 2 間 4 尺、根敷 2 間)、石垣堤長 227 間(高さ 2 間 1 尺、馬踏 5 間、根敷 9 間)、波戸長 65 間(高さ 2 間 2 尺、馬踏 5 間、根敷 9 間)、右三口都合長さ 874 間半とある。1 間は 6 尺で、1 間の長さは約 1.818 メートルであるから、長さは約 1,590 メートルにも達する長い堤である。なお、馬踏とは堤の上を人や馬などが通るように平らにした部分、根敷とは基礎の部分である。

完成前 (図4) 完成後いづれも『木津川口水尾形并堤石波石尾繪図』より複製



完成後



3. 木津川灯台ができるまで

3.1 近世の木津川口における灯標

明治初期までの文献では灯台よりも灯明台と書く文献が多い。まず、「灯明台」という言葉自体の説明が必要である。2012(平成 24)年刊の『大辞泉』(7)によると「とうみょう - だい【灯明台】〔トウミヤウ - 〕 [1]灯明をのせる台。[2]灯台[2]に同じ。」とある。[1]の「灯明」について同様に調べると「とう - みょう【灯明】〔 - ミヤウ〕 神仏に供えるともしび。昔は油を、今はろうそくなどを用いる。みあかし。」とある。

ちなみに灯台の項では、「とう-だい【灯台】 [1]昔の室内照明器具。上に油皿をのせ、灯心を立てて火をともし木製の台。切り灯台・結び灯台など。[2]航路標識の一。港口・岬・島など航路の要衝に築き、主に灯光を用いて、航行中の船舶にその所在などを明示する塔状の施設。灯明台。」とある。もともとは、室内で使用されていた器具が、野外で使用できるものになり、近世には社寺での灯明台(いわゆる常夜灯)が灯台の役割を果たしていたことから、[1]の意味「灯明の台」を、夜間や悪天候でも入港ができるように港の入口に配置することにより、[2]の意味「灯台」が派生したのだろう。

では近世の大阪湾にはどのような灯台が存在したのだろうか。旧堺港灯台を建築する際に提出した由来文書が『堺市史』第 6 巻の「117 堺港燈臺起原沿革書」(8)として掲載されている。それによると、堺ではすでに 1689(元禄 2)年に灯台堂の名称で灯台を建築しており、「元禄二年六月堺奉行佐久間丹後守在勤中堺市街萬問屋米問屋魚問屋木問屋等ヨリ航海者之辨利ヲ議リ請願シ集銀ヲ以築造被仰付初テ建築ス」とある。また、運営経費については「五分ハ諸問屋中へ賦課」、残りの「五分ハ諸廻船持へ賦課」とあり、商品を仕入れる商人と商品を運ぶ者とで分担している。後に指摘するように木津川灯台でも諸問屋や船所有者からの寄附を受けている。

次に近世の木津川灯台についての先行研究である「大坂の灯明台」(9)を見ると、1806(文化 3)年に刊行された『増修改正撰州大阪地図』(図 5)には、「燈楼」と書かれた木津川口の高灯籠は「木津川の右岸にある千島新田」にあると記述しており、近世には明治に新造された木津川灯台の対岸に存在していたことがわかる。同地図には同じ形状の「燈楼」が安治川口の石田新田にも記されており、両川口で頻りに船舶



(図 5) 『増修改正撰州大阪地図』 国立国会図書館デジタルコレクションより引用 部分

の出入りがあったことを物語っている。

3.2 全国の幕末維新期の灯台建築

1864(元治元)年、英国が仏、蘭、米に呼びかけて連合艦隊を組み、前年の下関での外国船砲撃事件の報復攻撃を実行する。長州藩は徹底的に砲撃され完敗した。いわゆる四国艦隊下関砲撃事件である。その結果、幕府が責任をとらされ、列強 4 国に対して膨大な賠償金を支払うことになる。1866(慶応2)年に米、英、仏、蘭の 4 ヶ国と交わした「改税約書」では、この賠償金の減免を条件に、日本にとって不利な輸入関税に加え、「第十一條 日本政府は外國交易の爲め開きたる各港最寄船々の出入安全のため燈明臺浮木瀬印木を備ふへし」(10)とあり、外国船の航行に必要な灯台を造ることになった。これが 1869(明治 2)年に初点灯する観音崎灯台などの日本の西洋風灯台設置の発端とされている。また、1867(慶応 3)年には大坂条約(大坂約定とも)を結び神戸開港に備え、和田岬や江崎(明石海峡の淡路島側)、苫(友)ヶ島(紀淡海峡)および関門海峡に灯台を建築することを決める。

1868(明治元)年、着任早々のお雇い外国人 R・H・ブラントンらは、瀬戸内海の「紀伊國苫ヶ島其他七ヶ所攝津國天保山和田岬長門國六連島淡路國江崎讃岐國鍋島伊豫國釣島豊前國部埼燈臺建設ノ地位ヲ測量」(11)した。その後、民部省(12)と兵部省が 1870(明治 3)年 8 月 10 日と 13 日に天保山灯台も追加して灯台建築による支障の有無を確認して進めた(13)結果、天保山灯台は大坂条約で定められた灯台とほぼ同時期に、明治政府の官製灯台として 1871(明治 4)年 4 月から仮灯明を設置、運用開始前日に仮灯明を廃止し、1872(明治 5)年 8 月 29 日から正式に運用が開始された(14)。これまで大阪を支えてきた 2 つの河口のうち、安治川口の天保山灯台だけが認められ、木津川口への灯台建築が後塵を拝することとなったのである。

なお、旧堺港灯台は 1877(明治 10)年 9 月 15 日に点灯開始している。こちらについての詳細は「旧堺港灯台築造時の復元と沿革」(15)等の先行研究をご覧ください。

また、木津川口に関連する資料として大阪府公文書館所蔵の『規則録 明治 3 年庚午閏 10 月』所収「安治川木津川改所向側へ燈籠取立の計画」(16)があるが、記述の「硝子燈籠」は西洋式灯台ではなく、いわゆる小規模な常夜灯に近いものを指すと考えられるので灯台建築との関わりがある可能性は低い。詳細は参考文献・注記にあげておく。

3.3 建築計画から運用開始まで

木津川灯台の建築計画がどのような時期に始まったかを示す資料や、誰にむけて寄附が呼びかけられたのかが分かる資料、趣意書や寄附願等を見つけることはできなかった。ここでは、それ以外の資料から読み取っていくこととしたい。次章で詳細について述べる『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』（以下、「割印帳」という）の表紙(別掲翻刻に写真あり)にあるとおり、少なくとも「明治十年第七月」には建築にむけて寄附金集めがはじまっていることから、また 1877(明治 10)年 6 月 30 日の『大坂日報』(17)には近日のうちに建築工事に着手するとの記事もあり、遅くとも同年 7 月までには建築計画は動き出していると思われる。それ以外の資料も含めて時系列で掲載する(表 1)。年月日の項目は灯台に関するできごとは当日の日付、新聞等の発行資料の場合は刊行された日付とした。

(表 1) 灯台建築から運用開始までの動き

年	月	日	内 容(筆者が要約) 参考文献部分に翻刻あり	文献
1877(明治 10)	6	30	近日のうち建築着手	(17)
	7		「割印帳」への記入はじまる	別掲翻刻
	7~8		大阪府職員が工部省職員と協議。工部省職員が位置、形状等を指画(明治丸巡検の現況報告)	(18)
1878(明治 11)	1	6	同年 1 月 1 日に点灯予定だったが延期? 大阪城付近の軽気球打ち上げの情報と混同?	(19)
		20	灯明器は、有志が 600 円で英国に注文するが未着。19 日に横浜の灯台局より取寄せた灯明器が府庁に到着し、3 月 1 日に試験点灯する予定	(20) (21)
	3	21	明治丸の巡回員上陸し、灯台の位置を測定、灯塔据設工事のためウイリアム・シンプキンス滞在	(22)
		22	ウイリアム・シンプキンス本船の停泊する神戸に戻る	
		23	試験点灯し光達力を測定(3/21-23 いずれも明治丸巡検の現況報告)	
	4	26	金澤卯右衛門のほか数名有志の者が木津川口に建築した灯台は、5 月 10 日の夜から日没より日出まで第六等の不動赤色灯を示す。灯台は煉火、石製で、黒白の横段の帯模様。	(23)
		27	同上	(24)
	5	5	木津川灯台の開業式が行われる	(25) (26) (27)
		7	5 日の開業式の詳報	(28) (29) (30)
		10	木津川灯台運用開始	(23)他

以上の文献からは、1877(明治 10)年 7 月から 8 月にかけての明治丸の巡回記録『記録材料・工部省第三回年報下』(18)で「縣官ニテ建築保存ス可キ灯明ヲ設置ノ^{こと}ヲ我輩へ談判ノ為メ大阪府ノ官員出會セリ協議シテ其位置形状等ヲ指画シタリ」という記録から大阪府は建築前から工部省灯台局と協議調整していた。また、「金澤卯右衛門外数名有志ノ者」が発起人となり、イギリスへ 600 円で灯光器

の輸入手続きをし、1878(明治11)年1月に灯明器の輸入が遅れて「横浜灯台局より」一時取寄せて借りた灯明器が府庁に到着。同年3月1日に試験点灯の予定があり、3月23日には灯台局職員が試験点灯し、同5月5日には盛大な落成(開業)式を実施した。5月10日から灯台としての使用を開始したことがわかる。

4. 木津川灯台の建築

4.1 「割印帳」について

この研究の本題である木津川灯台の建築にかかる寄附者から受け取った寄附金を号数、名前(同業組合名等)、金額、周旋(取次)人、および寄附者によっては住所(町丁や略称)を記入している名簿である。基本的には1名ごとに金澤卯右衛門の請取券(領収書)との割印、確認用の合印、済印が押印されている。詳細は、別稿の「翻刻『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳 明治十年第七月』」を確認いただきたい。

4.2 寄附者の住所

「割印帳」の寄附者のうち住所が記入されている者、および記入のない者のうち『大阪経済史料集成』第7巻～第9巻に所収されている「大阪商工業組合規約集」等の資料で住所が判明した者を町丁別にまとめたものが(表2)である。なお、調査に利用した資料は、次の職業調査と合わせて参考文献・注記の末尾に掲載した。

注)・金額欄は、円を1の位に、小数点以下銭、厘、毛、1疋=2厘5毛として換算した

- ・手船=持船は持ち主の寄附として扱い人数は加算しない
 - ・大区小区、町名のみで記入していても町丁が判明したものは各町丁別に計上した
 - ・連名のものは人数で割ってそれぞれの住所に振り分けた
- ただし、割り切れないものは1毛の単位で誰かが多くなるなど誤差が生じている
- ・「割印帳」に記入の寄附金額の合算と周旋(取次)人の合計金額が合致しない部分は次の通り
- 第250号-第280号の金額、(実際)60円50銭、(取次記入計)60円(実際で計算)
 - 第581号-第596号の人数、(実際)16名、(取次記入計)17名(実際で計算)
 - 第658号-第774号の合計、(実際)62円4銭5厘、(取次記入計)62円5銭(実際で計算)
- ・同一人物が複数回寄附した場合も、延べ人数としてそのまま複数回計算した
- ただし、同業組合等として寄附した場合は団体等の数とし、個人の人数には入れない

- ・ 1 人の名前で寄附をしていますが実際は複数人から取り次いだものもあり、代表者としての寄附者と見られる場合もあるが表記のままとした
- ・ 「割印帳」で「金未納」の表記がある部分も支払いがあったとして計上した(職業調査とも)
- ・ 「割印帳」記載の住所が誤記と分かった場合は正しい住所に盛り込んだ

(表 2) 町丁別寄附者人数、金額

	町	寄附人数(人)	寄附金額(円)	丁目など	寄附人数(人)	寄附金額(円)
西区	安治川※1	1	0.25	安治川南通三丁目	1	0.25
	阿波座	33	69.4778	阿波座一番町	1	1
				阿波座二番町	1	1
				阿波座上通一丁目	4	7.5
				阿波座上通二丁目	2	2
				阿波座上通三丁目	3	12.7778
				阿波座中通一丁目	3	2.5
				阿波座下通一丁目	5	2.5
				阿波座下通二丁目	2	1.25
				阿波堀通一丁目	1	1
				阿波堀通二丁目	3	20.25
				阿波堀通三丁目	5	15.5
				阿波堀通五丁目	1	0.2
				阿波堀裏町	2	2
	立売堀	40	165.6	立売堀北通一丁目	5	4.5
				立売堀北通二丁目	4	4.2
				立売堀北通三丁目	5	3.75
				立売堀北通五丁目	5	63.5
				立売堀北通六丁目	7	54.7
				立売堀南通一丁目	3	2.2
				立売堀南通二丁目	1	10
				立売堀南通三丁目	1	2
				立売堀南通四丁目	3	5.75
				立売堀南通五丁目	2	1
				立売堀南通六丁目	3	12
				立売堀裏町	1	2
				靱	64	538.8277
	靱上通三丁目	8	83			
	靱下通一丁目	1	2.7777			
	靱北通一丁目	1	5			
	靱北通二丁目	3	21			
	靱北通三丁目	7	47.5			
	靱北通四丁目	3	145			
靱中通一丁目	2	6.6				
靱中通二丁目	6	5.7				
靱中通三丁目	8	24				
靱南通二丁目	4	45				
靱南通三丁目	2	16				
靱南通四丁目	5	14				
靱南通五丁目	9	33				
江戸堀	19	35.5333	江戸堀上通一丁目	3	3.5833	

西区	江戸堀	(前頁記載)	(前頁記載)	江戸堀上通二丁目	1	0.25
				江戸堀下通一丁目	1	0.5
				江戸堀北通一丁目	1	5
				江戸堀北通二丁目	2	3.5
				江戸堀北通三丁目	1	1
				江戸堀北通五丁目	2	2.25
				江戸堀南通一丁目	4	3.25
				江戸堀南通二丁目	2	6
				江戸堀南通四丁目	1	10
				江戸堀南通五丁目	1	0.2
	江之子島	2	1	江之子島	2	1
	北堀江	130	607.025	北堀江通一丁目	8	38.5
				北堀江通二丁目	6	26.8
				北堀江通三丁目	7	24.375
				北堀江通四丁目	11	76.25
				北堀江通五丁目	8	56
				北堀江通六丁目	10	36.5
				北堀江一番町	10	51.5
				北堀江二番町	11	64.75
				北堀江三番町	19	123.5
				北堀江裏通一丁目	1	10
				北堀江裏通二丁目	1	1.5
				北堀江上通一丁目	3	10.5
				北堀江上通三丁目	6	1.2875
				北堀江上通四丁目	1	10
				北堀江下通一丁目	4	19
				北堀江下通三丁目	8	10.5625
				北堀江下通四丁目	5	10.875
				北堀江下通五丁目	5	6.125
	北堀江下通六丁目	6	29			
	京町堀	18	26.75	京町堀通一丁目	3	6.25
				京町堀通二丁目	4	2.75
				京町堀通四丁目	2	10.5
				京町堀上通一丁目	7	6.75
				京町堀上通二丁目	1	0.25
	薩摩堀	6	39	薩摩堀北之町	2	25
				薩摩堀東之町	1	1
				薩摩堀南之町	3	13
	新町	40	92.3508	新町(丁目不明)	28	80.073
				新町通一丁目	1	1
				新町通二丁目	2	1.25
新町通五丁目				1	0.5	
新町通六丁目				1	1	
新町北通二丁目				2	1.25	
新町南通一丁目				2	1	
新町南通四丁目				2	4.7778	
新町南通六丁目	1	1.5				
土佐堀	13	35.2167	土佐堀通一丁目	5	16.8834	
			土佐堀通二丁目	2	2.8333	
			土佐堀通三丁目	2	1.5	
			土佐堀通五丁目	1	0.5	

西区	土佐堀	(前頁記載)	(前頁記載)	土佐堀裏町	3	13.5
	西道頓堀	10	17	西道頓堀通二丁目	2	1.5
				西道頓堀通三丁目	1	0.5
				西道頓堀通四丁目	2	1.5
				西道頓堀通五丁目	2	2
				西道頓堀通六丁目	3	11.5
	西長堀	47	157.4	西長堀北通一丁目	7	10.425
				西長堀北通二丁目	12	56.425
				西長堀北通三丁目	8	19.05
				西長堀北通四丁目	3	11.75
				西長堀北通五丁目	1	10
				西長堀南通一丁目	1	3
				西長堀南通二丁目	6	12.75
				西長堀南通三丁目	4	19
				西長堀南通四丁目	4	11
	西長堀南通五丁目	1	4			
	本田	1	1	本田通三丁目	1	1
	松嶋	12	7.15	松嶋町二丁目	12	7.15
	南堀江	65	243	南堀江通一丁目	3	6
				南堀江通二丁目	5	4.125
南堀江通三丁目				14	48.4375	
南堀江通四丁目				3	19	
南堀江通五丁目				10	60	
南堀江通六丁目				6	34	
南堀江一番町				1	1	
南堀江二番町				3	2.7	
南堀江三番町				12	9.425	
南堀江上通四丁目				2	5.25	
南堀江上通五丁目				4	52	
南堀江下通二丁目	1	0.0625				
南堀江下通三丁目	1	1				
3大9小※2	13	7.095	第3大区第9小区	13	7.095	
	514	2043.6763		514	2043.6763	

※1 安治川南(安治川南岸)は現西区、港区に分かれるが統計では現西区としている。

※2 第3大区第9小区(「割印帳」中は「3大9小」と記述)は、幸町通を含むが、町丁不明の者は現西区に含めている。

現大阪市のうち現西区以外

現行政区分	寄附人数(人)	寄附金額(円)
中央区(旧東区)	51	126.9389
中央区(旧南区)	32	72.125
浪速区 ※3	74	66.875
大正区	45	20.675
北区	16	16.8
此花区	1	0.2
大阪市内合計	219	303.6139

※3 幸町通(道頓堀川南岸)は当時西(第三大)区だが、現在の行政区分に合わせて浪速区に含めている。

現大阪市以外

	国/県	寄附人数(人)	寄附金額(円)	町村	寄附人数(人)	寄附金額(円)
他県	堺県下	9	35.5		9	35.5
	越後国	1	1	新発田	1	1
	能登国	2	2	釧地村	2	2
	加州	2	33.4	瀬越村	2	33.4
	越前/石川県越前国	3	82	吉崎	1	7
				河野浦	2	75
	兵庫県下	14	16.48	西之宮	1	3
				今津	1	3
				尼ヶ崎	1	3
				明石	8	3.98
沼島浦	3	3.5				
和歌山県下	1	1	日高郡御坊	1	1	
他県合計		32	171.38	他県合計	32	171.38

団体

	名称	寄附回数(回)	金額(円)
同業組合・団体等	炭問屋中	1	100
	塩魚干魚鯉節問屋仲買商役人衆中	1	100
	魚問屋中	2	150
	鉄商中	1	50
	貿易商社中	1	20
	各鳥商社	1	4
	塩魚問屋中	4	30
	木津川二十三浜上荷中	1	10
	生魚仲買	1	20
	材木仲買中	1	60
同業組合・団体等 合計		14	544

不明

	寄附人数(人)	寄附金額(円)
不明	116	107.0527

合計

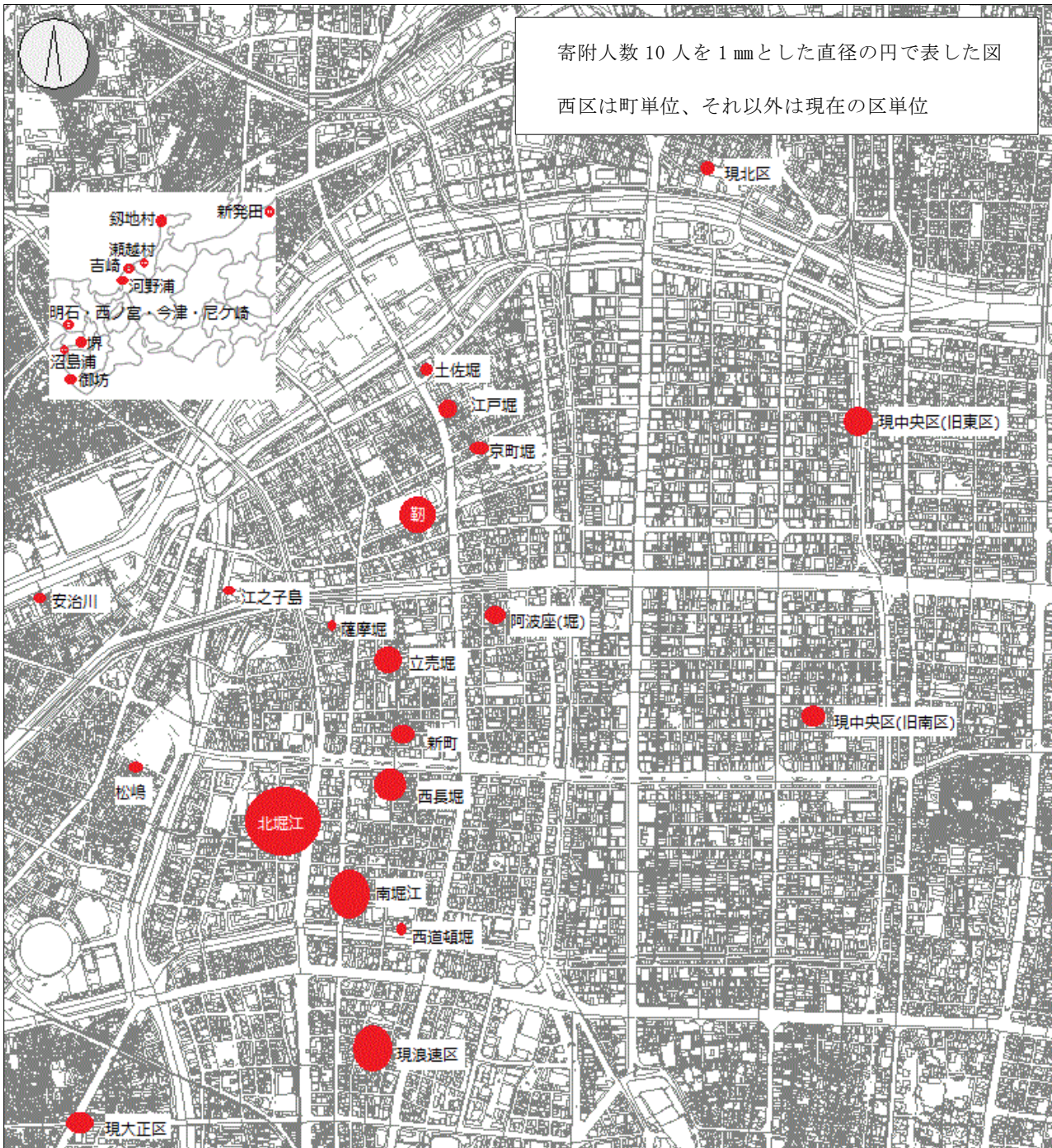
	寄附人数(人)	寄附金額(円)
総計	895	3169.7229

翻刻し、寄附者の住所を分析して分かったこと（次の人数は全体ののべ895人から同業組合・団体数14を引いた881人、金額は合計から団体の544円を引いた2,625円72銭2厘9毛から割合を算出している）

- ・住所を調査できなかった者は、人数116人(約13.2%)、金額は107円5銭2厘7毛(約4.1%)
- ・現大阪市西区の占める人数は514人(約58.3%)、金額2,043円67銭6厘3毛(約77.8%)
- ・個人からの寄附者の最大は100円で灯台建築の発起人で中心となった金澤卯右衛門、最小は3銭
- ・木津川灯台を建築するために最も遠くは越後国(現新潟県)新発田から寄附があった
- ・3大9小は第3大区第9小区のことで、南堀江通5・6丁目、南堀江上通5丁目、南堀江下通5丁目、西道頓堀通5・6丁目、南堀江1・2・3番町、幸通4・5丁目該当する(31)。

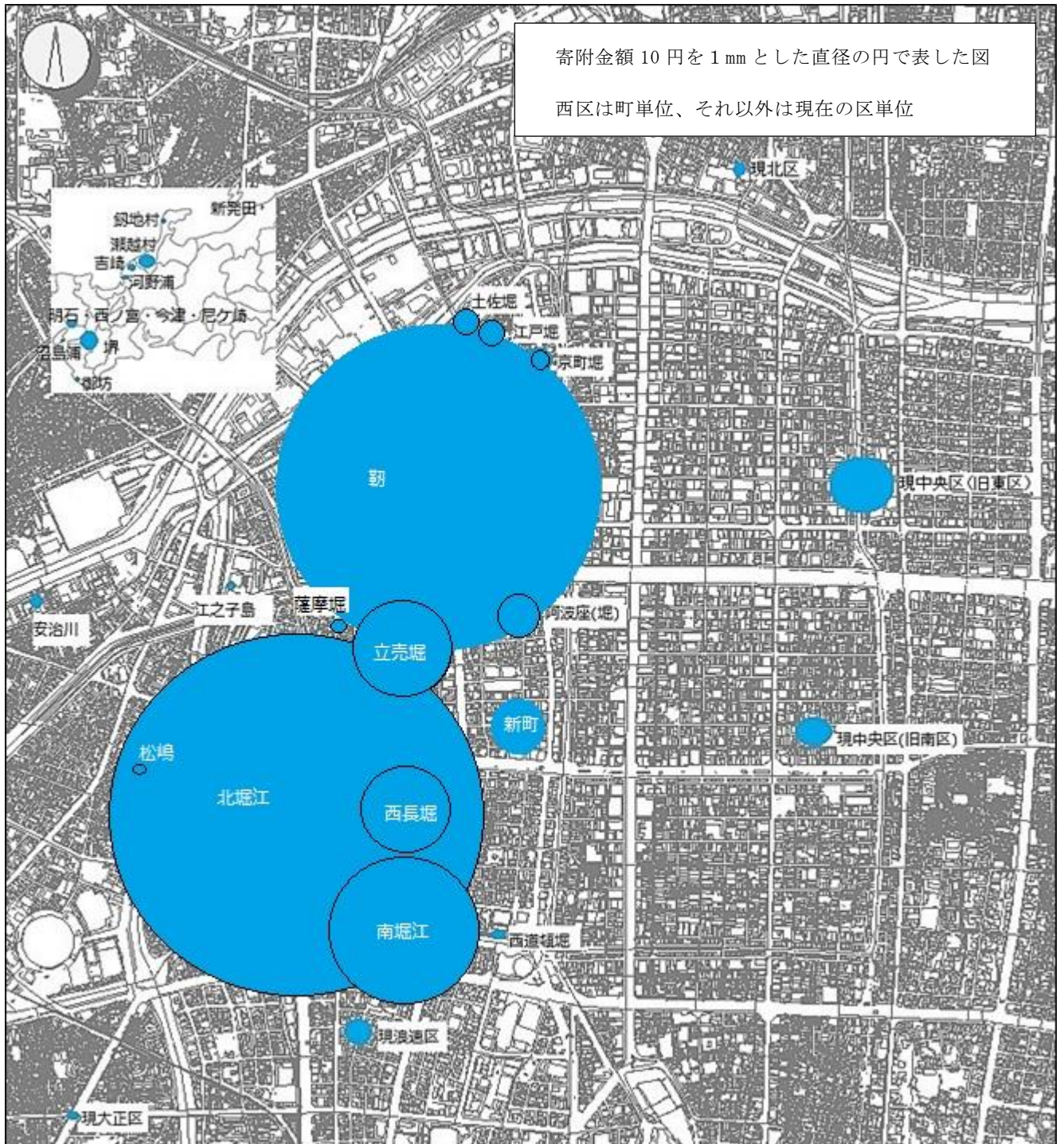
これらの結果を、地図に落とし込んだのが、寄附者地域別人数分布図(図6)、寄附者地域別金額分布図(図7)である。なお、同業者組合等団体からの寄附はいずれの図にも含んでいない。いずれの図もマップナビおおさかより複製し筆者が必要な情報を記入したものである。

(図6) 寄附者地域別人数分布図



- ・人数では現西区(北堀江、南堀江、靱)からの寄附が多い ただし、土佐堀、江戸堀、京町堀など安治川、土佐堀川に近い町丁では少ない

(図 7) 寄附者地域別金額分布図



- ・北堀江、鞆からの寄附金額が非常に多く、次いで南堀江、立売堀、西長堀と続く
- ・現大正区、浪速区からは人数のわりに寄附金額は多くない

4.3 寄附者の職業

次に寄附者の職業について分析してみた結果をここでは人数順(表 3)と金額順(表 4)で、どちらかが上位 12 業種までに該当する職業について記入している。比較するためグラフ(図 8)も作成した。なお、ここでは同業組合等の団体の寄附は数値に反映している。

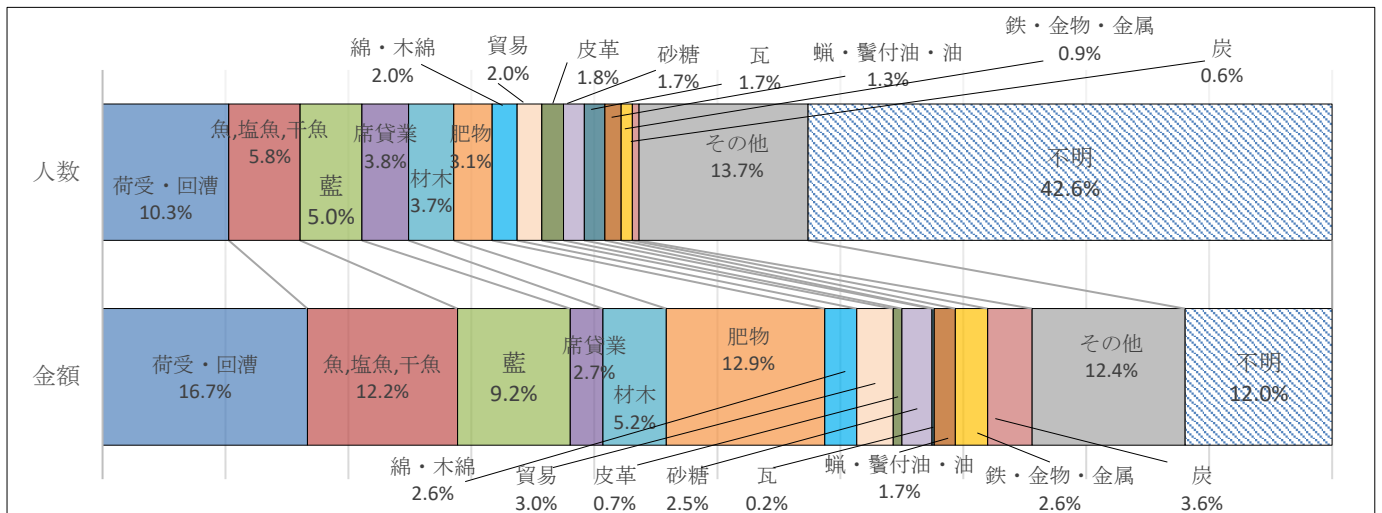
(表3) 職業別寄附人数と割合(上位12項目)

	職業	人数	%
1	荷受・回漕	92	10.3%
2	魚・塩魚・干魚 ・鯉節・海苔	52	5.8%
3	藍	45	5.0%
4	席貸業	34	3.8%
5	材木	33	3.7%
6	肥物	28	3.1%
7	綿・木綿	18	2.0%
8	貿易	18	2.0%
9	皮革	16	1.8%
10	砂糖	15	1.7%
11	瓦	15	1.7%
12	蠟・鬢付油・油	12	1.3%
13	鉄・金物・金属	8	0.9%
23	炭	5	0.6%
	その他	123	13.7%
	不明	382	42.6%
	合計	896	100.0%

(表4) 職業別寄附金額と割合(上位12項目)

	職業	金額(円)	%
1	荷受・回漕	528,2472	16.7%
2	肥物	408.45	12.9%
3	魚・塩魚・干魚 ・鯉節・海苔	386,5799	12.2%
4	藍	290.75	9.2%
5	材木	163.9	5.2%
6	炭	114.5	3.6%
7	貿易	94	3.0%
8	席貸業	84,073	2.7%
9	鉄・金物・金属	83.5	2.6%
10	綿・木綿	82	2.6%
11	砂糖	77.75	2.5%
12	蠟・鬢付油・油	54,7778	1.7%
19	皮革	22.05	0.7%
34	瓦	5.6	0.2%
	その他	394,2388	12.4%
	不明	379,3062	12.0%
	合計	3169,7229	100.0%

(図8) 寄附者職業別割合グラフ(人数と金額比較)



職業別の人数の上位をみると、荷受や回漕業、海産物商、主に徳島から運ばれる藍を扱う藍商、北海道からの魚を扱う肥物商、海から材木を運び込む材木商、貿易商、などが上位を占めている。天下の台所と言われた近世の大坂。そこまで全国から荷が運ばれてくるのは船による物流で、北海道から鯨や昆布を運ぶ北前船、江戸へ木綿、酒、薬種などを運ぶ菱垣廻船などの諸国廻船が行き交う場所であった。そのうち北前船と木津川の関係が深いことが先行研究で分かっている。ここでは、簡潔にまとめられた「大坂と北前船」(32)から引用して北前船の1年間の動きを見てみることにする。

「・春先(2月末～3月初め)に北陸から大坂へ来て、船の点検を行い、出航の準備をする。

・大坂を4月前後に出発し、瀬戸内の各地で特産品を買積みする。

・日本海を北上中、各地の港で物資を販売し、鯨の漁期が始まる頃に北海道に到着する。そこでひと夏を過ごす。

・8月中に北海道を出帆し、積荷を沿岸沿いの港で売りさばき、初冬に大坂へ戻る。船仕舞いをして故郷(北陸)へ帰り、正月を迎えた。」

船仕舞いをした船は、

「木津川で越年した。船舶を長期間にわたって海水に係留しておくとしら食虫(二枚貝…一部省略…)が木造船や木杭に付着し、内部に侵入して木材を損傷した。それを回避するために北前船は淡水の木津川沿岸に係留された。」

ここまで見てきたように、日本海側の遠く新潟県からも寄附があるのは、木津川が北前船との関係が深かったからと考えられる。

寄附人数が多かった町の職業の特徴を見てみると、最も寄附者が多かった北堀江 130 名で特徴的な職業は、藍商 18 名(寄附者の全藍商のうち 40%)、荷受・回漕業 14 名(寄附者の全荷受・回漕業のうち約 15%)。次に多い南堀江 65 名では、荷受・回漕業 16 名(寄附者の全荷受・回漕業のうち約 17%)、藍商 13 名(寄附者の全藍商のうち 29%)。靱 64 名では、魚・塩魚・干魚・鯨節・海苔業が 23 名(寄附者の全魚・塩魚・干魚・鯨節・海苔業のうち約 44%)、肥物商 24 名(寄附者の全肥物商のうち約 86%)であった。

次に文献から職業について見てみよう。『南北堀江誌』(33)の第三章「堀江の商工」に、堀江で盛んな産業についての記述があり、概論として蔵屋敷、諸国問屋と北国問屋、各論として掲載順に、藍、材木、家具、薪炭、砂糖、酒造、銅吹、船具、綿、満鮮貿易、金融機関、諸会社、其他の記述がある。

また『靱の歴史』(34)の第五章「靱の塩干魚商と肥物商」および第七章「靱海産物市場と諸商業組合」に、靱の主要産業である海産物商や肥物商の由来と明治期の状況が書かれている。

木津川灯台の建築にあたり、南北堀江、靱の木津川の水運を利用する商人たちが人数・金額からも多く寄附したことが明らかになった。

4.4 「割印帳」の記入日と寄附周旋(取次)人

次に「割印帳」に記入された日付に着目したのが次の表である。日付が記入された号数と繰り返し記号で連続して記述する号数までを号数順に配列した結果を(表5)として次に記す。

(表5) 割印帳の記入日と周旋人名一覧

	明治 年	月 日	号数	日付のある丁	周旋人名
1		7月20日	1	二丁表	杉谷(請取印による)
2		7月31日	2	二丁表	戸田(押印による)
3		なし	3-94	なし	矢辺清兵衛
4		10月24日	95-99	十七丁裏	
5		10月31日	100-107	十八丁裏	赤松氏
6		11月26日	108-114	二十丁表	丸須武助
7		10月30日	115	二十一丁表	
8		10月31日	116	二十一丁表	
9		12月19日	117	二十一丁裏	
10		10月25日	118-147	二十一丁裏	合坂五兵衛 榎並仙太郎
11		10月31日	148-154	二十六丁裏	赤松氏
12		11月5日	155-193	二十七丁裏	榎本仙太郎 安田弥三吉
13		11月10日	194	三十四丁表	
14		なし	195	なし	
15		3月16日	196-200	三十四丁裏	丸須
16		12月21日	201	三十五丁裏	
17		12月31日	202	三十五丁裏	
18		12月21日	203	三十五丁裏	
19		12月15日	204-218	三十六丁表	岡本氏
20		12月31日	219-224	三十八丁裏	
21		12月31日	225	三十九丁裏	
22		12月24日	226	三十九丁裏	
23		なし	227	なし	
24		12月24日	228-229	四十丁表	
25		なし	230	なし	
23	11	4月12日	231	四十丁裏	
26		12月24日	232-237	四十丁裏	
27		なし	238	四十一丁裏	岡本・岸本
28		12月24日	239	四十一丁裏	
29		12月31日	240-241	四十二丁表	
30		12月20日	242	四十二丁表	
31		12月21日	243-249	四十二丁裏	邑松氏
32		7月22日	250	四十三丁裏	荷受問屋内 岸田市右衛門
33		なし	251	なし	
34		8月21日	252	四十四丁表	
35		なし	253	なし	
36		8月6日	254	四十四丁表	
37		8月13日	255-257	四十四丁裏	
38		8月21日	258	四十五丁表	
39		8月6日	259	四十五丁表	
40		8月13日	260	四十五丁表	
41		8月13日	261-263	四十五丁裏	

	明治 年	月 日	号数	日付のある丁	周旋人名	
42		8月21日	264	四十六丁表	荷受問屋内 岸田市右衛門	
43		なし	265-267	なし		
44		8月21日	268-271	四十六丁裏		
45		8月6日	272	四十七丁表		
46		8月6日	273-274	四十七丁裏		
47		8月13日	275	四十七丁裏		
48		8月6日	276	四十八丁表		
49		8月6日	277	四十八丁表		
50		なし	278	なし		
51		8月6日	279	四十八丁裏		
52		8月21日	280	四十八丁裏		
53	11	1月11日	281-291	四十八丁裏		岡本氏
54		12月24日	292-309	五十丁裏		村松氏
55		2月22日	310-333	五十三丁裏		新井氏
56		12月30日	334	五十七丁裏		
57		1月21日	335	五十七丁裏		
58		12月27日	336	五十八丁表		
59		12月30日	337	五十八丁表		
60		1月21日	338	五十八丁表		
61		1月28日	339-369	五十八丁裏	村松氏	
62		1月31日	370	六十三丁裏		
63		2月8日	371	六十三丁裏		
64		3月18日	372-393	六十四丁表		
65		3月18日	394-448	六十七丁裏		
66		3月21日	449-470	七十六丁裏	稲本氏	
67		3月19日	471-547	八十丁裏	富岡 小川	
68		4月8日	548	九十三丁表	名越	
69		4月8日	549	九十三丁裏		
70		4月30日	550-564	九十三丁裏	岡本	
71		5月1日	565	九十六丁表	岡本	
72	12	6月7日	566	九十六丁表		
73	12	6月7日	567-568	九十六丁裏		
74	12	6月7日	569	九十六丁裏		
75		5月9日	570	九十七丁表		
76		7月13日	571-580	九十七丁表	丸須	
77		4月24日	(581)	九十八丁裏	(谷崎・丸須)	
78		4月24日	581-596	九十八丁裏	谷崎	
79		5月2日	597	百一丁裏		
80		5月6日	598-601	百一丁裏	本岡	
81		5月10日	602	百二丁表	村松	
82		5月13日	603-604	百二丁裏	杉谷	
83		6月27日	605-606	百二丁裏	岡本	
84		5月30日	607	百三丁表		
85		5月30日	608-617	百三丁表	ただし、608-616 鷺池取次 617 阪上新次郎取次	
86		9月30日	618	百五丁表	戸田	
87		5月31日	619-623	百五丁表	赤松	
88		5月31日	624-625	百六丁表	岡本	
89		9月30日	626-634	百六丁表	竹内 戸田	
90		6月4日	635-636	百七丁裏		
91	12	5月7日	637	百八丁表		

	明治年	月日	号数	日付のある丁	周旋人名
92	12	5月17日	638	百八丁表	
93		なし	639-657	なし	
94		5月10日	658-774	百十一丁裏	濱田善次郎 新保惣次郎
95		6月28日	775	百三十一丁表	
96		10月23日	776	百三十一丁表	上杉
97		7月10日	777-781	百三十一丁裏	戸田
98		7月3日	782-783	百三十二丁表	
99		7月5日	784	百三十二丁裏	小山
100		7月22日	785-793	百三十二丁裏	岸田市右衛門
101		7月26日	794-797	百三十四丁表	赤松氏
102		8月6日	798-805	百三十五丁表	
103		8月13日	806	百三十六丁表	
104		8月17日	807-811	百三十六丁裏	
105		8月21日	812	百三十七丁表	
106		10月23日	813	百三十七丁裏	
107		9月30日	814-841	百三十七丁裏	
108		12月17日	842	百四十二丁表	池内・濱田
109	12	3月8日	843	百四十二丁裏	池内
110		12月24日	844-857	百四十二丁裏	平野
111	12	6月7日	858	百四十五丁表	
112	12	9月19日	859-869	百四十五丁表	北尾氏
113	12	11月20日	870-879	百四十七丁表	北尾氏
114	13	8月6日	880-893	百四十八丁裏	北尾氏

注) 581号は六円のうち、三円を581号から596号までを周旋した谷崎が、残りの三円を丸須が周旋している。

以上、掲載順に配列したが、見てのとおり時系列で記入されていない。年数を表記している部分について、少なくとも1877(明治10)年7月以降の記入になるため1~6月の表記があるものは1878(明治11)年以降だが、「11」年と明確に記述があるのは1か所だけである。記述のある最終年月日は、1880(明治13)年8月6日であるので、灯台を建築した1878(明治11)年5月以降にも寄附を受けていることがわかった。

さて、ここまで「割印帳」の調査をしてきたが、こちらは寄附をとりまとめた側の資料である。一方、寄附をした側の資料としては、『大阪雑喉場魚問屋史料』に所収の神平(神崎屋平九郎)商店関係史料のうち「明治七(一八七四)年「贈物控」(抄)」(35)があり、ここでは次のように記している。

「十一年

…中略…

五月五日

一 金拾円

右木津川口灯台新築二付、世話懸モ命令ニ付寄附ス」

神平(神崎屋平九郎)は鷺池平九郎のことで、608号兵庫県下第一大区一小区 播磨国明石東魚町隅谷六兵衛から616号の淡路国沼嶋浦魚谷卯兵衛までを取次した人物で、雑魚場の中心人物であった。鷺池個人名での寄附はないが、「世話懸モ命令ニ付」とあることから「5月30日付の50円 魚問屋商」として同業組合から寄附したものと考えられる。

次に、重複して名前が掲載されているものについて(表6)に記しておく、期日の違う寄附を複数回実施しているということは、複数回の寄附依頼があったか、もしくは長期間にわたる寄附の要請があったことが考えられる。

(表6) 複数回の寄附をした者

最初の掲載号 (年.月.日)	2回目の掲載号 (年.月.日)	名前	職業	居所
111(? . 11. 26)	813(? . 10. 23)	扇与兵衛	綿	本町通三丁目
250(? . 7. 22)同日か	785(? . 7. 22)手舩	栖原幸吉	荷受	南堀江通五丁目
262(? . 8. 13)	766(? . 5. 10)	久保勘三郎	荷受	南堀江二番町
272(? . 8. 6)	398(? . 3. 18)	江川六兵衛	魚	靱中通三丁目
278(不明)	387(? . 3. 18)	吉村清次郎	荷受	西道頓堀通二丁目
323(? . 2. 20)	888(13. 8. 6)	荒谷新助		
349(? . 1. 28)	528(? . 3. 19)	堀田清右衛門	席貸	新町北通二丁目
396(? . 3. 18)同日か	433(? . 3. 18)	水野市三郎	塩魚	靱中通一丁目
429(? . 3. 18)	744(? . 5. 10)	深津民三郎		寺嶋
491(? . 3. 19)	711(? . 5. 10)	北村作蔵	材木	三軒家村
503(? . 3. 19)	760(? . 5. 10)	村尾源七	荷受	南堀江三番町
590(? . 4. 24)	811(? . 8. 17)	橋本為助	荷受	薩摩堀南ノ町
639(不明)	668(? . 5. 10)	白藤嘉助	肥物	靱上通二丁目
664(? . 5. 10)	804(? . 8. 6)	岡崎栄次郎	荷受	博労町二丁目

最後に、周旋(取次)人の役職について見てみよう。発起人(金澤卯右衛門ら)から灯台建築に関する意思を周旋人に伝達して寄附を集めたとすると、誰を周旋人にする(もしくは結果として周旋人になった)かが重要であろう。ここでは、(表5)から周旋(取次)人の項目を抽出し、周旋(取次)人の人物像をまとめてみた。「職業及び役職」のうち「商法会議所議員」は『大阪経済史料集成』第8巻の宮本又次「各種組合規約集の解説(中)」に所収の「大阪商員録 役員ノ部」(36)に商法会議所議員として掲載されている者を★印で記載した。

(表7) 周旋人(取次)の役職

	周旋(取次)人名 ()内は筆者注記	行政上の役職(37)	職業及び役職 (★は商法会議所議員)
1	杉谷(市兵衛)	五小区二等戸長兼五等学区取締	荷受問屋一番組
2	戸田(与兵衛)	一小区二等戸長兼四等学区取締	
3	矢辺清兵衛		藍商取締仲買
4	赤松氏(清七郎)	九小区一等戸長兼四等学区取締	
5	丸須武助		米穀商取締 菜種綿実両種物問屋
6	合坂五兵衛		皮革商総代 ★
7	榎並仙太郎		皮革商
8	安田弥三吉		
9	岡本氏(半兵衛)	七小区一等戸長兼四等学区取締	和船東国回漕業取締
10	岸本(與助)		荷受問屋三番組
11	邑松氏		
12	岸田市右衛門		荷受問屋
13	村松氏(善次郎)	六小区一等戸長兼三等学区取締	土砂商
14	新井氏(久兵衛)		テグス商
15	稲本氏(平兵衛)		昆布商 ★
16	富岡(半兵衛)		投資家・実業家
17	小川(三郎兵衛)		材木商
18	名越(愛助)		鉄商
19	谷崎(新五郎)		荷受問屋二番組 ★
20	本岡(五兵衛)		塩魚・干魚・鯉節商取締
21	鷺池(平九郎)		魚商
22	阪上新次郎		魚商
23	竹内(長壽)	一小区一等戸長兼四等学区取締	染物商 商法会議所議員
24	濱田善次郎		荷受問屋二番組、米穀問屋 ★
25	新保惣次郎		荷受問屋一番組
26	上杉(信兵衛)	三小区二等戸長兼四等学区取締	東京積荷問屋、絵具染料商 ★
27	小山		
28	池内(儀兵衛)		荷受問屋三番組 ★
29	平野(平兵衛)		舶来品商 ★
30	北尾氏(重兵衛)	二等区長兼二等学区取締	炭問屋

このうち 26 上杉信兵衛は五代友厚の 1 名分のみの取次である。30 北尾重兵衛においては灯台建築後の寄附周旋を發起人自身が 1880(明治 13)年に実施している。こちらは、1879(明治 12)年 7 月から大阪府の管理下に置かれたことから、灯台建築費に係る不足分の精算目的の可能性はある。以上の結果からは、全小区の戸長あての周旋依頼ではない(38)ことから、同業組合の要人を通じて構成員あてに周旋したものと見受けられる。木津川灯台についての寄附願や發起人を記した資料は見つからないが、すでに紹介した元禄期の堺灯台のように船を入港する者、船により商品を受け取る者への寄附依頼がなされたのではないかと考えられる。

5. 灯台の完成後

5.1 灯台の完成と管理

運用開始から廃止までの主要な出来事についても、文献からみていこう。

(表 8) 灯台完成後の動き

年	月	日	内 容(筆者が要約) 参考文献部分に翻刻あり	文献
1878(明治 11)	5	10	木津川灯台運用開始	(23) 他
	10	23	明治丸巡検のため神戸から木津川灯台へ電報	(39)
		24	検査し「能ク清整セリ」との評価を受ける ビツグルストーン等作業のため 2 時間半ほど滞在 (10/23-24 は明治丸巡検の現況報告)	
1879(明治 12)	2	12	明治丸巡検のため神戸から木津川灯台へ電信	(40)
		13	検査し「点灯器械工合好シ」との評価を受ける 予備の油筒管修繕し 2 時間半ほど滞在 (2/12-13 は明治丸巡検の現況報告)	
	5	2	明治 12 年度大阪府予算案に灯台経費を計上	(41)
	5	26/30	大阪府会に木津川灯台の管理予算を 1 年間の管理費をも って計上、承認 以降毎年計上	(42) (43)
	11	29	風位風力計測機器を海軍が水路局へ依頼して購入	(44)
	12	13	灯台局官吏が巡視し賞賛を請け、さらに美しくするため 塗装変更を検討	(45)
		17	来春より遊歩場にする際に芝を植え付ける予定	(46)
1880(明治 13)	3	10	相州観音崎の有志が灯台を建築する予定があり金澤卯右 衛門氏から木津川灯台の絵図面を写し取って二、三日 前に帰った	(47)
		12	3 月 10 日の記事のうち、「相州」を「但馬国」と修正	(48)
	5	28	大阪府会で木津川灯台管理予算を有志による管理とする よう異議がでるが、多数決により否決。府費により管理 を継続	(49)
1904(明治 37)	7	20	着色を白色に変更	(50)
1928(昭和 3)	10		『主要造船工場設備概要』のうち株式会社藤永田造船所 敷津工場の項目に工場内の配置図が掲載されており灯台 および付属の建築物の配置を掲載	(51) (図 10)
1933(昭和 8)	4	14	同年 5 月 1 日に廃止の公報	(52)
	6	13	木津川尻南防波堤北端に灯台を新設し、同年 6 月 15 日よ り点灯実施の公報	(53)

1879(明治 12)年度より木津川灯台に関する経費が大阪府地方税から支出される。これは(18)の1877(明治 10)年に工部省の巡回船によって派遣された職員へ、県官にて建築、保存すべき灯台を相談したとのこと、および「當所ノ燈主ハ燈臺局ノ主意ニ随テ燈臺ノ保存方ヲ施行スヘキ志願ナルヲ明亮ナリ」(40)という記述から見ると、計画当初から寄附により建築費を捻出するが、大阪府の予算によって管理運営する方針が決まっていた可能性がある。その後、1879(明治 12)年 5 月の大阪府会に点灯後 1 年間の必要経費をもとに次年度の予算として計上して認められている。なお、5 月に大阪府会にかけられているのは、当時の会計年度は 7 月から翌 6 月までだからである。少し長いですが、木津川灯台が地方税により支弁されるに至る府会の議論を『明治十二年度大阪府会議事録』「大阪府會議事録

第十八號」(42)より引用する。

「第十三號

一金一万四千三百七十圓九十四錢四厘街燈并燈臺費

四區ノ地方税ヲ以支辨スヘキ分

内譯

金一万三千九百四十九圓卅三錢四厘街燈費

内

金九千九百九十八圓十四錢四厘 石炭油

金三千九百五十一圓十九錢 點消費

金四百廿一圓六十一錢 木津川燈臺費

内

金二百十圓九十錢 諸雇給

金六十七圓七十一錢 無味香油

金七十三圓 火器

金三十圓 消耗品

金十圓 修繕費

拾三號 街燈并木津川燈臺費説明

街燈ハ人行車運ノ便ニ供シ警察ノ用ヲ助ル等百般ノ便益ヲ要シ燈臺ハ闇夜風雨ノ別ナク海口ヲ標示シ船運ヲ便ニスル等當府下ノ如キ商運旺盛ノ地ハ必須欠ク可ラズ街燈員数千五百七十六基ニシテ點消費半額ハ従前府税ヨリ支辨セルヲ以テ其四區ニアル者ハ畢テ四區地方税ノ支辨ヲ要シ燈臺亦四區ノ支辨ヲ要セサルヲ得ズ依テ十一年ノ現費ニ比革シ本書ノ豫算ヲナスモノナリ」

<以下質疑>…街灯部分は略…(以下、引用者が発言者ごとに改行)

「○三番(龜岡徳太郎)諸雇給ノ細目ヲ何フ

○番外一番(山口)曰ク平均六圓五十錢ノ者二人日給十五錢ノ者一人

○卅二番(高木半)曰ク無味香油トハ如何

○番外一番(山口)曰ク燈臺ニ用ユル油ニテ一夜五合宛ナリ

○卅二番又曰ク是ハ西洋ノ油ナルヤ

○番外一番(山口)曰ク然リ

○廿七番(岡本條太郎)曰ク無味香油ハ光線ノ遠ク達スル故ナルヤ

- 番外一番(山口)曰ク燈臺ニハ必ス此油ヲ要ス
- 十八番(金澤仁兵衛)曰ク火器ハ「ホヤ」ナルヤ將タ油ヲ入ル器ナルヤ
- 番外一番(山口)曰ク「ホヤ」又ハ油ヲ盛ル器ナリ
- 十八番又曰ク年々調ブルヤ
- 番外一番曰ク火器ノ損ジタル修繕又ハ「ホヤ」ノ損ジタルトキ買入ル、豫算ナリ
- 廿七番(岡本條太郎)曰ク消耗品ハ雇入ノ用ニ供スル茶炭等ノ類ニシテ修繕ハ燈臺ヲ修繕スル費用ナルヤ
- 番外一番(山口)曰ク然リ
- 議長(西川甫)ハ既ニ質問畢リスレバ總体ノ可否ヲ論ゼラレト演ヅ」…街灯部分は略…

「 金四百廿一圓六十一錢 木津川燈臺費
 金二百十圓九十錢 諸雇給
 金六十七圓七十一錢 無味香油
 金七十三圓 火器
 金三十圓 消耗品
 金四十圓 修繕費

右六項異議無シ起立全員原案ニ可決ス」

(合字の「ノ」は「シテ」に読み替えた。引用部分の最初に出てくる修繕費十円は誤りで四十円が正しい。)



(図 9) 『明治十二年度地方税収支精算報告』表紙

なお、『明治十二年度地方税収支精算報告』(55)(図 9)での決算では、「金四百貳拾壹圓六拾壹錢」と朱字で予算と「金三百四拾圓三拾七錢七厘 木津川灯台費」と決算が記入されている。

また、翌 1879(明治 12)年度 5 月の府会で「有志の世話するに任さん」との異議があったが、金澤仁兵衛は「此燈臺は大坂繁榮の根元なれば地方税より支辨するを不當ならず」と反論し、起立過半数で原案のとおり可決している(49)。

1879(明治 12)年度以降の予算は継続して計上、承認されている。各資料から予算及び内訳を(表 9)にまとめた。内訳の細分化によって 1890(明治 23)年度以降縦書きで見づらいがご容赦いただきたい。

(表 9) 1879(明治 12)年度以降木津川灯台費予算の推移 (太字は決算額)

予算年度 (明治)	区分	木津川灯台費	内訳					文献
			諸雇給	無味香油	火器	消耗品	修繕費	
12 年度	区部	421 円 61 銭	210 円 90 銭	67 円 71 銭	73 円	30 円	40 円	(54)

予算/決算年度 (明治)	区分	木津川灯台費	内 訳					諸雇給は点灯人と小使の合計	文献
			諸雇給	需用費	修繕費	臨時費	郵便税		
12年度	区部	340円37銭7厘	197円16銭	85円57銭2厘	57円64銭5厘			(55)	
13年度	区部	530円87銭9厘	223円80銭	227円87銭9厘	60円	12円	1円20銭	(56)	
14年度	区部	340円37銭7厘	255円50銭	230円	130円		運送費:9円	(57)	
15年度	区部	570円8銭1厘	299円30銭	191円78銭1厘	66円		運送費:13円	(58)	
16年度	区部	530円87銭9厘	223円80銭	227円87銭9厘	60円	12円	1円20銭	(59)	
17年度	区部	435円30銭	299円30銭	96円	30円		運送費:10円	(60)	
18年度	区部	315円31銭4厘	210円98銭	64円33銭4厘	30円		運送費:10円	(61)	
19年度	区部	411円41円1厘	281円5銭	70円36銭1厘	50円		運送費:10円	(62)	
20年度	区部	409円21銭7厘	281円82銭	67円39銭7厘	55円		運送費:5円	(63)	
21年度	区部	408円35銭	281円5銭	68円30銭	54円		運送費:5円	(64)	
22年度	区部	408円25銭	281円5銭	68円20銭	54円		運送費:5円	(65)	

予算年度 (明治)	区分	木津川灯台費	内 訳													文献	
			備員給	小使給	旅費	慰労手当	器具器械	薪炭油類	用紙	文具料	雑用消耗品	運搬費	管外郵税	電信料	修繕費		雑費
23年度	市部	368円2銭8厘	219円	62円5銭	13円95銭 (管内旅費)	6円70銭	4円36銭4厘	36円27銭4厘	43銭9厘	3円60銭	14円63銭1厘	5円43銭	(項目なし)	(項目なし)	1円59銭	(項目なし)	(66)
24年度	市部	430円91銭	219円60銭	62円22銭	3円 (管内旅費)	7円70銭	37円66銭	40円64銭3厘	45銭6厘	3円60銭	20円4銭8厘	7円77銭	24銭	50銭	27円47銭3厘	(項目なし)	(67)
25年度	市部	512円30銭8厘	237円25銭	65円70銭	4円20銭	8円30銭	1円40銭	37円63銭	35銭	0	1円98銭	3円50銭	24銭	50銭	151円25銭8厘	(項目なし)	(68)
26年度	市部	405円28銭9厘	237円25銭	65円70銭	4円20銭	8円30銭	15円92銭5厘	38円27銭2厘	36銭	(項目なし)	2円65銭9厘	3円70銭	24銭	50銭	27円88銭3厘	50銭	(69)
27年度	市部	509円34銭1厘	248円20銭	65円70銭	4円20銭	8円60銭	4円1銭	36円29銭	37銭	(項目なし)	13円79銭8厘	4円50銭	24銭	50銭	123円53銭3厘	0銭	(70)
28年度	市部	572円51銭2厘	248円88銭	0	3円60銭	6円80銭	3円60銭5厘	32円53銭7厘	(項目なし)	(項目なし)	13円67銭5厘	4円50銭	(管内)96銭 (管外)24銭	50銭	256円76銭5厘	(項目なし)	(71)

この通り大きな修理費を除いてほぼ一定の予算が措置されており、1892(明治 25)年度以降に寄附者が負担していた費目を移管するような大幅な増加や費目の追加もない。太字は朱字で修正された精算後の金額を意味する。1879(明治 12)年度は予算を別枠にし、決算と分けて両方を掲載した。1881(明治 14)年度は木津川灯台費の合計 624 円 50 銭(内訳を合計した金額)を印字した横に朱字で 340 円 37 銭 7 厘と修正されており修正後の数値を掲載、内訳については修正前の金額のみ記載されており(修正後の金額は不明)、修正前の金額をそのまま掲載している。1885(明治 18)年度は内訳も修正後の金額を資料に記載されており、そのまま転記している。1890(明治 23)年度は決算資料を元に作成した。

(表 9)に記述できなかった予算掲載については次の通り。

- ・明治 21 年度予算に郡部>區町村土木補助費>堺灯台費を 91 円 84 銭 1 厘で計上(以降明治 25 年度まで計上継続)
- ・明治 22 年度予算に大阪四区の市制施行にあたり、市部地方税支弁の事業区分議案として安治川常夜灯費(33 円 29 銭 7 厘)を提出(以降計上継続)(ただし 3.2 で前述した「硝子燈籠」との関連は不明)。その説明として「本案安治川常夜燈ヲ府ノ事業トシ市部地方税負擔ト爲サントスルモノハ 曩ニ府會ノ決議ヲ経テ市部地方税負擔トナシタル木津川燈臺ニ等シキモノナルニ由ル」とある。(ルビ、下線は著者記入)
- ・明治 25 年度予算の修繕費 151 円 25 銭 8 厘のうち、灯台及事務所屋根修繕の費用として 21 円 65 銭 8 厘、波戸石垣築造費 129 円 60 銭を計上している。
- ・明治 26 年度予算より郡部>土木費>港湾費に堺灯台費計上。289 円 43 銭 8 厘。(以降計上継続)

また、このような資料も存在する。1881(明治 14)年 12 月 13 日付工部省達第 2 号(72)により全国各地の私設灯台の管理を進める。同年 9 月 19 日附往出第一二〇一号により私築灯台の照会をした海軍省あてに、工部省は 10 月 18 日に往入第二六六〇号(73)により次のとおり回答している。

「是迄人民之私立ヲ許可セシモノ別表ノ通ニ有之候間、為御参考差進申候。尤右ノ内石ノ巻、堺、島原、青森、伏木、木津川、鹿児島、七港ノ義ハ私立人民ヨリノ願ニ依リ實地測量ノ上、適當の器械拂下及建築ノ方法等総テ當省ノ指揮ヲ受ケ候モノニ付、諸標便覽表へ記載致置候義ニ有之。」(句読点一部筆者追記)とあり、明治政府との事前調整についてこの資料でも記述しているほか、別表の記述(木津川と比較のため「堺港」のみ抽出し、木津川を先に記述して作成した)では私築人名は「大坂府地方税」となっており、工部省も 1881(明治 14)年には大阪府の地方税で支弁されていることを把握している。万が一、大阪府地方税への移行が 1892(明治 25)年以降であれば、私築人名の記述は寄附者もし

くは堺港と同様に(大阪)区民とするはずで、既に大阪府により管理していることがわかる。

(表 10)

(別表より抽出して筆者作成)

地名	国郡	標名	私築人名
木津川	摂津国西成郡	臺灯	大坂府地方税
堺港	和泉国大島郡	臺灯	堺港市民

さらに1889(明治22)年4月刊の『工部省沿革報告』(74)の1878(明治11)年5月10日の項目に「大阪府下大阪區民ノ私設ニ係ル後ニ地方税ノ支辨ニ属ス大阪木津川口東岸ノ燈臺成リ第六等燈器ヲ装置シ本日ヲ以テ點火ス燈費ヲ徴収セス」とある。出版された1889(明治22)年には地方税の支弁に属することが記されている。

さて、大阪府と明治政府の公文書から木津川灯台の大阪府による管理の開始について見てきた。二次資料によって1892(明治25)年もしくはそれ以降に大阪府に移管されたという記述の誤りが散見する(75)ものの、『大阪府会議事録』、『大阪府予算報告書』などの大阪府公文書館所蔵の資料から1879(明治12)年7月からであることは明らかである。

上記の誤記は大阪府予算のうち、明治21年度予算に郡部>區町村土木補助費>堺灯台費を91円84銭1厘で計上し、以降明治25年度まで継続的に計上し、明治26年度から郡部>土木費>港湾費>堺灯台費を289円43銭8厘計上し、以降計上継続していることから堺灯台と間違った可能性がある。

さらに間違う可能性のある資料として次の1点をあげておきたい。1885(明治18)年の布達(76)により1892(明治25)年までに私設灯台を廃止するよう定めている。

「○布達第拾壹號 沿海府縣

明治五年十月第參百十式號布達ヲ廢シ自今燈標私設ヲ禁止ス

但既設燈標ニシテ従前船舶ヨリ其費用ヲ徴セサルモノハ來ル明治二十五年ヲ限り廢止シ其費用徴取願濟年限ナキモノハ此際相當ノ期限ヲ定メ更ニ工部省ニ願出ヘシ

右布達候事

明治十八年六月五日 太政大臣公爵三條實美

工部卿伯爵佐々木高行」

これにより、私設灯台はすべて1892(明治25)年に廃止もしくは公設に切り替わったものと考えてしまったかもしれない。

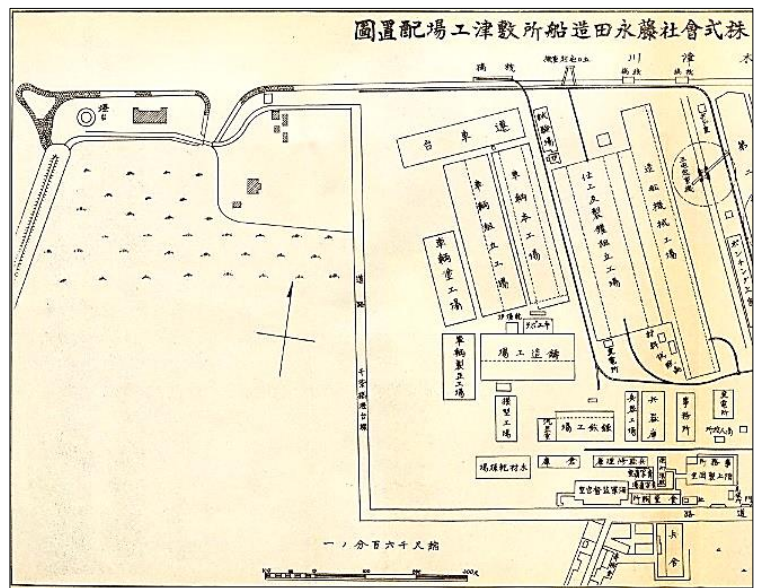
また、主管である燈台局作成の資料でも間違った記述がある資料も存在する。『航路標識便覽表』

(77)の木津川灯台の記事欄の記述で「明治17年1月改正版」では「當地方ノ私費ニ属シ無税」とある。ただし、「明治20年1月改正版」では「大坂府管理ニ属シ地方税ヲ以テ維持シ燈費ヲ徴収セズ」とある。このように資料によって記述が揺れているために、不明確な二次資料が作成されたのであろう。

さて、(表8)灯台完成後の動きに戻ろう。

1880(明治13)年3月10日の観音崎への灯台建築のため図面を複製して持ち帰るとの記事は、神奈川県(相州=相模国)の観音崎灯台(1869(明治2)年)及び副灯(1878(明治11)年8月)は既に完成しているため誤記であり、12日に訂正記事を出している。ただし、訂正記事にある但州(但馬:兵庫県日本海側)には観音崎という灯台はない。浜坂の近くに観音山という海につきだすような地形の山があるものの、当時の浜坂地方での灯台建築計画については資料を見つけ出すことができなかった。可能性がある場所として大阪府岬町の谷川港(観音崎)を指摘しておく。大阪府泉南郡岬町の博物館「岬の歴史館」を管理する同町生涯学習課へ問い合わせたが、灯台に関する資料はないとのことであった(78)。しかし、今後全国のどこかの観音崎(79)で木津川灯台の絵図面(設計図)の写しが発見される可能性があることは今後の楽しみとしたい。

昭和期になってからの灯台の配置図があるのでここで紹介しておく。1928(昭和3)年10月刊『主要造船工場設備概要』(51)(図10)のうち、72-73頁間の挿絵「株式会社藤永田造船所敷津工場配置図」左上に灯台(二重丸)および付属の建築物の配置がわかる。



(図10) 『主要造船工場設備概要』「株式会社藤永田造船所敷津工場」部分 国立国会図書館デジタルコレクションより複製

5.2 灯台の廃止

木津川灯台は1878(明治11)年5月10日から1933(昭和8)年5月1日まで約55年間にわたり木津川口に存在し、1932(昭和7)年に完成した平林地区の埋め立てにより、灯台が河口から内陸へ入ることとなり新たな防波堤に設置した灯台に役割を譲り運用を終えた。

研究対象の木津川灯台と廃止後に完成した木津川口の新しい灯台との比較は次のとおりである。

(表 11) 木津川灯台と廃止後に新規に建築された木津川尻南防波堤灯台の比較

	木津川灯台	木津川尻南防波堤灯台
点	明治 11 年 5 月 10 日～昭和 8 年 5 月 1 日	昭和 8 年 6 月 15 日～
位	北緯： 34 度 37 分 48 秒 東経： 135 度 27 分 44 秒	北緯： 34 度 37 分 26 秒 東経： 135 度 26 分 36 秒
塗	黒白の横段帯 明治 37 年 7 月 20 日より白色	紅色
構	煉瓦石製円形	混凝土(コンクリート)造円形
高さ(基礎から 灯火中央まで)	2 丈 9 尺(約 8m80 cm)	5m70 cm
高さ(水面から 灯火中央まで)	4 丈(約 12m10 cm)	7m32 cm
等	第六等	無等
灯	不動、赤色	アセチレン瓦斯、不動、紅光
明	270 度	全度
光	八里 大正元年からは九里(80)	六裡半
出	『大阪府布令集』 2(天 65)(23)	『官報』第 1933 号(通信省告示 第 1390 号)(46)

6. むすびに

ここまで木津川灯台について中之島図書館所蔵の「割印帳」および公文書から調査してきた。そのなかで、今までわからなかった寄附者の特徴(木津川を利用した堀江や靱の商人達や船所有者)、大阪府への移管の時期について多くの資料が記す 1892(明治 25)年以降ではなく、1879(明治 12)年に大阪府地方税のうち区部により支弁されたことなどいくつか明らかになった。しかし、発起人や寄附の呼びかけについて明らかにする資料は見つけることはできなかった。ただし、これらはこの先資料が発見されて解明されることになるだろう。

余談ではあるが、明治期の大阪にあった灯台は、木津川、天保山、堺の 3 つだけではなく、尻無川口にもあった。『大阪府公報』第五百九十五号 大阪府告示第百二十六号(81)によると「大阪市西區江ノ子島東ノ町四番屋敷飯田松次郎ナルモノ西成郡川南村大字千歳尻無川堤防へ終夜燈建設本月三十日ヨリ點火ス 明治二十四年九月二十六日 大阪府知事山田信道」、さらに翌年 4 月 27 日には、同六百九十六号 大阪府告示第六十一号で濱田新兵衛が譲り受けて自費で点灯する(82)としている。前述した岬町谷川港にも江戸時代から 1892(明治 25)年に廃止されるまで灯台(灯籠)があったこと(83)が資料から分かっている。こと灯台に関してだけでもわかっていないことは多く、こちらの謎はまだ残されたままである。

今回の調査では、大阪府公文書館をはじめ京都大学附属図書館、西宮市立郷土資料館、新発田市立歴史図書館、輪島市立門前図書館など多くの施設で、レファレンス、資料の閲覧や複写等でお世話になった。快く調査に接していただいた皆様に感謝の意を表す。

参考文献・注記

1. はじめに

(図 1) 野村芳国画『京阪名所図会. [5] 大阪木津川口さずの尾之図』 池田房治郎、1885 年 国立国会図書館所蔵 国立国会図書館デジタルコレクションより複製 書誌 ID:000000547604 請求記号:寄別 1-8-1-2
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2591640> (last access:2021. 11. 10)

(1) 「幻の灯台 歴史に光を 大分支えた「木津川」 海保、写真募る」、『毎日新聞』第 48935 号、2018 年 10 月 31 日、大阪夕刊、1 面、毎日新聞社

(2) 「木津川灯台の写真を探しています！ ～ 求む！『幻の』灯台写真 提供のお願い ～」
https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/01main%20contents/11newinfo_events/topics/H30_kidugawatoudai/H30_kidugawatoudai.html (last access:2019. 8. 27)

ただし、2021. 10. 3 現在はサイトが削除されている。国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業(WARP)では 2018. 12. 2 現在の保存データを見ることができる。

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202571/www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/01main%20contents/11newinfo_events/topics/H30_kidugawatoudai/H30_kidugawatoudai.html (last access:2021. 10. 3)

(3) 「幻の灯台、写真あった 絵はがき、米の古書店で 大阪海保、形状から「木津川」と認定」、『毎日新聞』第 48951 号、2018 年 11 月 16 日、大阪夕刊、7 面、毎日新聞社

(4) 「木津川灯台：「しま模様」 古き大阪ミステリー」、『毎日新聞』第 49149 号、2019 年 6 月 3 日、大阪夕刊、1 面、毎日新聞社

2. 木津川の地理と歴史

(図 2) 木津川流域写真 マップナビおおさかより複製し、必要な情報を加筆 令和 3 年 1 月現在の航空写真
マップナビおおさか (大阪市の地図情報サイト) <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>
(last access:2021. 11. 4)

(5) 美啓編「改正日本船路細見記」住田正一編纂『海事史料叢書』第 8 巻 巖松堂書店、1930 年、67 頁

(6) 池田治司「江州勢田川附洲浚と淀川筋御救大浚」245-254 頁、『大阪商業大学商業史博物館紀要』第 5 号 大阪商業大学商業史博物館編 2004 年 7 月

(図 3) 『天保三年壬申歳五月木津川口絵図』 卷子、1 巻、[1832]、肉筆、彩色入、黒塗箱入、大阪市立中央図書館所蔵
管理番号:p0001001、書誌 ID:0013850427、注記/注釈:「なにわの海の時空館」旧蔵資料 下流にて画面拡張のため 2 図 (30×80cm、26×79cm)を添付 大阪市立図書館デジタルアーカイブより複製
<http://image.oml.city.osaka.lg.jp/archive/detail?cls=ancient&pkey=p0001001> (last access:2021. 11. 9)

(図 4) 『木津川口水尾形井堤石波戸亀絵図』 1 鋪、[江戸後期]、写、手彩色、大阪府立中之島図書館所蔵 請求記号:715-2
完成後の図は黄色と緑色が薄れているが完成前と同じような鮮やかな彩色がある。

3. 木津川灯台ができるまで

3.1 近世の木津川口における灯標

(7) 松村明監修『大辞泉 下巻』第 2 版 小学館、2012 年 11 月、[灯明台]2571 頁、[灯台]2561 頁

(8) 堺市役所編纂『堺市史』第 6 巻(資料編第三) 堺市役所、1929 年、710-722 頁

(9) 前田豊邦「大坂の灯明台」70-72 頁、『大阪の歴史』第 44 号、大阪市史調査会、1995 年 3 月
なお、当論文で紹介されたもうひとつの文献『浪花の梅』(『浪華叢書』第 12 巻所収など)については、方角からみて住吉の高灯籠との関係が不明のためここでは考察しないこととした。

(図 5) 大岡尚賢 訂正[他]『増修改正撰州大阪地図』 赤松九兵衛、地図、1 鋪、彩色、[1806(文化 3)]、請求記号:本別 14-31 国立国会図書館所蔵 国立国会図書館デジタルコレクションより複製
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2541883> (last access:2021. 11. 10)
なお、図は灯籠の形と文字を見やすくするため地図の上下を 180 度回転して掲載している。

3.2 全国の幕末維新期の灯台建築

(10) 外務省条約局編纂『旧条約彙纂』第 1 巻第 1 部 外務省条約局、1930 年、56 頁

(11) 工部省[編]『工部省沿革報告』 大蔵省、1888 年叙言、605 頁

(12) 本稿中に民部省や工部省等の所轄省名が複数出てくるが、これは灯台を主管する省庁が頻繁に変更されたためである。本稿に関連する部分だけあげておく。参考：『日本の灯台史 100年の歩み』、アジ研グロッサリーホームページ

期間 ()は旧暦	名称	所轄
(明治元年3月)～	燈明台掛(9月～)	横浜裁判所→神奈川府裁判所(6月)→神奈川県裁判所(9月)
1869年2月(明治2年1月)～	燈明台掛	会計官
1869年5月(明治2年4月)～	燈明台役所	外国官
1969年8月(明治2年7月)～	燈明台役所	外務省(設置による)
1869年10月(明治2年9月)～	燈明台役所	民部・大蔵共管
1870年7-8月(明治3年7月)～	燈明台局	民部省
1870年12月(明治3年閏10月)～	燈明台局	工部省 関係事務はここまで神奈川県が実施
1871年6月(明治4年5月)～	燈明台掛	工部省
1871年9月(明治4年8月)～	灯台寮	工部省
明治10年1月～	灯台局	工部省
明治18年6月～	灯台局	逓信省
明治24年7月～	航路標識管理所	逓信省

(13) 「弁官往復 8月 民部省にて灯明台の義に付弁官より問合」『公文類纂 明治3年 卷11 本省公文 土木部』
 国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード:C09090142700、資料作成日:明治3年8月10日-13日
<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/C09090142700> (last access:2021.11.16)

(14) 『法令全書』明治5年 内閣官報局、1318-1319頁
 「○無號 (八月十日)
 天保山並和田岬燈明臺本器械落成ニ付位置方向別紙之通ニ候間爲心得此段相達候也…(以下略)」

(15) 中井正弘「旧堺港灯台築造時の復元と沿革」『館報』第5号、堺市博物館、1986年3月

(16) 「安治川木津川改所向側へ燈籠取立の計画」[大阪府]船税掛 件名登録番号:0000102947 『規則録 明治3年庚午閏10月[M1-2004-7-1316]』 請求記号:B0-0059-43 簿冊登録番号:0000000037 大阪府公文書館所蔵 簿冊の資料注記:明治3年に大阪府が港を浚渫するための費用として入港する船に帆別銭と称する税を課し実施してその時の明治13年5月(53号)までの記録である。

大阪府知事印 會計長 印

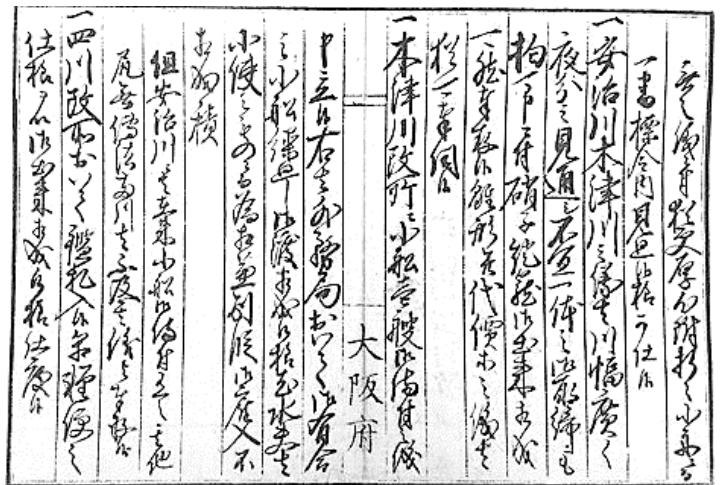
記

- 一 安治川木津川改所向側堤江
 灯籠老ヶ所宛取建
 但本文燈籠之儀ハ松島新廓
 御取建之節御出来相成候 銅屋根付
 燈籠当時外務局江御願相成候分
 御困之積尤硝子張ニ御補記被下度候
 右御取建方御出来相成様仕度候已上
 庚午閏十月 船税掛

上記資料は次の資料(うち硝子燈籠に関する部分のみ翻刻)と一緒に綴じられて、會計長、船税取建掛、四川改番所と連名で合計6名の伺いのうちの1点として府上層部へ提出されており、承認されている。なお、松島遊廓の開設は何いの前年 1869(明治2)年。外務局は大阪府内の組織名称である。

「西園寺権大参事 西園寺
 安藤少参事 安藤
 土肥権少参事 土肥
 吉田権少参事 吉田
 今般船税御取建ニ付廉々詳議
 之趣左ニ相伺申候
 (略)

- 一 安治川木津川之儀ハ川幅廣ク
 夜分之見通シ不宜一体之御取締ニモ
 拘可申ニ付硝子燈籠御出来相成
 可然奉存候雛形并代価等之儀ハ



「安治川木津川改所向側へ燈籠取立の計画」
 『規則録 明治3年庚午閏10月』 部分

猶可奉伺候
(略)
右之趣相伺申候
庚午閏十月

會計長 會計長
船税取建掛 印 印 印
四川改御番所

このように、大阪府庁内で 1870(明治 3)年閏 10 月に作成された府上層部への伺い文が存在するが、ここに書かれた「硝子燈籠」の建築の理由は浚渫予算獲得のための入港(帆別)税の徴取であり、かつ私築灯台は西洋式以外許可しないとした明治 17 年の「工部省 達 第 2 号」を見ると「硝子燈籠」は西洋式灯台ではなく、いわゆる小規模な常夜灯に近いものを指すと考えられるので灯台建築と直接の関わりがある可能性は低い。

(参考)「工部省 達 第二号」『法令全書』明治 17 年 内閣官報局、1197 頁 (引用者が句読点記入)

「○第二號 (三月六日)

燈明臺ノ儀ハ航海者ニ於テ最大緊要ノモノニ候。我國在來ノ私築燈臺ハ器械ノ装置、燈籠ノ組立、點火ノ方法等、不完全ニテ其甚キニ至テハ薄弱ナル硝子張燈籠内ニ人家常用ノランプ一箇若クハ數箇ヲ装置スルモノ有之。…(以下略)」

3.3 建築計画から運用開始まで

(17) 『大坂日報』第 408 号 3 面 1 段目、就將社、1877(明治 10)年 6 月 30 日

「○木津川口の燈臺もいよいよ近日の内着手になると云」

(18) 「千八百七十七年第七月並八月明治丸船航海中巡檢セシ処轄ノ灯台浮標礁標ノ現況報告摘要」『記録材料・工部省第三回年報下』「灯台 第三章 明治丸巡航日誌」16 コマ目 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01606100 明治 10 年 7 月-明治 11 年 6 月 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1811640> (last access:2011.11.11)

(引用者がルビ記入)

「木津川

一 縣官ニテ建築保存ス可キ燈明ヲ設置ノ「^{コト}我輩へ談判ノ為メ大阪府ノ官員出會セリ協議シテ其位置形状等ヲ指画シタリ」

(19) 『読売新聞』第 888 号 3 面 2 段目、読売新聞社、1878(明治 11)年 1 月 6 日 (引用者がルビ削除)

「○大阪木津川口の燈臺は今日より點燈に成るといひ同所城外の操練場にて今日二日と三日に輕氣球を上たといふが、東京の様な天氣では定めし延ましたらう」

前半の記事は他の資料に記載がなく誤報と思われるが、灯光器の取寄せが遅れる前の試験点灯日が 1 月だったのかもしれない。後半は大阪城の大阪鎮台練兵場にて氣球を打ち上げる予定だったが、悪天候で 1 月 2 日と 3 日は中止となり、結果としては 6 日に打ち上げが実施されていることを示しており、なぜ灯台と同じ記事になったかは不明。

(20) 『大阪新報』第 25 号 2 面 1 段目、大阪新報社、1878(明治 11)年 1 月 20 日 (引用者が句読点記入、ルビ削除)

「○木津川口燈明臺に設くる所の燈明器は、該有志社會より代金六百圓を以て英國に注文いたし置しが、いまだ舶來せざるに付、昨日府廳おみてお貸下相成たるは、横濱の燈臺局よりお取寄せこれありし器械にして、中々立派なものなる由。こはこれ來三月一日より發行の筈なりと。」

(21) 『大坂日報』第 575 号 1 面 3 段目、就將社、1878(明治 11)年 1 月 20 日 (引用者が句読点記入)

「○木津川口の燈臺器械は昨朝横濱燈臺局より當府へ來着したり。來る三月一日の夜より點燈せらるゝ由なるが、是は不動赤色にして光線は海上三「マイル」に達すると申す。尤も該器械は燈臺局より一時借受られし物にて、他日英國製器械を取寄せらるゝと申すこと。」

(22) 「明治丸航行日誌概畧」『記録材料・工部省第三回年報下』国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01606100 明治 10 年 7 月-明治 11 年 6 月 34 コマ目

<https://www.digital.archives.go.jp/img/1811640> (last access:2021.11.12) (引用者が句読点記入)

「(略) … 廿一日午前八時三十分神戸ヲ拔錨航行ス。十時三十分木津川沖へ投錨巡回員上陸シテ燈臺ノ位置ヲ測定シ燈塔ノ据設ニ従事。此工業ノタメシンプキンス輩滞在セリ。午後一時点檢ヲ了シ巡回員各陸路燈臺ノ檢査ニ赴ク。是ニ於テ本船ハ堺浦ニ廻航ス。堺燈臺ノ檢査リテ午後四時三十分阪船航行ス。全六時卅分、復神戸港ニ投錨ス。廿二日神戸ニ滞泊シ午後七時シンプキンス等木津川ヨリ阪船ス。二十三日午後八時三十分神戸港ヲ拔錨シ、全十時木津川試ミ点燈ノ光達力ヲ測定シテ航行ス。… (以下略)」

「同」 36 コマ目

「木津川 現今建築中」

「同」 41 コマ目

「木津川

- 一 當所燈臺ハ人民ノ私築ニ係ル器械ハ第六等不動曲射ナリ
- 一 自餘ノ細事ハ之ヲ畧ス

(23) 大阪府史編集室編集『大阪府布令集』二 自明治七年至明治十二年 大阪府、1971年3月、645頁

「四月二六日 木津川口燈臺ノ建設 天六五

當府下木津川口ニ於テ、金澤卯右衛門外數名有志ノ者建設シタル燈臺ニテ、明治十一年五月十日(西曆一千八百七十八年五月十日)ノ夜ヲ初トシ、以後毎夜日没ヨリ日出マデ第六等ノ不動赤色燈ヲ示スベシ

英國海軍局第拾六號ノ地圖ニ依レバ、該燈臺ノ位置ハ北緯三拾四度三十七分四拾八秒ニシテ、「クリーンウイッチ」ヨリ東經百三拾五度貳拾七分四拾四秒ニ在リ、燈臺ハ煉火石製ノ圖形ニシテ、其色黒白ノ横段帯ナリ、其基礎ヨリ燈籠ノ中央マデ高サ貳丈九尺アリ

該燈ハ海面貳百七拾度ヲ照シ、一方ハ南ノ方位ニ於テ東貳拾貳度貳拾分ニ至リ蔽蔭シ、他方ハ北ノ方位ニ於テ川ノ南岸ニ沿ヒ東六拾七度四拾分ニ至リ蔽蔭ス

但、眞方位ナリ

該燈水面上ノ高サ總計四丈ニシテ、晴天ノ時ニハ其光線凡ソ八里(海上里程)ノ遠キニ達スベシ」

(24) 『大坂日報』第656号 1面1段目、就將社、1878(明治11)年4月27日

「大阪府録事 天第六十五號」上記(23)の大阪府令集の文章を掲載。ただし、最後に「右之趣管内無洩相違候事 明治十一年四月廿六日 大阪府知事渡邊昇」が入る。

(25) 『大坂日報』第663号 1面3段目、就將社、1878(明治11)年5月5日 「雑報」(引用者が句読点記入、ルビ削除)

「○今日は木津川燈臺の開業式なるが該臺の前に藁莖をひき、その上に三寶を据て三斗の鏡餅を備へ外に一合取の丸餅を八万縦覧人に投與るよし何れ詳き景況は一覧の上にて認むべし」

(26) 『大阪新報』第112号 1面 大阪新報社、1878(明治11)年5月5日 「雑報」

「○兼ねて本紙に記せし府下木津川口に新築なりし灯明台落成に及びたれば今日点灯式行わるゝ由右に付各大区长を初め第三大区の戸長最寄浜々より船にて場所へ出張なるよしその景況は跡より」

(27) 大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編集『新修大阪市史』史料編第17巻 近代IV経済2 大阪市、2020年1月10日、730-732頁 3 港湾施設の整備 5 木津川灯台の建設 出典:「金沢仁作関係文書」より

「明治十一年五月五日、木津川口灯台落成式之節祝詞」として知事、永井吉良兵衛、発起人周旋人、大阪府下四大区区长からの祝詞を翻刻、訓読、現代語訳等を掲載する。

(28) 『大坂日報』第664号 2面2段目 就將社、1878(明治11)年5月7日 (引用者が句読点、下線記入、ルビ削除)

「○一昨五日木津川燈臺開業式ありしが、燈臺の周圍は紅白紫三段の幕を張り、灯台は三階にして二階には點燈器械を陳列し、燈器は六等にて赤色なり。同所へ參集せる船は、大御坐船八艘、屋根船二百余艘。此日天氣晴朗風穩にして海上は暈を敷くが如く。蛤を拾に來りし兒女は潮の退くを待て、沖に船を繋ぎて燈臺の下に來り。遙か沖より百余の鬼燈を吊り、笛太鼓つづみにて囃し來る船は、新町の女隊二百五十名、堀江の紅粉連二百余名にて、天女の天降りしかと怪まれ、知事君を乗たる大屋形船は波を截て來り。知事君は令室を携へられ徐々として上陸せられ、燈臺を一見ありて、午後二時木村繁氏燈臺の中央正面に立て、知事君及び其他の祝文を朗読し終つて、餅を投げしが、我れ先と争ふて沖へころげてはならぬと區長心配なし、投げる事は止て三ッ四ッ宛人々の手に渡し、番茶を大釜に沸して諸人に與へ、折詰、酒、燈臺を染たる手拭なども與へ、區長は知事君を伴いて沖へ漕ぎ出し、大網を敷て漁をなしたりと。當日の祝文は左に掲ぐ。

海運ノ利無リセハ、大坂ノ便稱スルニ足ラス。今其利ヲ大ニセンコトヲ欲シ、金澤其他ノ諸氏燈臺ヲ築ヒテ、資本ノ大ナルヲ吝マサルモノハ、獨リ大坂ノ便ヲ圖ルニ止ラス。又將ニ大ニ天下ニ益スル處アラントス。希クハ人々其便ニ因リ彌志ヲ勵マシ業ヲ勉メハ、諸氏ノ篤志亦將ニ該燈ト光輝ヲ万世ニ傳ントス以テ祝ス。

明治十一年五月五日 渡邊昇

縹渺タル滄海ヲ航シ、汪洋タル大洋ヲ涉リ、能ク方向ヲ定メ、航客ヲシテ安全ナラシムルモノハ、只一點ノ燈光万里ヲ映射スルニ由ル也。夫レ浪速ハ本邦古來ノ要港ニシテ、民庶殷阜實ニ三都ニ冠タル所也。況ンヤ方今、米鑑歐舶屢至輻輳スルヲヤ。是ヲ以テ其意ヲ海門ニ注キ、有志數名ト謀リ東奔西走。釀金以テ是ノ燈臺ヲ經營スルニ日ナラスシテ功ヲ竣ヘリ。爰ニ明治十一年五月五日ヲトシ、聊カ開業ノ典ヲ設ケ尚航客ノ益安全ニシテ該府ノ益盛大ナランコトヲ此ニ祝ス。

木津川燈臺 發起人
周旋人」

注) 民鹿 民庶の誤植

米鑑欧舶 米艦欧舶の誤植

麩^{くんし}至 群がりあつまること。

釀^{まき}金 何かをするために必要なお金を出し合うこと。

下線部「ト」は漢字の「ぼく」 うらなつて、よしあしを決めるの意味 (29)も同じ

(29) 『大阪新報』第113号 2面4段目-3面1段目 大阪新報社、1878(明治11)年5月7日 「雑報」

(引用者が句読点、下線記入、2文字の繰り返し記号は文字化、□は不明)

「○前号に記せし如く一昨日は木津川口燈明臺落成の式(前号に點燈式と云へるは誤りなり)を行はれたり。今景況を聞くに、先づ燈臺の飾り付は周圍に五色の吹貫旗を建陳ね石磴を上りし處の入口には唐縮緬三巾の色幕を張り、裡面には一座の机席を設け、大鏡餅神酒などを供へて最嚴かに構へたるが、その中午後三時とも覚ゆる頃には、府廳の土木掛りの吏員を始め、金澤卯右衛門、北尾十兵衛、其外建築に關係の人々迄悉く打揃ひたれば、イザとて一同列席し各祝文を朗讀し、頓て式も了りたれば、燈臺の中段より兼て準備ありし小餅を群衆せる見物人へ投與へしかば、人々我も我もと倒つ轉つて争ひ拾ふ様は宛がら鼎の湧く如くなかなか可笑事なりしと。又船にて見物する人も多くありて大小の船隻幾個と云ふ數を知らず。左しにも廣き川口も填まるばかりにて、殊更第三大區中の區々は大体船にて見物に出掛けたるが、中にも新町堀江の女子手藝學校よりは各々二百余名の紅粉生徒等が今日を晴れと装ふて大家形に乗組、船の屋根は赤毛氈にて打蓋ひ、白布にて八重十文字に線み付け、數の小提灯を吊り下げ、舳にては幾個の囃子方が三絃笛太鼓杯を囃し立、標目の旗を川風に打靡かしたるは、彼の呉人が競渡も此の豪華には及ばざるべしと思はるゝばかりの壯觀なりし。尚を此の日、知事君は家族を携へ浅黄幕を引廻したる中、家形船に乗り來られ霎時の間上陸、燈臺へ登られ再び乗船。紛雜を避け中流に横りて遙かに諸人の戯れ遊ぶを眺め碁など圍まれし様に見受けたりと探訪者の語りき。○此の日燈臺關係の人々の讀上られし祝文幾篇を得たれば左に掲ぐ。但行文の際疑ふべき所なきにあらざるも之を質すに違なければ原書のまゝに記す。

明治十一年五月五日ヲ以木津川海口ニ建設シタル燈臺ヲ開式ス。臺水面ヨリ高「四十尺ニシテ□映八里ニ達ス。蓋金澤卯右衛門北尾十兵衛兩名ノ發起ニシテ府下私設ノ魁タリ。該府ノ殷富ヲ興起スル爰ニ益明□ナリ。吾輩開式ヲ臨視シ、許多ノ有志ノ懇切ト兩名ノ志心ヲ權ヒ艇中ニ記シテ以祝表ニ擬スト云。

大阪府土木掛

縹渺タル滄海ヲ航シ、汪洋タル大洋ヲ涉リ能ク方向ヲ定メ、航客ヲシテ安全ナラシムモノハ、只一點ノ燈光萬里ヲ映射スルニ由ル也。夫レ浪速ハ本邦古來要港ニシテ、民庶殷阜實ニ三都ニ冠タル所也。況ンヤ方今、米艦歐舶層層輻輳スルヲヤ。是ヲ以テ其意ヲ海門ニ注キ、有志數名ト謀リ東奔西走。釀金以テ是燈臺ヲ建營スルニ日ナラスシテ功ヲ竣ヘリ。爰ニ明治十一年五月五日ヲトシ、聊カ開業ノ典ヲ設ケ尙航客ノ益安全ニシテ該府ノ益盛大ナランコトヲ此ニ祝ス。

木津川燈臺 發起人
周旋人

祝木津川口燈臺竣功

大凡天下之事興一利則一害相踵而生焉利豈以有害不可爲之乎。顧在斟量於其重輕耳。獨有大利。而無小害者此燈臺之經營耶。其標燈之照海。四方船舶凝睛。而不誤長洋之森漫。不避乙夜之晦冥。定方向、由鍼路、以得人與貨相共安寧。嗚呼其功德之大如此。誰不與於我同盟。然則天之保祐此偉業。不俟我言陋。昭々乎而明。聊陳祝意、且狀其景致。贊曰、標燈所輝。萬舶指馳。譬如北辰ノ衆星拱之。

明治十一年五月 大阪府下四大區々長

祝文

今茲明治十一年五月五日木津川口燈臺工竣。抑此舉タルヤ攝陽之一商金澤氏之基礎ニヨリシテ落成ス。今ヨリ後暗夜船客此一燈光ヲ望見シ千歡萬喜セン。加之内外ノ物貨運搬ノ便彌盛大ニシテ永ク此燈光ト俱ニ輝曜センヲ仰望ス。謹テ鄙言以□祝ス。

大阪府下 永井吉郎兵衛」

注)紅粉 紅と白粉から、化粧をしている人の意

大阪府下四大區區長からの漢文は一二点、レ点等の訓点があつたが転記しなかつた。また○印は句点と読点に分けた。永井吉郎兵衛は寄附者でもあり、333号で1円の寄附をした阿波堀通1丁目の酢製造販売商。

(30) 『読売新聞』第992号 3面2段目 読売新聞社、1878(明治11)年5月10日 (引用者が句読点記入、ルビ削除)

「○大坂府下第三大區の區長金澤卯兵衛が發起で同所の木津口へ建た燈臺は圓形の煉瓦造りにて、此ほど出來あがり、今日より火を點すので今月五日に開業式が有り、官員も出張になつて新町堀江の女紅場よりは別品が屋形船へ幟を立て笛太鼓で囃しながら出かけ見物人も夥たゞしく餅撒なども有つて餘ほど盛なことでも有りました。」

4. 木津川灯台の建築

4.2 寄附者の住所

(31) 井上正雄『大阪府全志』巻之一 大阪府全志発行所、1922(大正11)年、732頁

(図 6) 寄附者地域別人数分布図

寄附者の人数 10 人を 1mm の円の直径で表した地図(大阪のみ) 西区は町の名称(通)がひとくくりになる単位(例:阿波座では、阿波座、阿波座上・中・下通、阿波堀通、阿波堀裏町の各番丁、各丁目)で図を作成、それ以外は現在の区単位、大阪以外の地図や少人数の場合は小さすぎて割合に応じて作成できず。

(図 7) 寄附者地域別金額分布図

上記に同じ

4.3 寄附者の職業

(表 3) 職業別寄附人数と割合(上位 12 項目) 13、23 は金額で 12 位以内のため記載。

(表 4) 職業別寄附金額と割合(上位 12 項目) 19、34 は人数で 12 位以内のため記載。

(図 8) 寄附者職業別割合グラフ (表 3)(表 4)を比較用にグラフ化、人数は多数から配列、金額は人数と同じ配列

(32) 山野寿男「大坂と北前船」『ちんちょうち』平成 27 年第 7 号 NPO 法人水澄、2015 年、161-162 頁

(33) 蒲田利郎編纂『南北堀江誌』 南北堀江誌刊行会、1929(昭和 4)年、43-188 頁

(34) 川端直正『靱の歴史』 野村修造、1974 年 10 月、[第五章 靱の塩干魚商と肥物商]22-36 頁、[第七章 靱海産物市場と諸商業組合]、42-49 頁 ただし、本文の章名は「[第五章 靱の塩干商と肥物商]」

4.4 割印帳の記入日と寄附周旋(取次)人

(35) 「一 明治七(一八七四)年「贈物控」(抄)」『大阪雑喉場魚問屋史料』三一書房、1997 年 10 月 所収の「神平(神崎屋平九郎)商店関係史料」のうち「二 明治」、165 頁

(36) 宮本又次「各種組合同規約集の解説(中)」、大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第 8 巻 大阪商工業組合同規約集 大阪商工会議所、1976 年 7 月

(37) 吉本禎輔編輯『官員録 全』桑原芳太郎、1877(明治 10)年 7 月 請求記号:子-347

(38) 各戸長を通じた寄附を行わなかったことは、築港義社での強引と思われる戸長からの寄附依頼を避けた可能性がある。
参考)第 3 章産業経済の進展、第 4 節大阪築港と淀川治水「大阪開港と築港計画」385-405 頁、新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』第 5 巻 大阪市、1991 年 3 月

5. 灯台の完成後

5.1 灯台の完成と管理

(39) 「明治十一年七月ヨリ同十二年六月ニ至ル一週年間附属船明治丸ヲ巡航セシムル三回ニシテ派出官員及雇外國人ノ報告數通り左ニ抄録シテ其略況ヲ陳述ス」『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01608100 明治 11 年 7 月-明治 12 年 6 月 13-14 コマ目

<https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句読点、および一行目(午後)記入 下線は本文のまま)

「全廿三日…(略)… 全(午後)八時神戸港へ投錨シ即時本局并目標山及木津川燈臺へ電報ヲ発ス。全廿四日午前六時神戸ヲ拔錨シ航行。全八時堺へ投錨シ巡回員上陸シテ燈臺ヲ檢スルニ不調整ナリ。事果テ全十時飯船航行シ、全十一時木津川ニ投錨シ之ヲ檢スルニ能ク調整セリ。ビツクルストン等工業ノ為メ滞在ス。午後一時三十分飯船航行シ、全二時十五分目標山沖へ投錨シ、巡回員上陸シテ之ヲ檢スルニ燈臺其他ヨク調整セリ。全四時三十分事果テ飯船航行。全六時三十分神戸へ投錨ス。全廿五日神戸へ碇泊シ竿燈及ヒ和田岬燈臺ノ検査ヲ為ス。ビツクルストン輩木津川及ヒ目標山ノ工業ヲ竣リ本船ニ飯り神戸竿燈ハヨク調整セリ。…(以下略)」

目標山(灯台)とは、天保山(灯台)のことで名称が天保山灯台に統一されたのは、1884(明治 17)年 10 月 21 日工部省稟告 国立公文書館デジタルコレクション 『公文類聚・第八編・明治十七年・第四十四卷・運輸・船舶車両・車輛・津港・灯台・河渠・橋道・鉄道』 明治 17 年、請求番号:類 00209100、件名:025

<https://www.digital.archives.go.jp/img/2484805> (last access:2011.11.11)による。

「十月廿一日

工部省天保山燈臺名稱一定ノ稟告

工部省稟告

攝津國天保山燈臺名稱ノ義是迄各書類上ニ天保山或ハ目標山燈臺ト色々ニ記載相成居後來取調上不都合ニ付以来天保山燈臺ト一定候條此段及上申置候也十七年十月十四日○十月廿日第一局主査 十月二十一日大臣閱覽済」

(40) 「明治十一年九月六日ヨリ十一月六日ニ至ル各所燈臺浮標及礁標巡見景況英人マクリッチ氏報告抄訳」『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01608100 明治 11 年 7 月-明治 12 年 6 月 25 コマ

目 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句読点記入、合字(ㄗを除く)はカナに変換)

「(略) … 木津川十月廿四日

一 當所ノ燈主ハ燈臺局ノ主意ニ随テ燈臺ノ保存方ヲ施行スヘキ志願ナルㄗ明亮ナリ。燈明番ハ職務ニ最モ未熟ナル形状ナレドモ各物摠テ好ク整頓セリ。此餘ノ小修理事件二三ハ省略ス…(以下略)」

「[部分タイトルなし] 『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01608100 明治 11 年 7 月-明治 12 年 6 月 39 コマ目 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句読点記入)

「(略) …全十二日…(中略)…全三時十分神戸ニ入港シ、此夜同所ニ碇泊シマクリッチヨリ藤倉技手ヘ電報シ又木津川燈臺ヘ電信ヲ送ル。全十三日午前六時二十分神戸港ヲ抜錨シ、堺ニ向テ進行ス。全八時堺ノ地ニ到リ、上陸シテ燈臺ヲ点検スルニ、点燈器械最適良ナリ、曲射玻璃ノ一片ハ持主ニ於テ異存ナクハ譲受ルㄗヲ申論ス。但損傷有ルトキハ其價ナキユヘ引受サルㄗモ述置タリ。諸事了リテ全九時三十分本船ニ販リ直チニ抜錨。全十一時前木津川ニ到ル。燈臺ヲ検スルニ、点燈器械工合好シ。尤豫備ノ油筒管ニ少シク修繕ヲ施ス。検査事了リテ午後十二時三十分一同本船ニ帰ル。全一時三十分木津川沖ヲ抜錨シ全二時天保山沖ニ到ル。…(以下略)」

「明治十二年第一回巡航中視検スル燈臺諸標及新工業ノ景況并燈臺新築目的ノ地所点検等ノ顛末ヲ記載シテ爰ニ報告ス」 『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01608100 明治 11 年 7 月-明治 12 年 6 月 52 コマ目 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句読点記入)

「木津川

火口油筒通油管等尽ク試検シ其正當ナルㄗヲ発見ス。燈臺ハ一般ニ看守ノ丁寧ナルㄗ明瞭ニシテ堺其他ノ地方燈ニ比スレハ大ニ卓越セリ。燈臺ノ床充分ニ堅固ナラスシテ其上ヲ歩行スル毎ニ大ニ震動シ從テ火焰ニ亦動揺ト其燃方ノ不規則トヲ生ス。依テ當燈臺持主等堅固ニセンㄗヲ契納ス。」

(41) 「大阪府會議議案」 『朝日新聞』 第 79 号 附録 3 面 2 段 朝日新聞社、1879(明治 12)年 5 月 2 日

「第十三號…(中略)…金四百二十一圓六十一錢 木津川燈臺費

内 金二百十圓九十錢 諸雇給 金六十七圓七十一錢 無味香油 金七十三圓 火器 金三十圓 消耗品 金四十圓 修繕費」

(42) 『明治十二年度大阪府會議事録』 2/2 大阪府会、1879(明治 12)年、請求記号:C0-1996-2 登録簿冊番号:0000034630 大阪府公文書館所蔵

(43) 「大阪府會議傍聽録 第廿二回」 『朝日新聞』 第 103 号 附録 1 面 1-2 段 朝日新聞社、1879(明治 12)年 5 月 30 日

(口は不明)

「○五月廿六日の續き」 …(中略)…「○三番(龜岡)問木津川燈臺ノ諸雇給トハ如何ナルモノカ ○答燈臺點消人ナリ月給六圓五十錢ノ者二名日給十五錢ノ者一名ノ見込ナリ ○三十二番(高木)同無味香油トハ燈臺ニ必須ノ油ナルベキガ勿論西洋ノ品ナルベシ大抵一夜ニ何程ヲ要スルヤ ○答問ハル、如ク舶來油ナリ一□五合ヲ定分量トス ○廿七番(岡本)問入念ノ問ニハアレド無味香油ノ油質ハ遠光ノ利クモノカ ○答然リ燈臺ニハ必須物タリ ○次ノ火器ヨリ修繕費迄ハ格別ノ質疑モナカリキ依テ總体論ニ移ル…(街灯部分は略) …○次デ木津川燈臺費目ヲ議スルニ全條異議ナクシテ原案ニ可決ス」

(44) 『朝日新聞』 第 254 号、1 面 3 段 朝日新聞社、1879(明治 12)年 11 月 29 日 (引用者がルビを削除)

「○木津川燈臺に風の方位及び風力を知る器械を備んとて海軍水路局へ依頼して該器を購求せられると」

(45) 『朝日新聞』 第 266 号、1 面 2 段 朝日新聞社、1879(明治 12)年 12 月 13 日 (引用者がルビを削除 □は不明、□内文字は活字判読が難しく推定)

「○西區長金澤卯右衛門氏が發起にて設けられたる木津川口燈臺は此頃燈臺局官吏か巡視の上賞賛^せられしかば猶ほ一層美にせん^とて塗替に着手せられる由にて西區長には見聞のため出張されたり」

(46) 『朝日新聞』 第 269 号、2 面 1 段 朝日新聞社、1879(明治 12)年 12 月 17 日 (引用者がルビを削除)

「○木津川燈臺の下は來春より人民の遊歩場にせらるゝ筈にて此節多分芝草を植付らるゝと云ふ」

(47) 『朝日新聞』 第 333 号、1 面 2 段 朝日新聞社、1880(明治 13)年 3 月 10 日 (引用者がルビを削除)

「○今度相州觀音崎へ同地の有志輩が協議の上燈臺を建築するに付き掛りの人が此地へ來り金澤卯右衛門氏の許に赴き木津川燈臺の繪圖面を寫取り兩三日前歸りしと云ふ」

なお、この記事には誤りがあり、觀音崎灯台はすでに建築されているため、後日(3 月 12 日)に訂正記事(48)が出ている。

(48) 『朝日新聞』 第 335 号、4 面 1 段 朝日新聞社、1880(明治 13)年 3 月 12 日 (強調○部分そのまま)

「○又同日同欄内第廿三項目に今度相州觀音崎へとせしは但馬國觀音崎の誤植なり」

- (49) 「大阪府會議傍聽記」『朝日新聞』第 402 号、3 面 3 段 朝日新聞、1880(明治 13)年 6 月 1 日 (引用者が句読点記入)
「○五月廿八日午前十時各議員席に着く出席廿四人欠席九人…(中略)…書記木津川燈臺費の部を朗讀す。安井君曰く本員は此費額を全廢し有志の世話するに任さん。武田源兵衛君同意す。金澤仁兵衛君は此燈臺は大坂繁榮の根元なれば、地方税より支辨するを不當ならずと辨ず。議長可否の決を取る。起立過半数により原案と決す。」
- (50) 大蔵省印刷局[編]『官報』第 1316 号、1904(明治 37)年 7 月 20 日、473 頁
「通信省告示第三百四十六號
大阪府下摂津國木津川口木津川燈臺(府立)ノ著色ヲ白色ニ變更セリ
明治三十七年七月二十日
通信大臣 大浦兼武」
- (51) (図 10) 通信省管船局編『主要造船工場設備概要』 通信省管船局、1928(昭和 3)年、72-73 頁間挿絵(64 コマ目)
国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2942244> (last access:2021.11.10)
- (52) 大蔵省印刷局[編]『官報』第 1884 号、1933(昭和 8)年 4 月 14 日、363 頁
「◎通信省告示第八百四十一號
大阪府立木津川燈臺ハ昭和八年五月一日之ヲ廢止スル旨同府ヨリ報告アリタリ
昭和八年四月十四日
通信大臣 南 弘」
- (53) 大蔵省印刷局[編]『官報』第 1933 号、1933(昭和 8)年 6 月 13 日、383 頁
「◎通信省告示第千三百九十號
大阪市ニ於テ同港木津川尻南防堤北端ニ左記ノ燈臺ヲ設置シ昭和八年六月十五日ヨリ點燈實施スル旨大阪府ヨリ報告アリタリ
昭和八年六月十三日
通信大臣 南 弘 …(以下略、略部分は本文中(表 11)と同内容)」
- (54) 『明治十二年度地方税収支予算議案』 [大阪府]議事課[租税課]、1880(明治 13)年、請求記号:C0-0059-6002、簿冊登録番号:0000019830 大阪府公文書館所蔵
- (55) (図 9) 『明治十二年度地方税収支精算報告』 [大阪府]庶務課調査掛、1880(明治 13)年、請求記号:C0-0059-6126、簿冊登録番号:0000019853 大阪府公文書館所蔵
- (56) 『明治十三年度地方税収支予算』 [大阪府]議事課[租税課]、1880(明治 13)年、請求記号:C0-0059-6004、簿冊登録番号:0000019832 大阪府公文書館所蔵
- (57) 『明治十四年度地方税収支予算議案』 [大阪府]議事課[地方税掛]、1881(明治 14)年、請求記号:C0-0059-6007、簿冊登録番号:0000019835 大阪府公文書館所蔵
- (58) 『明治十五年度予算書』 1/2 2/2 [大阪府]議事課[調査掛]、1883(明治 16)年、請求記号:C0-0059-6010、簿冊登録番号:0000019838 大阪府公文書館所蔵
- (59) 『明治十六年度地方税予算報告書』 [大阪府]議事課[地方税掛]、1884(明治 17)年、請求記号:C0-0059-6012、簿冊登録番号:0000019840 大阪府公文書館所蔵
- (60) 『明治十七年度地方税予算報告書』 [大阪府]議事課[地方税掛]、1885(明治 18)年、請求記号:C0-0059-6014、簿冊登録番号:0000019842 大阪府公文書館所蔵
- (61) 『明治十八年度地方税予算報告書』 [大阪府]議事課[地方税掛]、1886(明治 19)年、請求記号:C0-0059-6016、簿冊登録番号:0000019844 大阪府公文書館所蔵
- (62) 『明治十九年度地方税予算報告書』 [大阪府第一部]議事課、1887(明治 20)年、請求記号:C0-0059-6018、簿冊登録番号:0000019846 大阪府公文書館所蔵
- (63) 『明治二十年度地方税予算報告書』 [大阪府第一部]議事課、1888(明治 21)年、請求記号:C0-0059-6021、簿冊登録番号:0000019849 大阪府公文書館所蔵
- (64) 『明治二十一年度収支予算報告書』 [大阪府第一部]議事課、1888(明治 21)年、請求記号:C0-0059-6027、簿冊登録番号:0000019855 大阪府公文書館所蔵

- (65) 『明治二十二年度地方税予算報告書』 [大阪府]第一部議事課、1890(明治 23)年、請求記号:C0-0059-6029、簿冊登録番号:0000019857 大阪府公文書館所蔵
- (66) 『明治二十三年度精算報告書』 [大阪府]内務部第一課、1891(明治 24)年、請求記号:C0-0059-6031、簿冊登録番号:0000019859 大阪府公文書館所蔵
- (67) 『明治二十四年度地方税予算報告書』 1/2 2/2 [大阪府]内務部第一課、1892(明治 25)年、請求記号:C0-0059-6032、簿冊登録番号:0000019860 大阪府公文書館所蔵
- (68) 『明治二十五年地方税等予算案』 [大阪府]内務部第一課、1893(明治 26)年、請求記号:C0-0059-6035、簿冊登録番号:0000019863 大阪府公文書館所蔵
- (69) 『明治二十六年地方税等予算案』 [大阪府]内務部第一課、1894(明治 27)年、請求記号:C0-0059-6038、簿冊登録番号:0000019866 大阪府公文書館所蔵
- (70) 『明治二十七年議案』 [大阪府]内務部第一課、1895(明治 28)年、請求記号:C0-0059-6042、簿冊登録番号:0000019870 大阪府公文書館所蔵
- (71) 『明治二十八年地方税等予算案』 [大阪府]内務部第一課、1896(明治 29)年、請求記号:C0-0059-6045、簿冊登録番号:0000019873 大阪府公文書館所蔵
- (72) 「工部省 達 第二号」1881(明治 14)年 12 月 13 日『法令全書』明治 14 年 内閣官報局、893-894 頁
「第二號(十二月十三日) 沿海府縣
御国内海岸燈臺私築ノ儀ハ明治五年十月中第三百拾貳號公布ノ趣ニ依リ當省ヘ經伺ノ上施行可致筈ノ處間々無其儀私築候向モ有之哉ノ趣甚ク不都合ノ次第ニ候元來燈標ノ儀ハ廣ク航海船舶ノ針路ヲ示シ便益ヲ與フル爲ニ候處其設立ノ位置等一般ニ承知不致且海圖上ヘモ掲載無之トキハ却テ航海者ニ危害ヲ與フル基ト相成實ニ不容易儀ニ候條以來右様ノ儀無之様厚ク注意可致就テハ今後燈臺竝浮標礁標等私設ノ儀伺出候節ハ別紙ノ廉々詳細取調可差出尤在來ノ分モ右同様取調至急可届出此旨相達候事(別紙)(…以下略)」
- (73) 「往入 2660 工部省回答 人民私設に属する灯台諸標届出方」 1881(明治 14)年 10 月 18 日、請求記号:海軍省-公文類纂-M14-40-614(防衛省防衛研究所) レファレンスコード:C09115321800 防衛省防衛研究所所蔵 国立公文書館アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ <https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/C09115321800> (last access:2021.11.10)
- (74) 『工部省沿革報告』大蔵省、1889(明治 22)年 4 月、629 頁
- (75) 二次資料によって記述の誤りが散見する
『明治時代の大阪：大阪市史明治時代未定稿 史料第八輯』、『大阪府誌 第 4 編』、『大阪府全志 卷之三』、『日本歴史地名大系 28-[1] 大阪府の地名』など多くの二次資料で明治 25 年以降に大阪府の地方税経済に移る、もしくは大阪府の所管に移るとの記述が見受けられる。
- 幸田成友編『明治時代の大阪』中巻 (大阪市史明治時代未定稿 史料第八輯) 大阪市史料調査会、1982 年 12 月、60 頁
「木津川燈台
十一年木津川口東岸に燈台を新設し、その五月五日落成式を挙ぐ。此燈台は豪商金沢卯右衛門・北尾重兵衛の主唱によりて成れる私設燈台なり。第六等不動赤色にして、高さ水面より四丈、射光八里に達す。建設及年々の経費は有志者の寄附金を以て充て来たりしが、明治二十五年以降地方税経済に移して府庁の管理に属し、公設燈台となれり。現今の木津川燈台即ち之なり。港内にて難破船ある時は最寄船改番所○安治・木津・尻無・伝法へ届け出て、臨機の処置に出でたり。大阪新報、大阪府統計書(明治三十九年)、布告及布達(明治八年)。」
- 『大阪府誌』第 4 編 大阪府、1903(明治 36)年、1229-1230 頁
「木津川燈臺 大阪府西成郡敷津村木津川口舊桔梗形臺場跡にあり。明治十一年五月元同村區長金澤卯右衛門北尾重兵衛其の他有志者の發起し一千六百八十餘圓の寄附金を以つて建設せしものにして、其の構造は煉瓦石造圓形、黑白模様塗布し、基礎より燈火に至る高二丈九尺、水面を抜くこと四丈なり。燈級は第六等、燈質は不動紅色に属し、其の光の達する所、晴天の夜は海面八里にして、該経費は有志者の寄附を以つて充て来たりしが、明治二十五年以降燈臺維持費共悉皆地方税経済に移し、同二十七年四月大いに修復を加へ、また新たに附属物置納家一棟を建設せり。」
- 「元同村區長」は西区(第 3 大区)區長の誤り。「一千六百八十餘圓の寄附金」については建設費部分だけなのか、明治 11 年に寄附した金額なのか詳細は不明。
- 井上正雄『大阪府全志 卷之三』 大阪府全志発行所、1922(大正 11)年、117 頁
「(前略…)然るに明治十一年五月其の桔梗型砲臺の跡に、當時の區長金澤卯右衛門・北尾重兵衛其の他有志者發起し、

寄附金を得て燈臺を建設し、木津川燈臺と稱し、同月十日初めて點燈し、晴天の夜は其の光海上八里に達し、經費はまた有志者の寄附金に依り來りしも、同二十五年大阪府の所管に移れり。」

『日本歴史地名大系』28-[1] 大阪府の地名 平凡社、1986年2月

(76) 「布達 第拾壹號」『法令全書』明治18年上巻 内閣官報局、布達33頁 国立国会図書館デジタルコレクション 192
コマ目 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787966> (last access:2021.11.13)

ただし、「明治五年第三百十二号布達ヲ廢シ灯標私設ヲ禁止ス」『公文類聚・第九編・明治十八年・第十九卷・運輸・津港・燈台・河渠・橋道・鉄道』国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:類 00244100
<https://www.digital.archives.go.jp/img/2457836> (last access:2021.11.13) ではこの布達を出すための考え方や理由を記述している。

(77) 灯台局編纂『[航路標識便覧表]』 逓信省、[1884]-1896.4、請求記号:NC84-J5 国立国会図書館デジタルアーカイブ
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1881742> (last access:2021.11.10) 複数年の資料を合本(ただし、図書館送信参加館のみ)

(78) 大阪府泉南郡岬町の可能性を指摘した理由は、1880(明治13)年3月10日発行の新聞記事での間違いは「多奈川」と「神奈川」の聞き違いからと予想した。真相はどこかの観音崎で図面がでてくればわかるが、いかに。

(79) 1/25,000 地形図の地名等約38万余を収録した 金井弘夫編『新日本地名索引』第1巻 五十音篇 アボック社出版局、1993年 によると「カンノンザキ」という音の地名は北海道から沖縄県まで全国38か所あるとのこと。

5.2 灯台の廃止

(80) 大阪府編『大阪府統計書』大正1年 大阪府、1914年、256頁

6. むすびに

(81) 『大阪府公報』第595号 大阪府、1891(明治24)年9月28日 大阪府公文書館ホームページ電子化資料
<https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/bosatsuInfor.do?method=initPage&from=kenmeiInfo&bosatsucd=0000066673>
(last access:2021.11.13)

「大阪府告示第百二十六號

大阪市西區江ノ子島東ノ町四番屋敷飯田松次郎ナルモノ西成郡川南村大字千歳尻無川堤防へ終夜燈建設本月三十日ヨリ點火ス

明治二十四年九月二十六日 大阪府知事山田信道」

(82) 『大阪府公報』第696号 大阪府、1892(明治25)年4月27日 大阪府公文書館ホームページ電子化資料
<https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/bosatsuInfor.do?method=initPage&from=search&bosatsucd=0000066844>
(last access:2021.11.13)

「大阪府告示第六十一號

西成郡川南村大字千歳尻無川口堤防ニ於ケル終夜燈ハ從來大阪市西區江ノ子島東ノ町四番屋敷飯田松治郎ナル者點火セシカ這般全市西區江戸堀北通五丁目九十五番屋敷濱田新兵衛ナル者之ヲ讓受ケ依然自費ヲ以テ點火ス

明治二十五年四月二十七日 大阪府知事山田信道」

(83) 『大阪府公報』第768号 大阪府、1892(明治25)年10月15日 大阪府公文書館ホームページ電子化資料
<https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/bosatsuInfor.do?method=initPage&from=search&bosatsucd=0000066916>
(last access:2021.11.13)

「大阪府告示第百五十二號

和泉國日根郡多奈川村谷川港ニ設置有之私設燈臺ノ義本年十二月限り廃止スル旨同村長ヨリ届出タリ

明治二十五年十月十五日 大阪府知事山田信道」

なお、本稿入稿後に、主に木津川灯台の写真について調査した KR波那「木津川灯台について」がweb上に公開された。<https://note.com/krhana7/n/n06a6e4829985> (last access:2021.12.12)

日本航空協会HPで公開している宮原アルバム・コレクションから木津川灯台が写っているものを紹介し、(52)(図10)逓信省管船局編『主要造船工場設備概要』もとりあげて官舎にも言及があるので紹介する。

(別掲) 寄附者調査資料

- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第5巻 大阪肥物商組合沿革史 大阪商工会議所、1974年4月
- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第6巻 大阪昆布仲買商組合沿革 大阪商工会議所、1974年12月
- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第7巻 大阪商工業組合規約集 上 大阪商工会議所、1975年12月
- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第8巻 大阪商工業組合規約集 中 大阪商工会議所、1976年7月
- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第9巻 大阪商工業組合規約集 下 大阪商工会議所、1976年12月
- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第10巻 大阪北海産荷受問屋組合沿革史 大阪商工会議所、1977年8月
- 大阪市史編纂所編集『明治初期大阪の同業組合規則』上 坂府商業組合条例(大阪市史史料 第51輯) 大阪市史料調査会、1998年2月
- 大阪市史編纂所編集『明治初期大阪の同業組合規則』下 坂府商業組合条例(大阪市史史料 第52輯) 大阪市史料調査会、1999年2月
- 西野嘉右衛門編『阿波藍沿革史』 西野嘉右衛門、1940年
- 渋谷隆一編『明治期日本全国資産家・地主資料集成』第1巻 日本全国商工人名録 明治31年-1 柏書房、1984年10月
- 三木与吉郎編『阿波藍譜 史話図説篇』 三木産業、1961年11月
- 五十嵐栄吉編集著作『大正人名辞典』 東洋新報社、1914年
- 児玉幸多監修 徳島市史編さん室編集『徳島市史』第3巻 産業経済編・交通通信編 徳島市教育委員会、1983年3月
- 垣貫一右衛門編輯『商工技芸浪華の魁』 垣貫與祐、1882年2月
- 西区史刊行委員会[編]『西区史』第1巻 清文堂出版、1979年
- 原田敬一『日本近代都市史研究』 思文閣出版、1997年11月
- 『絵で見る明治商工便覧』第6巻 所収「住吉堺並豪商案内記」明治16年刊の復刻 ゆまに書房 1987年10月
- 佐賀朝『近代大阪の都市社会構造』 日本経済評論社、2007年12月
- 堺商工会議所創立百周年記念出版委員会編集『堺商工会議所百年史』 堺商工会議所、1982年
- 山口和雄編著『日本産業金融史研究：紡績金融篇』 東京大学出版会、1970年
- 中島邦太郎『大阪商工鑑』 愛々館、1893(明25)年9月
- 『東京大阪木材市場提要』 高知大林区、1909(明41)年7月 (国立国会図書館デジタルコレクション)
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/803439> (last access:2021.11.13)
- 吹田市史編さん委員会編『吹田市史』第7巻 史料編4、1976年
- ふるさとを書く会編集『にぎし：ふるさと語り2』第7号「北前船」 ふるさとを書く会、1999年8月
- 白川部達夫「大坂干鰯屋近江屋市兵衛の経営(2)」東洋大学文学部史学科研究室編『東洋大学文学部紀要・史学科篇』第40号 東洋大学、2014年
- 白川部達夫「大坂干鰯屋近江屋市兵衛の経営(3)」東洋大学文学部史学科研究室編『東洋大学文学部紀要・史学科篇』第41号 東洋大学、2015年
- 山添徳蔵編、太田幾太郎編『大阪実業人名鑑』 大阪広告商報社、1896年10月 (国立国会図書館デジタルコレクション)
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/779110> (last access:2021.11.13)
- 蒲田利郎編纂『南北堀江誌』 南北堀江誌刊行会、1929年
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』第27巻 大阪府、角川書店、1983年10月
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』第30巻 和歌山県、角川書店、1985年7月
- 杉岡政治編『浪花諸商独案内』 杉岡政治、1879年6月
- 三島康雄『造船王川崎正蔵の生涯』 同文館出版、1993年7月
- 岡本信男『水産人物百年史』 水産社、1969年
- 堺市役所編纂『堺市史』第3巻 堺市役所 1930年
- 堺商工会議所創立百周年記念出版委員会編集『堺商工会議所百年史』 堺商工会議所、1982年
- 竹内常善[ほか]編『近代日本における企業家の諸系譜』 大阪大学出版会、1996年7月
- 宮本又郎『企業家たちの幕末維新』メディアファクトリー新書 メディアファクトリー、2012年12月
- 交詢社出版局編『日本紳士録』 交詢社 各版
- 日本全国商工人名録発行所編纂『日本全国商工人名録』上・下 日本全国商工人名録発行所、1898年
- 大阪市史編纂所編集『新修大阪市史』史料編第16巻 近代3 経済1 大阪市、2008年12月
- 「海産荷受問屋組合沿革史」黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第6輯 大阪商科大学経済研究所、1940年
- 『引札』各店の引札

梶原 修（中央図書館）

大阪府立中之島図書館所蔵 請求記号…767-2 百五十五丁

〔翻刻（くずし字の活字への読み替え）について〕

・金額、丁目、通し番号等の数字、氏名については旧字体をそのままとした。

例）壹、貳、拾

ただし、数字の20（廿）、30（卅）については、「二十」「三十」とし、異体字については現代の文字に変換して表記した。 例）崑↓喜など

・金額の数字、氏名以外は原則として新字体に改めた。 例）號↓号、圓↓円など

〔押印について〕

・印[㊦]_㊧については、押印を意味する。

1 最上部の押印は、「金澤」の割印で、灯台建設の中心人物と伝えられる「金澤卯右衛門」が寄附金の請取券と割印をしたものと考えられる。大部分は「金」の一文字が見えるくらいだが、六百十九、六百二十の修正のために貼られた紙の割印として全形が確認できる。他には四百七十二で逆に押印してあり「澤」が確認できた。翻刻では印と表示する。

2 「一」と金額の「金」や「同」の文字の間や取りまとめ金額のあとに○の中に「合」という字が書かれている合印がある。翻刻では[㊦]と表示する。

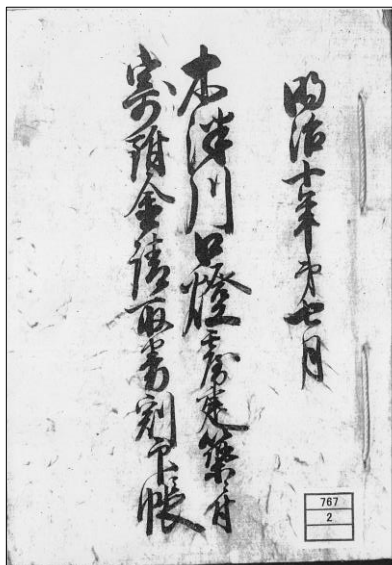
3 百号以降には氏名のあとに、百九十六号以降には金額と氏名の間にある印は、○の中に「済」という字が書かれている押印（済印）である。翻刻では[㊦]と表示する。

〔記入の年月日について〕

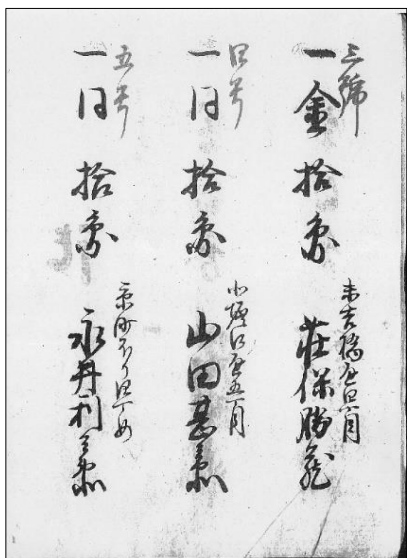
・表紙には明治十年七月とあるが、年月日を記入している最も古いと考えられる日付は老号で（明治十年）七月二十日、最も新しい日付は八百八十から八百九十三までの（明治）十三年八月六日である。なお、時系列で配列されていない。

〔（ ）で記述している部分について〕

・（ ）内に記述したものは説明および間違いを指摘した部分である。



表紙



割印帳内容（二丁裏）

明治十年第七月
木津川口灯台建築二付
寄附金請取券割印帳

記

七月二十日

老号

印一 金百円

杉谷 炭問屋中 請取

表紙
一丁裏

印一 同拾円 徳重助
十五号 立売堀北通六丁目
印一 金拾円 田中喜兵衛

一四丁裏

七月三十一日

式号

印一 金百円

戸田 塩魚干魚鯉節

問屋仲買商役人衆中

濟

一丁裏

三号 末吉橋通四丁目
印一 金拾円 荘保勝蔵

十九号 同式丁目
印一 同拾円 三宅喜兵衛

一四丁裏

四号 北堀江通五丁目
印一 同拾円 山田甚兵衛

式拾号 南堀江通三丁目
印一 同拾円 秋田半次郎

一五丁裏

五号 京町ホリ四丁目
印一 同拾円 永井利兵衛

二十一号 北堀江通四丁目
印一 金拾円 村上市右衛門

六号 末吉橋通四丁目
印一 同拾円 椿本庄助

二十式号 南堀江通三丁目
印一 同拾円 大谷儀兵衛

七号 西長堀北通式丁目
印一 同拾円 久次米庄三郎

二十三号 北堀江通四丁目
印一 同拾円 大久保定次郎

一五丁裏

八号 北堀江通三丁目
印一 同拾円 渡辺太助

二十四号 鞆南通四丁目
印一 同拾円 山崎善右衛門

九号 南堀江通三丁目
印一 金拾円 金谷喜兵衛

二十五号 北堀江通四丁目
印一 同拾円 平澤惣兵衛

拾号 阿波ホリ通三丁目
印一 同拾円 矢邊清兵衛

二十六号 右同町
印一 同拾円 鴻野甚助

一六丁裏

十一号 南ホリ江通四丁目
印一 同拾円 近藤喜兵衛

二十七号 南堀江通五丁目
印一 金拾円 田中利兵衛

十式号 北堀江通五丁目
印一 同拾円 田中栄蔵

二十八号 北堀江通式丁目
印一 同拾円 夷石賀右衛門

十三号 立売堀北通五丁目
印一 同拾円 田中清三郎

二十九号 北堀江通式丁目
印一 同拾円 吉田亀四郎

一六丁裏

十四号 西長堀北通三丁目

三十号 同五丁目
印一 同八円 三好九兵衛

三十一号 印一 同七円	末吉橋(通)四丁目 庄保あく							
三十弍号 印一 同七円	南堀江四丁目 藤木吉兵衛							
三十三号 印一 金六円	北堀江通一丁目 椿本忠兵衛							
三十四号 印一 同五円	右同町 鎌田次三郎							
三十五号 印一 同五円	南堀江(通)三丁目 井上孫兵衛							
三十六号 印一 同五円	同上通四丁目 高橋治三郎							
三十七号 印一 同五円	南堀江通三丁目 飯尾與助							
三十八号 印一 同三円	末吉橋(通)四丁目 井澤政助							
三十九号 印一 金三円	南炭屋町 西山孝助							
四十号 印一 同三円	末吉橋(通)四丁目 椿本仁兵衛							
四十一号 印一 同三円	南堀江通三丁目 瀬尾新平							
四十弍号 印一 同三円	同老丁目 近藤喜三郎							
四十三号 印一 同弍円五拾銭	西長ホリ北通三丁目 阿波半左衛門							
四十四号 印一 同弍円五拾銭	北堀江通三丁目 祖父江利兵衛							
四十五号 印一 金弍円五拾銭	北堀江通弍丁目 小川嘉右衛門							
四十六号 印一 同弍円五拾銭	同 森田九兵衛							
四十七号 印一 同弍円五拾銭	同四丁目 松浦徳藏							
四十八号 印一 同弍円五拾銭	幸町通老丁目 斎藤席之助							
四十九号 印一 同弍円	北炭屋町 元木重兵衛							
五十号 印一 同弍円	北ホリ江下通老丁目 椿本次兵衛							
五十一号 印一 金弍円	西長ホリ北通三丁目 北嶋孫七							
五十二号 印一 同弍円	北堀江下通老丁目 椿本佐兵衛							
五十三号 印一 同弍円	阿ワ堀通三丁目 山口直太郎							
五十四号 印一 同弍円	立売堀北通五丁目 田中清兵衛							
五十五号 印一 同弍円	鞆南通四丁目 多田平次郎							
五十六号 印一 同弍円	南堀江通四丁目 山口政兵衛							
五十七号 印一 金弍円	北堀江通四丁目 山口慧助							
五十八号 印一 同老円五拾銭	南堀江通五丁目 近藤権兵衛							
五十九号 印一 同老円二五銭	同三丁目 鈴木和三郎							
六十号 印一 同老円	右同町 大嶋利助							
六十一号 印一 同老円	西長堀北通弍丁目 米津善五郎							
六十二号 印一 同老円	北堀江通弍丁目 山崎久兵衛							
六十三号 印一 金老円	北堀江通三丁目 泉吉兵衛							
六十四号 印一 同弍円五拾銭	西長堀北通三丁目							

印一 同老円 野村由兵衛

六十五号 右同町 三好常吉

印一 同老円

六十六号 韮上通三丁目 橋本彦兵衛

印一 同老円

六十七号 北渡辺町 濱川弁右衛門

印一 同老円

六十八号 北炭屋町 藤井市兵衛

印一 同老円

六十九号 南堀江通三丁目 田中善助

印一 金壹円

七拾号 立売堀北通三丁目 鎌田長兵衛

印一 同老円

七十一号 南堀江通五丁目 武岡治兵衛

印一 同老円

七十弐号 北堀江通四丁目 田中幸七

印一 同老円

七十三号 南堀江通三丁目 藤谷重兵衛

印一 同五拾銭

七十四号 同五丁め 田中為七

印一 同五拾銭

七十五号 南堀江通三丁目 赤松平兵衛

印一 金五拾銭

七十六号 北堀江上通一丁目 那須佐次兵衛

印一 同五拾銭

七十七号 北堀江通五丁目 筒井嘉兵衛

印一 同五拾銭

七十八号 同式番町 遠藤保次郎

印一 同五拾銭

七十九号 同下通四丁目 武知弥助

印一 同五拾銭

八拾号 北堀江通四丁目 滝山利助

印一 同五拾銭

十二丁裏

八十一号 北堀江通五丁目 三倉義兵衛

印一 金五拾銭

八十二号 立売堀南通五丁目 山口けん

印一 同五拾銭

八十三号 京町堀通四丁目 西井重助

印一 同五拾銭

八十四号 立売堀南通五丁目 浦岡勝次

印一 同五拾銭

八十五号 同北通五丁目 田中長兵衛

印一 同五拾銭

八十六号 鞆南通四丁目 矢田儀兵衛

印一 同五拾銭

八十七号 立売堀南通四丁目 野村九兵衛

印一 金五拾銭

八十八号 北ホリ江下通五丁目 三浦弥兵衛

印一 同五拾銭

八十九号 北堀江式番町 鈴江利右衛門

印一 同二十五銭

九十号 北堀江通四丁目 藤田嘉助

印一 同二十五銭

九十一号 同下通三丁目 岡田右助

印一 同二十五銭

九十弐号 南堀江上通四丁目 高橋次右衛門

印一 同二十五銭

九十三号 北ホリ江下通五丁目 山田久兵衛

印一 金二十五銭

九十四号 右同町 瀬尾茂兵衛

印一 同二十五銭

三号方 九十四号迄 総計 三百九十二円二十五銭 周旋方

矢辺清兵衛

十月二十四日

九十五号

一 同百円

魚問屋中

十五丁表

十七丁裏

十六丁裏

九十六号
印一 同老円 幸田久兵衛

九十七号
印一 同二十五銭 布井嘉助

九十八号
印一 同二十五銭 藤井嘉平

九十九号
印一 金二十五銭 山本久兵衛

十月三十一日
百号 北ホリ江下通五丁目
印一 同五円 嶋村理平

百老号
印一 同五円 北久太郎町式丁目
石田庄七

百弐号
印一 同五円 南綿(屋町)
増井利平

百三号
印一 同五円 塩町式丁目
熊谷孝次郎

百四号
印一 同五円 第三大区九小区
赤松取次
何某

百五号
印一 同五円 鰻谷東之町
大村又三郎

百六号
印一 同五円 第六大区一小区
難波村
遠上猪三郎

百七号
印一 同三円 右同所
長谷川傳次郎

百号方 八名
百七号迄 三拾六円 周旋 赤松氏
十一月二十六日

「十八丁表

「十八丁裏

「十九丁表

「十九丁裏

百八号
印一 同七円 越前吉崎
鹿野専次郎

百九号
印一 同七円 今橋老丁目
秋馬新三郎

百十号
印一 同七円 天満源蔵町
洪谷庄三郎

百十一号
印一 同四円 本町通三丁目
扇与兵衛

百十二号
印一 同三円 兵庫県下西之宮
松野喜助

百十三号
印一 同三円 同県下今津
八軒喜兵衛

百十四号
印一 同三円 同県下尼ヶ崎
中塚弥兵衛

百八号方 七名
百十四号迄 三十四円 周旋丸須武助

十月三十日
百十五号 三大区消防方頭取
吉備竹之助

十月三十一日
百十六号 立売堀南通六丁目
阿波野新右衛門

十二月十九日
百十七号 第二大区消防方頭取
浅野治助

十月二十五日
百十八号 第三大区十一小区
合坂五兵衛

百十九号
印一 同五円 岩田又兵衛

「二十丁表

「二十丁裏

「二十二丁表

「二十二丁裏

百二十号
印一 同三元 佐々木吉五郎 ⑤

百二十一号
印一 同式四五十銭 前田勘兵衛 ⑤

百二十二号
印一 同老円 岩田藤兵衛 ⑤

百二十三号
印一 金壹円 佐々木周次郎 ⑤

百二十四号
印一 同老円 阪井傳次郎 ⑤

百二十五号
印一 同老円 藤田卯三郎 ⑤

百二十六号
印一 同老円 岩本安兵衛 ⑤

百二十七号
印一 同老円 原忠兵衛 ⑤

百二十八号
印一 同老円 佐々木吉良 ⑤

百二十九号
印一 金壹円 和田嘉兵衛 ⑤

百三十号
印一 同五十銭 木下五三郎 ⑤

百三十一号
印一 同五十銭 仲西平兵衛 ⑤

百三十二号
〃

印一 同五拾銭 西森源兵衛 ⑤

百三十三号
印一 同五拾銭 井野清次郎 ⑤

百三十四号
印一 同五拾銭 岩田光造 ⑤

百三十五号
印一 金五拾銭 森川竹松 ⑤

百三十六号
印一 同五拾銭 小野半兵衛 ⑤

百三十七号
印一 同五拾銭 大岡多ん ⑤

百三十八号
印一 同五拾銭 篤田次郎兵衛 ⑤

百三十九号
印一 同五拾銭 佐々木吉兵衛 ⑤

百四十号
印一 同三拾銭 谷坂善兵衛 ⑤

百四十一号
印一 金三拾銭 中尾栄五郎 ⑤

百四十二号
印一 同二十五銭 中西久兵衛 ⑤

百四十三号
印一 同二十五銭 吉村源蔵 ⑤

百四十四号
印一 同二十五銭 池田又吉 ⑤

「二十二丁裏

「二十二丁表

「二十二丁裏

「二十二丁表

「二十二丁裏

「二十二丁表

「二十二丁裏

「二十二丁表

「二十二丁裏

「二十二丁表

「二十二丁裏

「二十二丁表

「二十五丁裏

「二十五丁表

「二十五丁裏

「二十五丁表

「二十五丁裏

「二十五丁表

「二十五丁裏

「二十五丁表

「二十五丁裏

「二十五丁表

「二十五丁裏

「二十五丁表

「二十五丁裏

百四十五号
印一 同二十五銭 酒井茂兵衛 ⑤

百四十六号
印一 同二十五銭 吉村彦七 ⑤

百四十七号
印一 金五拾銭 吉澤佐太郎 ⑤
〔二十七丁裏

百四十八号方 三十名 ⑤ 周旋人
百四十七号迄 〆三十円八十五銭 合坂五兵衛 ⑤
榎並仙太郎

十月三十一日
百四十八号 堺櫛屋町中濱
印一 同五円 土川茂平 ⑤

百四十九号 長堀橋北老丁目〔西〕長堀北〔通〕か
印一 同老円 佐野卯兵衛 ⑤
〔二十六丁裏

百五十号 同所 〔西〕長堀北〔通〕か
印一 同老円 下村栄助 ⑤

百五十一号 大宝寺町東之町
印一 同老円 大村彦兵衛 ⑤

百五十二号 南堀江六丁目
印一 同老円 大西吉蔵 ⑤
〔二十七丁表

百五十三号 南堀江六丁目
印一 金老円 亀谷茂兵衛 ⑤

百五十四号 同五丁目
印一 同老円 斎藤金兵衛 ⑤

百四十八号方 七名
同五十四号迄 〆十一円 周旋 赤松氏

十一月五日
百五十五 第三大区十一小区
印一 同五拾銭 佐々木長五郎 ⑤

百五十六
印一 同五拾銭 沼田勇吉 ⑤
〔二十七丁裏

百五十七 七、せ
印一 同五拾銭 橋本吉兵衛 ⑤

百五十八
印一 同五拾銭 早瀬音松 ⑤
〔二十八丁表

百五十九 七、せ
印一 金五拾銭 花沢傳次郎 ⑤

百六十
印一 同三拾銭 若林与三郎 ⑤

百六十一
印一 同三拾銭 加嶋喜三兵衛 ⑤
〔二十八丁裏

百六十式
印一 同三拾銭 成瀬新吉 ⑤

百六十三
印一 同三拾銭 林敬助 ⑤

百六十四
印一 同二十五銭 大岡圓次郎 ⑤
〔二十九丁表

百六十五
印一 金二十五銭 竹中喜兵衛 ⑤

百六十六
印一 同二十五銭 前田定吉 ⑤

百六十七
印一 同二十五銭 吉田藤次郎 ⑤

〔二十九丁裏

百六十八
印一 同二十五銭 瀧本藤太郎 ⑤

百六十九
印一 同二十五銭 播磨卷太郎 ⑤

百七十
印一 同二十五銭 永岡仙吉 ⑤

百七十一
印一 金二十五銭 三隅治兵衛 ⑤

百七十二
印一 同二十五銭 赤井伊右衛門 ⑤

百七十三
印一 同二十五銭 筒井為之助 ⑤

百七十四
印一 同二十五銭 井野清兵衛 ⑤

百七十五
印一 同二十五銭 三輪佐吉 ⑤

百七十六
印一 同二十五銭 沢田奥蔵 ⑤

百七十七
印一 金二十五銭 荒木栄蔵 ⑤

百七十八
印一 同二十五銭 山中鹿之助 ⑤

百七十九
印一 同二十五銭 三浦繁太郎 ⑤

百八十
印一 同二十五銭 生嶋善四郎 ⑤

┌ 三十丁表

┌ 三十丁裏

┌ 三十二丁表

┌ 三十二丁裏

百八十一
印一 同二十五銭 吉沢弥三郎 ⑤

百八十二
印一 同二十五銭 森兼吉 ⑤

百八十三
印一 金二十五銭 太田為吉 ⑤

百八十四
印一 同二十五銭 木田保次郎 ⑤

百八十五
印一 同二十五銭 石井又七 ⑤

百八十六
印一 同二十五銭 武沢熊吉 ⑤

百八十七
印一 同二十五銭 淡野石松 ⑤

百八十八
印一 同二十五銭 岩田菊松 ⑤

百八十九
印一 金二十五銭 住井惣兵衛 ⑤

百九十
印一 同二十五銭 荒川亀蔵 ⑤

百九十一
印一 同二十五銭 筒井新六 ⑤

百九十二
印一 同二十銭 松田市兵衛 ⑤

┌ 三十二丁表

┌ 三十二丁裏

┌ 三十三丁表

┌ 三十三丁裏

百九十三
印一 同十式錢五厘 木田要藏 ④

百五十五方 三十九名 ④ 周旋 榎本仙太郎 ④
百九十三迄 〱十一円二錢五厘 安田弥三吉

十一月十日
百九十四

印一 同式円五拾錢 谷澤儀右衛門 ④
〱三十四丁表

百九十五
印一 金二十五錢 荒木伊三郎 ④

三月十六日

百九十六 堺県下中之町東一丁
印一 同三円 ④ 泉谷久兵衛

〱 同所中之町大道
百九十七 同式円 ④ 平野嘉平次

〱 同所宿院町大道
百九十八 同式円五拾錢 ④ 泉谷徳平
〱三十四丁裏

〱 長堀橋通式丁目(長堀橋「筋」か)
百九十九 同式円 ④ 河内與三兵衛

〱 大宝寺町中之町
式百号 同式円二十五錢 ④ 久代権七

百九十六方 五名
二百号迄 〱九円七十五錢 周旋 丸須 ④
〱三十五丁表

十二月二十一日
式百号号 立壳堀北通五丁め
一印 金五拾円 ④ 藤野熊蔵

十二月三十一日
式百式号 靱北通四丁目
一印 同三拾円 ④ 金澤仁作

十二月二十一日
式百三号 薩摩堀南之町
一印 同拾円 ④ 杵谷市兵衛

十二月十五日
式百四号 北堀江一番町

〱三十五丁裏

印一 同拾五円 ④ 房田九兵衛

〱 同町
式百五号 同拾円 ④ 水野弥兵衛

〱 同町
式百六号 同拾円 ④ 森田万之助
森田万蔵

〱 北堀江下通六丁め
式百七号 同拾五円 ④ 糘谷太兵衛

〱 同二番町
式百八号 同二拾円 ④ 富岡半兵衛

〱 同町
式百九号 同二拾円 ④ 伊藤吉蔵

〱 同町
式百十号 同拾円 ④ 岡本半兵衛

〱 北堀江三番町
式百十一号 同二十円 ④ 濱田甚兵衛

〱 同町
式百十二号 同拾円 ④ 池内儀助

〱 北堀江三番町
式百十三号 同拾円 ④ 手山次助

〱 同町
式百十四号 同拾円 ④ 山本半平

〱 同町
式百十五号 同七円 ④ 小野久兵衛

〱 同町
式百十六号 同七円 ④ 加嶋久次郎

〱三十七丁裏

〱三十六丁裏

〱三十七丁表

〃 式百十七号 同町
一印 同五円 ⑤ 田中恒助

〃 式百十八号 同町
一印 同三円 ⑤ 平松佐兵衛

〃 式百四号方 十五名 ⑤
式百十八号迄 〆百七十式円 周旋岡本氏 ⑤
〃 三十八丁表

十二月三十一日
式百十九 立売堀北通六丁目
一印 金三十拾円 ⑤ 今井勢兵衛

〃 式百二十 今井勢兵衛手舩
一印 同式円 ⑤ 金勢丸

〃 式百二十一 同
一印 同式円 ⑤ 太勢丸
〃 三十八丁裏

〃 式百二十二 同
一印 同式円 ⑤ 住勢丸

〃 式百二十三 同
一印 同式円 ⑤ 伊勢丸

〃 式百二十四 同
一印 同式円 ⑤ 観勢丸

十二月三十一日
式百二十五 靱南通式丁目
一印 金式拾円 ⑤ 三好直助

十二月二十四日
式百二十六 北堀江通六丁目
一印 同拾円 ⑤ 葛山熊次郎

式百二十七 同町
一印 同五円 川崎磐蔵

十二月二十四日
式百二十八 同町
一印 同三円 ⑤ 前田加助

〃 三十九丁裏

〃 式百二十九 北堀江下通六丁目
一印 同五円 ⑤ 森本清兵衛

〃 式百三十 北堀江一番町
一印 同五円 ⑤ 秋山藤兵衛

〃 式百三十一 北堀江一番町
一印 金五円 ⑤ 益田喜之助
〃 四十丁表

十一月四月十二日
十二月二十四日
式百三十式 同町
一印 同三円 ⑤ 堂嶋佐兵衛

〃 式百三十三 同町
一印 同式円 ⑤ 武田力蔵

〃 式百三十四 同式番町
一印 同式円 ⑤ 灰谷重兵衛
〃 四十丁裏

〃 式百三十五 同三番町
一印 同七円 ⑤ 津田辰次郎

〃 式百三十六 同町
一印 同式円 ⑤ 佐々木伊兵衛
〃 四十一丁表

〃 式百三十七 北堀江三番町
一印 金式円 ⑤ 板原政蔵

式百三十八 同町
一印 同三円 ⑤ 江川儀兵衛
但 老円五十銭八岡本周旋
老円五十銭八岸本周旋 願書通ニ付領収書式
枚ニテ受書ス
右岸本周旋之分十三年八月六日入金済と也
依テ都合三円寄附とス

十二月二十四日
式百三十九 西長堀南通五丁目
一印 同四円 ⑤ 米村佐兵衛

十二月三十一日
〃 四十一丁裏

式百四十 石川県越前国河野浦
一印 同五十円 ④ 右近権左衛門

式百四十一 同国同所
一印 同二十五円 ④ 中村三之丞

十二月二十日
式百四十式 北炭屋町
一印 同五拾銭 ④ 井上仁三郎

「四十二丁表

十二月二十一日
式百四十三 西長堀北通五丁目
一印 同金拾円 ④ 邑松善次郎

式百四十四 新町南通四丁目
一印 同式円 ④ 三宅七兵衛

式百四十五 立売堀南通一丁目
一印 同老円 ④ 郡久兵衛

「四十二丁裏

式百四十六 西長堀北通三丁目
一印 同二十五銭 ④ 嶋上重兵衛

式百四十七 第三大区二小区
一印 同二十五銭 ④ 石田太郎兵衛
京町堀北通三丁目 (「上」通か)

式百四十八 第三大区七小区
一印 同二十五銭 ④ 八木伊之助
北堀江通三丁目

「四十三丁表

式百四十九 第二大区八小区
一印 同二十五銭 ④ 土谷松之助
高津町五番町

式百四十三方 七名 ④
式百四十九迄 〆十四円 周旋邑松氏 ④

七月二十二日
式百五十 南堀江通五丁目
一印 同二十円 ④ 栖原幸吉

式百五十一 北堀江通五丁目

一印 同拾五円 木谷市郎兵衛

「四十三丁裏

八月二十一日
式百五十二 西長堀南通四丁目
一印 同式円 ④ 西田源兵衛

西田源兵衛方岡本
治郎右衛門迄〆二十九名
調中 金未納

式百五十三 幸町通四丁目
一 同五円 鈴木善太郎

八月六日
式百五十四 南堀江通五丁目
一印 同老円 ④ 田中喜三郎

「四十四丁表

八月十三日
式百五十五 南堀江通五丁目
一印 同金五拾銭 ④ 渡辺喜兵衛

式百五十六 西道頓堀通六丁目
一印 同老円 ④ 徳重良助 (重を消して「永」と訂正も徳重が正しい)
永

式百五十七 南堀江三番町
一印 同老円 ④ 兼地九平
「四十四丁裏

八月二十一日
式百五十八 西道頓堀通四丁目
一印 同五拾銭 ④ 木村保平

八月六日
式百五十九 阿ワ堀通三丁目
一印 同五拾銭 ④ 西川源兵衛

八月十三日
式百六十 南堀江通五丁目
一印 同五拾銭 ④ 中嶋定七
「四十五丁表

八月十三日
式百六十一 新町通六丁目
一印 同金老円 ④ 山田卯兵衛

式百六十式 南堀江式番町
一印 同五拾銭 ④ 久保勘三郎

式百六十三 同三番町

印一 同老円 ⑤ 菅原きぬ 〔四十五丁裏〕

八月二十一日

式百六十四 幸町通四丁目

一 同印五拾銭 ⑤ 越野久次郎

式百六十五 松嶋町式丁目

一 同老円 五十嵐新吉

式百六十六 西道頓堀通六丁目

一 同五拾銭 片山清助

〔四十六丁表〕

式百六十七 北堀江老番町

一 金五拾銭 伊藤善右衛門

八月二十一日

式百六十八 南堀江通六丁目

印一 同老円 ⑤ 伊藤茂助

〃

式百六十九 幸町通五丁目

印一 同五拾銭 ⑤ 和田利兵衛

〔四十六丁裏〕

〃

式百七十 南堀江三番町

印一 同五拾銭 ⑤ 廣瀬伊兵衛

〃

式百七十一 新町南通六丁目

印一 同老円五拾銭 ⑤ 門田藤助

八月六日

式百七十式 韮中通三丁目

印一 同五拾銭 ⑤ 江川六兵衛

〔四十七丁表〕

八月六日

式百七十三 韮北通三丁目

印一 金五拾銭 ⑤ 赤澤由太郎

〃

式百七十四 同式丁目

印一 同老円 ⑤ 小山猪三郎

八月十三日

式百七十五 九郎右衛門町

印一 同五拾銭 ⑤ 平野長右衛門

〔四十七丁裏〕

八月六日

式百七十六 韮中通三丁目

印一 同五拾銭 ⑤ 奥野安兵衛

八月六日

式百七十七 土佐堀通五丁目

印一 同五拾銭 ⑤ 武田元助

式百七十八 西道頓堀通三丁目

一 同五拾銭 吉村清次郎

〔四十八丁表〕

八月六日

式百七十九 北堀江通三丁目

印一 金五拾銭 ⑤ 新保専助

八月二十一日

式百八十 新町通五丁目

印一 同五拾銭 ⑤ 岡本治郎右衛門

二百五十方 三十一名 荷受問屋内

二百八十迄 六十円 岸田市右衛門

十一年一月十一日

式百八十一 北堀江下通六丁目

一印⑤ 同三元 ⑤ 森本幸助

〔四十八丁裏〕

〃

式百八十式 右同町

印一⑤ 同三元 ⑤ 田中福松

〃

式百八十三 右同町

印一⑤ 同老円五拾銭 ⑤ 西川嘉七

〃

式百八十四 右同町

印一⑤ 同老円五拾銭 ⑤ 奥田善助

〔四十九丁表〕

〃

式百八十五 北堀江式番町

印一⑤ 金老円五十銭 ⑤ 岡田うた

〃

式百八十六 右同町

印一⑤ 同老円五拾銭 ⑤ 山田修蔵

〃

式百八十七 北堀江三番町

印一⑤ 同老円五拾銭 ⑤ 向山藤三郎

〔四十九丁裏〕

〃

式百八十八 右同町

印一⑤ 同式円 ⑤ 松岡卯三郎

〃 式百八十九 右同町
印一 同式円 ⑤ 竹村作次郎

〃 式百九十 北堀江裏通式丁目
印一 同老巴五拾銭 ⑤ 松田藤七

〃 式百九十一 北堀江通六丁目
印一 金三円 ⑤ 坂太兵衛

式百八十一方 十一名
式百九十一迄 〆二十二円 周旋 岡本氏

十二月二十四日
式百九十式 江戸堀南通老丁目
印一 同二十五銭 ⑤ 宮本六兵衛

〃 式百九十三 二ツ井戸町
印一 同二十五銭 ⑤ 矢野半兵衛

〃 式百九十四 右同町
印一 同二十五銭 ⑤ 七野善兵衛

〃 式百九十五 西九條村
印一 同二十銭 ⑤ 大鳥市兵衛

〃 式百九十六 堂嶋濱通老丁目
印一 同二十銭 ⑤ 井上善次郎

〃 式百九十七 堂嶋濱通式丁目
印一 金二十銭 ⑤ 服部新助

〃 式百九十八 同裏通式丁目
印一 同二十銭 ⑤ 三浦弥五郎

〃 式百九十九 絹笠一番町
印一 同二十銭 ⑤ 三浦甚兵衛

〃 三百 西堀川町
〓 五十二丁裏

印一 同二十銭 ⑤ 三輪和七

〃 三百一 南森町
印一 同二十銭 ⑤ 北川平右衛門

〃 三百式 河内町一丁目
印一 同二十銭 ⑤ 池田市右衛門

〃 三百三 京橋三丁目
印一 金二十銭 ⑤ 荒木仁兵衛

〃 三百四 江戸堀南通五丁目
印一 同二十銭 ⑤ 大西清兵衛

〃 三百五 立売堀南通一丁目
印一 同二十銭 ⑤ 井上半右衛門

〃 三百六 同北通式丁目
印一 同二十銭 ⑤ 福嶋三右衛門

〃 三百七 同六丁目
印一 同二十銭 ⑤ 春木由三郎

〃 三百八 阿波堀通五丁目
印一 同二十銭 ⑤ 土井萬吉

〃 三百九 横堀三丁目
印一 金二十銭 ⑤ 尾崎利右衛門

式百九十二号方 十八名 周旋
三百九号迄 〆三円七十五銭 村松氏

二月二十二日
三百十 池永新兵衛
印一 同五円 ⑤

〃 三百十一 田中安兵衛
印一 同三円 ⑤

〃 〓 五十三丁裏

三百十二
印一 同三円 ⑤ 狩野四郎兵衛

三百十三
印一 同貳円 ⑤ 春木松右衛門

三百十四
印一 同貳円 ⑤ 八木利助

三百十五
印一 金三円 ⑤ 藤本武助

三百十六
印一 同三円 ⑤ 中澤新七

三百十七
印一 同壹円 ⑤ 石坂甚造

三百十八
印一 同貳円 ⑤ 下藏傳十郎
右鉄鋼商組江出金ニ取消ス

三百十九
印一 同五拾錢 ⑤ 中山よね

三百二十
印一 同二十五錢 ⑤ 木下次郎兵衛

三百二十一
印一 金壹円 ⑤ 小橋喜二郎

三百二十二
印一 同壹円 ⑤ 新井久兵衛

三百二十三
印一 同壹円 ⑤ 荒谷新助

三百二十四
〃

印一 同壹円 ⑤ 田原岩二郎

三百二十五
印一 同壹円 ⑤ 松原嘉右衛門

三百二十六
印一 同壹円 ⑤ 泉井藤七

三百二十七
印一 金二十五錢 ⑤ 南利兵衛

三百二十八
印一 同壹円 ⑤ 井上理兵衛

三百二十九
印一 同壹円 ⑤ 木下喜兵衛

三百三十
印一 同壹円 ⑤ 田松龜次郎

三百三十一
印一 同五拾錢 ⑤ 川本平兵衛

三百三十二
印一 同五円 ⑤ 中川九兵衛

三百三十三
印一 金壹円 ⑤ 永井吉郎兵衛

三百三十四 二十三名 周旋
三百三十三迄 〳 三十八円五十錢 ⑤ 新井氏

十二月三十日
三百三十四 久左衛門町瓦商
印一 同貳円 ⑤ 榎本安兵衛

一月二十一日
三百三十五 末吉橋(通)四丁め瓦商
印一 同壹円 ⑤ 小野久兵衛

十二月二十七日
〃

「五十四丁裏

「五十四丁裏

「五十五丁裏

「五十五丁裏

「五十六丁裏

「五十六丁裏

「五十七丁裏

「五十七丁裏

三百三十六 西長堀北通老丁め
印一合 同三円 ⑤ 藪岡伊兵衛

十二月三十日

三百三十七 木幡町
印一合 同老円 ⑤ 新山時蔵

三百二十八

一月二十一日 薩摩堀東ノ町
印一合 同老円 ⑤ 鹿野とき

「五十八丁表

一月二十八日

三百三十九 新町席貸業
印一合 金老円 ⑤ 加藤定次郎

三百四十

印一合 同老円 ⑤ 木原茂平

三百四十一

印一合 同老円 ⑤ 佐藤与七

「五十八丁裏

三百四十二

印一合 同老円 ⑤ 木村喜左衛門

三百四十三

印一合 同老円 ⑤ 黒田槌太郎

三百四十四

印一合 同老円 ⑤ 永井四郎三郎

「五十九丁表

三百四十五

印一 金老円 ⑤ 小山長造

三百四十六

印一 同老円 ⑤ 佐野与兵衛

三百四十七

印一 同老円 ⑤ 本荘五郎兵衛

「五十九丁裏

三百四十八

印一 同老円 ⑤ 沖田太郎

三百四十九
印一 同老円 ⑤ 堀田清右衛門

三百五十
印一 同五拾銭 ⑤ 伊羽野熊次郎

「六十丁表

三百五十一
印一 同五拾銭 ⑤ 木原新三郎

三百五十二
印一 同五拾銭 ⑤ 菱田市兵衛

三百五十三
印一 同五拾銭 ⑤ 渋谷龜造

「六十丁裏

三百五十四
印一 同五拾銭 ⑤ 中嶋清兵衛

三百五十五
印一 同五拾銭 ⑤ 山内與兵衛

三百五十六
印一 同五拾銭 ⑤ 吉川辰次郎

「六十二丁表

三百五十七
印一 金五拾銭 ⑤ 川岸新次郎

三百五十八
印一 同五拾銭 ⑤ 大井長次郎

三百五十九
印一 同五拾銭 ⑤ 藤田儀八

「六十二丁裏

三百六十
印一 同五拾銭 ⑤ 米田谷造

三百六十一 同五拾錢 赤澤重兵衛

三百六十式 同五拾錢 館井孝右衛門

三百六十三 金五拾錢 吉田とね

三百六十四 同五拾錢 土肥清兵衛

三百六十五 同五拾錢 木村栄造

三百六十六 同五拾錢 田中文右衛門

三百六十七 同五拾錢 義村こと

三百六十八 同五拾錢 藤本一海

三百六十九 金拾貳円 沖田市太郎

三百三十九号方 三百六十九号迄 三十三円〇七錢三厘 村松氏

一月三十一日 三百七十

二月八日 三百七十一 同三円 俵彌右衛門

三月十八日 同五拾円 堀口席貸業 藝娼妓中

三百七十二 同老円 南堀江下通三丁目

三百七十三 同老円 同上通五丁目

三百七十四 同五円 道頓堀二ツ井戸

三百七十五 金五円 本願寺津村 別院

三百七十六 同五拾円 南堀江上通五丁目

三百七十七 同老円 同町 布井善兵衛

三百七十八 同老円 新町通老丁目 川邊源助

三百七十九 同五拾錢 八幡町 安田忠兵衛

三百八十 同二十五錢 博労町二丁目 村井清兵衛

三百八十一 金七十五錢 堂嶋裏老丁目 坂野源兵衛

三百八十二 同老円 南本町二丁目 伊藤茂七

三百八十三 同老円 淡路町貳丁目 川井善七

三百八十四 同老円 京橋三丁目 近藤六右衛門

「六十二丁表

「六十四丁表

「六十二丁裏

「六十四丁裏

「六十三丁表

「六十五丁表

「六十三丁裏

「六十五丁裏

三百八十五 蠟（小） （「小」は屋号紋）
印一 同老円 ⑤ 中村儀兵衛

三百八十六 立売堀北通六丁め
印一 同老円 ⑤ 高田安兵衛
┌ 六十六丁表

三百八十七 西道頓堀通式丁目
印一 金老円 ⑤ 吉村清次郎

三百八十八 本田町三丁目 （本田「通」三丁目）
印一 同老円 ⑤ 邑上久左衛門

三百八十九 天満樋ノ上町
印一 同老円 ⑤ 荒尾庄兵衛
┌ 六十六丁裏

三百九十 能登国釵地村
印一 同老円 ⑤ 中塚清作

三百九十一 越後国新発田
印一 同老円 ⑤ 白勢善次郎
（「彦次郎か）

三百九十二 能州釵地村
印一 同老円 ⑤ 中塚佐平
┌ 六十七丁表

三百九十三 木谷伊助取次
印一 金拾五円 ⑤ 木谷伊助
┌ 六十九丁裏

三百七十二方 二十二名
同九十三迄 〆九十一円五十銭 ⑤

三月十八日 荒川惣右衛門
三百九十四 同七円 ⑤ 本岡五兵衛

三百九十五 雄崎市兵衛
一 ⑤ 同六円 ⑤ 雄崎市兵衛
┌ 六十七丁裏

三百九十六 同三円 ⑤ 芳松清左衛門

印一 ⑤ 同六円 ⑤ 水野市三郎

三百九十七 北浦九兵衛
印一 ⑤ 同五円 ⑤ 北浦九兵衛

三百九十八 江川六兵衛
印一 ⑤ 同五円 ⑤ 江川六兵衛
┌ 六十八丁表

三百九十九 板原七兵衛
印一 金五円 ⑤ 板原七兵衛

四百 泉平兵衛
印一 同四円 ⑤ 泉平兵衛

四百老 泉仁三郎
印一 同四円 ⑤ 泉仁三郎
┌ 六十八丁裏

四百弐 平野藤兵衛
印一 同四円 ⑤ 平野藤兵衛

四百三 貴岡忠兵衛
印一 同三円 ⑤ 貴岡忠兵衛

四百四 今津亦兵衛
印一 同三円 ⑤ 今津亦兵衛
┌ 六十九丁表

四百五 永来栄助
印一 金三円 ⑤ 永来栄助

四百六 荒川惣右衛門
印一 同三円 ⑤ 荒川惣右衛門

四百七 古座政七郎
印一 同三円 ⑤ 古座政七郎
┌ 六十九丁裏

四百八 同三円 ⑤ 芳松清左衛門

〃 四百九
印一 同貳円 ⑤ 紀野久兵衛

〃 四百十
印一 同貳円 ⑤ 永田治郎兵衛

〃 四百十一
印一 金貳円 ⑤ 西成新右衛門

〃 四百十二
印一 同貳円 ⑤ 喜多人兵衛

〃 四百十三
印一 同壹円六拾錢 ⑤ 榊由太郎

〃 四百十四
印一 同壹円五拾錢 ⑤ 宮田善兵衛

〃 四百十五
印一 同壹円五拾錢 ⑤ 阪上和二郎

〃 四百十六
印一 同壹円五拾錢 ⑤ 田中勝右衛門

〃 四百十七
印一 金壹円五拾錢 ⑤ 山脇猪之助

〃 四百十八
印一 同壹円五拾錢 ⑤ 友金いと

〃 四百十九
印一 同壹円 ⑤ 永田新助

〃 四百二十
印一 同壹円 ⑤ 池川正蔵

〃 四百二十一

┌ 七十丁表

印一 同壹円 ⑤ 安達竹蔵

〃 四百二十一
印一 同壹円 ⑤ 小笹善兵衛

〃 四百二十二
印一 金壹円 ⑤ 三木五兵衛

〃 四百二十四
印一 同壹円 ⑤ 北脇要蔵

〃 四百二十五
印一 同七拾五錢 ⑤ 中野宇八郎

〃 四百二十六
印一 同七拾五錢 ⑤ 田原はる

〃 四百二十七
印一 同七拾五錢 ⑤ 山名仙助

〃 四百二十八
印一 同七拾五錢 ⑤ 長尾甚三郎

〃 四百二十九
印一 金七拾五錢 ⑤ 深津民三郎

〃 四百三十
印一 同七拾五錢 ⑤ 糸川喜之助

〃 四百三十一
印一 同七拾五錢 ⑤ 泉栄助

〃 四百三十二
印一 同七拾五錢 ⑤ 土井吉兵衛

〃 四百三十三
印一 同六拾錢 ⑤ 水野市三郎

取次

┌ 七十二丁裏

┌ 七十二丁裏

┌ 七十二丁裏

┌ 七十二丁裏

〃 四百三十四
印一 同五拾錢 ⑤ 神崎佐兵衛

〔七十四丁裏

〃 四百三十五
印一 金五拾錢 ⑤ 喜多村半右衛門

〃 四百三十六
印一 同五拾錢 ⑤ 桐山茂三郎

〃 四百三十七
印一 同五拾錢 ⑤ 白藤直七

〔七十四丁裏

〃 四百三十八
印一 同五拾錢 ⑤ 森熊次郎

〃 四百三十九
印一 同五拾錢 ⑤ 舟佐平次

〃 四百四十
印一 同五拾錢 ⑤ 寺田久兵衛

〔七十五丁表

〃 四百四十一
印一 金五拾錢 ⑤ 遠藤吉右衛門

〃 四百四十二
印一 同五拾錢 ⑤ 小山徳太郎

〃 四百四十三
印一 同五拾錢 ⑤ 小西亦四郎

〔七十五丁裏

〃 四百四十四
印一 同三拾錢 ⑤ 伊東末吉

〃 四百四十五
印一 同三拾錢 ⑤ 平田半七

〃 四百四十六

印一 同三拾錢 ⑤ 泉藤蔵

〔七十六丁表

〃 四百四十七
印一 金貳拾錢 ⑤ 日高幸右衛門

〃 四百四十八
印一 同貳拾錢 ⑤ 泉浅七

三百九十四号方 五十五名
四百四十八号迄 〆百円 ⑤ ⑤

三月二十一日

〃 四百四十九
印一 ⑤ 同三円 ⑤ 立売堀北通式丁目
⑤ 山本東助

〔七十六丁裏

〃 四百五十
印一 ⑤ 同老円 ⑤ 阿波座一番町
⑤ 宮武久兵衛

〃 四百五十一
印一 ⑤ 同老円 ⑤ 阿波座下通老丁目
⑤ 嶋佐兵衛

〃 四百五十貳
印一 ⑤ 同五拾錢 ⑤ 立売堀北通式丁目
⑤ 藤井吉兵衛

〔七十七丁表

〃 四百五十三
印一 金五拾錢 ⑤ 立売堀北通一丁目
⑤ 岡嶋忠兵衛

〃 四百五十四
印一 同老円 ⑤ 同町
⑤ 岩崎伊兵衛

〃 四百五十五
印一 同五拾錢 ⑤ 同町
⑤ 山本正兵衛

〔七十七丁裏

〃 四百五十六
印一 同五拾錢 ⑤ 同式丁目
⑤ 川嶋喜兵衛

〃 四百五十七
印一 同老円 ⑤ 阿波座下通二丁目
⑤ 稻本平兵衛

〃

四百五十八 同中通一丁目
印一 同壹円 ⑤ 吉田弥兵衛

「 七十八丁表

四百五十九 立売堀北通一丁目
印一 金壹円五十銭 ⑤ 小杉五兵衛

四百四十九号 二十二名 ⑤
四百七十迄 十八円五十銭 稻本氏
三月十九日 西長堀北通式丁目
一 ⑤ 金式拾円 ⑤ 小川三郎兵衛

「 八十丁表

四百六十 同町
印一 同壹円 ⑤ 佐藤清次郎

四百七十式 右同町
一 印 同拾五円 ⑤ 上村初太郎

四百六十一 同三丁目
印一 同壹円 ⑤ 毛利傳兵衛

「 七十八丁裏

四百七十三 立売堀南通四丁目
一 印 同五円 ⑤ 阪本利兵衛

「 八十丁裏

四百六十二 阿波座中通壹丁目
印一 同壹円 ⑤ 岸井六左衛門

四百七十四 西長堀北通式丁目
一 印 同五円 ⑤ 豊田武兵衛

四百六十三 右同町
印一 同五拾銭 ⑤ 松本益藏

四百七十五 西長堀南通四丁目
一 印 同五円 ⑤ 鈴木長兵衛

四百六十四 同上通一丁目
印一 同五拾銭 ⑤ 寺川儀助

「 七十九丁表

四百七十六 西長堀南通三丁目
一 印 同三円 ⑤ 山田平兵衛

「 八十二丁表

四百六十五 阿波座下通二丁目
印一 金二十五銭 ⑤ 嶋津作助

四百七十七 西長堀南通三丁目
一 印 同三円 ⑤ 中西安三郎

四百六十六 同町
印一 同五拾銭 ⑤ 須山源兵衛

四百七十八 右同町
一 印 同三円 ⑤ 勢川安兵衛

四百六十七 同式丁目
印一 同二十五銭 ⑤ 三橋平兵衛

「 七十九丁裏

四百七十九 幸町通式丁目
一 印 同三円 ⑤ 富士田九平

「 八十二丁裏

四百六十八 立売堀北通三丁目
印一 同五拾銭 ⑤ 松井久右衛門

四百八十 南堀江三番町
一 印 同三円 ⑤ 野口吉十郎

四百六十九 同町
印一 同五拾銭 ⑤ 奥西弥兵衛

四百八十一 西長堀南通式丁目
一 印 同金式円五十銭 ⑤ 紀藤篤親

四百七十 阿ワ座式番町
印一 同壹円 ⑤ 山口佐助

四百八十式 幸町通四丁目

一印 同貳円五十銭 印 布井喜兵衛

「八十二丁裏

四百八十三 南堀江二番町

一印 一 金貳円 ⑤ 大和浦次郎

四百八十四 西長堀北通一丁目

一印 同五円 ⑤ 植田善次郎

四百八十五 立売堀南通三丁目

一印 同貳円 ⑤ 山邑八三郎

「八十二丁裏

四百八十六 西長堀北通貳丁目

一印 同貳円 ⑤ 阪上作次郎

四百八十七 西長堀北通三丁目

一印 同貳円 ⑤ 楠本五兵衛

四百八十八 西長堀南通四丁目

一印 同貳円 ⑤ 釣田源七

「八十三丁表

四百八十九 西長堀南通貳丁目

一印 金貳円 ⑤ 溝口久兵衛

四百九十 西長堀南通四丁目

一印 同貳円 ⑤ 久富清右衛門

四百九十一 第六大区二小区

一印 同壹円五十銭 ⑤ 北村作蔵

「八十三丁裏

四百九十二 同区船津町

一印 同壹円五十銭 ⑤ 俵藤次郎

四百九十三 炭屋町

一印 同壹円 ⑤ 福井治兵衛

四百九十四 西長堀北通四丁目

一印 同壹円 ⑤ 齋藤忠兵衛

「八十四丁裏

四百九十五 第六大区二小区

一印 金壹円 ⑤ 二番組三軒屋村

一印 金壹円 ⑤ 木村解右衛門

四百九十六 南堀江通貳丁目

一印 同壹円 ⑤ 靄崎新兵衛

四百九十七 西長堀北通四丁目

一印 同七拾五銭 ⑤ 南木市助

「八十四丁裏

四百九十八 老松町三丁目

一印 同七拾五銭 ⑤ 井上伊助

四百九十九 立売堀北通三丁目

一印 同七拾五銭 ⑤ 片岡政吉

五百号 西長堀北通貳丁目

一印 同七拾五銭 ⑤ 阿波半左衛門

「八十五丁表

五百一 南堀江三番町

一印 金五拾銭 ⑤ 國見源助

五百二 右同町

一印 同五拾銭 ⑤ 徳崎伊八郎

五百三 右同町

一印 同五拾銭 ⑤ 村尾源七

「八十五丁裏

五百四 松嶋町貳丁目

一印 同五拾銭 ⑤ 宮越市右衛門

同 幸町通貳丁目

五百五 同五拾銭 ⑤ 恩地儀助

五百六 西長堀北通三丁目

一印 同三拾銭 ⑤ 福井嘉兵衛

「八十六丁表

五百七 幸町通五丁目
一印 金三拾錢 ⑤ 木谷熊三郎

五百八 材木置場
一印 同三拾錢 ⑤ 田中甚太郎

五百九 南堀江三番町
一印 同式拾五錢 ⑤ 福井新兵衛

五百十 立売堀南通四丁目
一印 同式拾五錢 ⑤ 前田太助

五百十一 北堀江下通三丁目
一印 同式円五十錢 ⑤ 牧野庄兵衛

五百十二 和歌山県下日高郡御坊
一印 同壹円 ⑤ 上田金兵衛

五百十三 北堀江上通三丁目
一印 金五拾錢 ⑤ 小松安兵衛

五百十四 同下通三丁目
一印 同五拾錢 ⑤ 塚本徳兵衛

五百十五 同町
一印 同五拾錢 ⑤ 和田六兵衛

五百十六 右同町
一印 同二十五錢 ⑤ 泉谷長三郎

五百十七 同下通四丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 井原通

五百十八 塩町壹丁目
一印 同壹円 ⑤ 勝氏

西村氏
一印 同壹円 ⑤ 勝氏
一八十八丁表

五百十九 阿ワ座下通壹丁目
一印 金五拾錢 ⑤ 井上嘉兵衛

五百二十 同町
一印 同二十五錢 ⑤ 萩野弥助

五百二十一 第六大区一小区
ナンバムラ
一印 同二十五錢 ⑤ 井上武助

五百二十二 北堀江上通三丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 井上武兵衛

五百二十三 西長堀北通一丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 今村卯兵衛

五百二十四 同式丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 森下嘉兵衛

五百二十五 西長堀南通式丁目
一印 金二十五錢 ⑤ 今村長兵衛

五百二十六 北堀江上通三丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 福井勘兵衛

五百二十七 新町通式丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 森岡寿平

五百二十八 同北通式丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 堀田清右衛門

五百二十九 西長堀北通二丁目
一印 同二十五錢 ⑤ 中嶋小兵衛

五百三十 北ホリ江(通)三丁目
一印 同十二錢五厘 ⑤ 米谷卯八

南ホリ江通二丁目
五百三十一
一印 同十二錢五厘 ⑤ 米谷卯八
一九十丁表

一八十六丁裏

一八十七丁表

一八十七丁裏

一八十八丁裏

一八十九丁表

一八十九丁裏

一印 金十二錢五厘 ⑤ 田中玄尚

五百三十二 北ホリ江上通三丁め

一印 同十二錢五厘 ⑤ 三羽佐兵衛

五百二十三 西長堀北通二丁め

一印 同十二錢五厘 ⑤ 前田作蔵

「九十二丁裏

五百二十四 塩町通三丁め

一印 同十二錢五厘 ⑤ 江藤清助

五百二十五 高麗橋式丁め

一印 同十二錢五厘 ⑤ 宇野傳七

五百二十六 南堀江通三丁め

一印 同十二錢五厘 ⑤ 木下源次郎

「九十二丁表

五百二十七 西長堀北通老丁め

一印 金十二錢五厘 ⑤ 田中半兵衛

五百二十八 北堀江下通五丁め

一印 同十二錢五厘 ⑤ 後藤虎蔵

五百二十九 同上通三丁め

一印 同拾錢 ⑤ 浅政七

「九十二丁裏

五百四十 同下通四丁め

一印 同六錢二厘五毛 ⑤ 友田文兵衛

五百四十一 同下通三丁め

一印 同六錢二厘五毛 ⑤ 後藤定七

五百四十二 同上通三丁め

一印 同六錢二厘五毛 ⑤ 龜井卯吉

「九十二丁表

五百四十三 南堀江下通二丁め

一印 金六錢二厘五毛 ⑤ 泉上

五百四十四 南堀江通三丁め

一印 同六錢二厘五毛 ⑤ 菱田安次郎

五百四十五 北堀江下通四丁め

一印 同六錢二厘五毛 ⑤ 加納庄兵衛

「九十二丁裏

五百四十六 西長堀北通式丁め

一印 同五錢 ⑤ 吉野万助

五百四十七 同北通老丁め

一印 同五錢 ⑤ 阿部傳兵衛

四百七十一方 七十七名 富岡 ⑤

五百四十七迄 百十四円十錢 小川

四月八日

五百四十八 鐵商中

一印 ⑤ 金五拾円 ⑤ 鐵商中

「九十三丁表

四月八日 薩摩堀北之町

五百四十九 名越愛助

一印 ⑤ 金式拾円 ⑤ 名越愛助

五百四十八号方

五百四十九号マテ 七拾円 周旋名越

四月三十日

五百五十 藤原吉右衛門

一印 ⑤ 同拾円 ⑤ 藤原吉右衛門

五百五十一 吉田六兵衛

一印 同五円 ⑤ 吉田六兵衛

「九十三丁裏

五百五十二 辻伊助

一印 同五円 ⑤ 辻伊助

五百五十三 三谷善七

一印 同五円 ⑤ 三谷善七

五百五十四 遠藤□

一印 同五円 ⑤ 遠藤□

「九十四丁表

〃 五百五十五
印一 金五円 ⑤ 佐野新助

〃 五百五十六
印一 同五円 ⑤ 一入佐兵衛

〃 五百五十七
印一 同五円 ⑤ 今村儀助

┌ 九十四丁裏

五百五十八
印一 同五円 ⑤ 今井新兵衛

〃 五百五十九
印一 同五円 ⑤ 笠谷半兵衛

〃 五百六十
印一 同四円 ⑤ 川端たか

┌ 九十五丁表

〃 五百六十一
印一 金三円 ⑤ 朝田平八郎

〃 五百六十二
印一 同千疋 ⑤ 中原作次郎

〃 五百六十三
印一 同貳円 ⑤ 岩井新蔵

┌ 九十五丁裏

〃 五百六十四
印一 同貳円 ⑤ 西崎作兵衛

五百五十五
五百六十四迄 〆六十八円五十銭 岡本 ⑤

五月一日
五百六十五 北堀江通四丁目
印一 同貳拾円 ⑤ 杉岡庄兵衛

十二年
六月七日
五百六十六 北堀江下通四丁目

印一 同拾円 ⑤ 龜岡善兵衛 ┌ 九十六丁表

十二年六月七日
五百六十七 西長堀南通三丁目
印一 金拾円 ⑤ 高橋弥兵衛

〃 五百六十八 北堀江裏通一丁目
印一 同拾円 ⑤ 小林林之助

十二年六月七日
五百六十九 北堀江下通三丁目
印一 同五円 ⑤ 大浦弥三兵衛

〃 五百六十五方 〆金五十五円 周旋岡本 ┌ 九十六丁裏
〃 六十九迄

五月九日
五百七十
印一 ⑤ 同貳拾円 ⑤ 貿易商社中

(繰り返し記号はミスか)

〃 七月十三日
五百七十一 堺九間町中濱
印一 同五円 ⑤ 宅徳平

〃 五百七十二 船越町貳丁目
印一 同壹円二十五銭 ⑤ 松村藤八 ┌ 九十七丁表

〃 五百七十三 堂嶋濱
印一 金壹円二十五銭 ⑤ 住嶋嘉三郎

〃 五百七十四 同
印一 同壹円二十五銭 ⑤ 河野仁兵衛

〃 五百七十五 同
印一 同壹円二十五銭 ⑤ 岸上弥作 ┌ 九十七丁裏

〃 五百七十六 同
印一 同壹円二十五銭 ⑤ 斎藤與七

〃 五百七十七 安堂寺橋松屋町
印一 同壹円 ⑤ 田中新吉

〃 五百七十八 道頓堀樋ノ上
印一 同式十五銭 ⑤ 中川與兵衛

「 九十八丁表

〃 五百七十九 心齋橋式丁目
印一 金式十五銭 ⑤ 大江源助

〃 五百八十 江戸堀北通五丁目
印一 同式拾五銭 ⑤ 奥西要助

〃 五百七十一方 十名ニテ
〃 八十迄 〆金十三円 周旋丸須

四月二十四日

五百八十一

印一 ⑤ 同六円 ⑤ 三嶋又三郎

内 三円 谷崎周旋 四月二十四日入
三円 丸須同 七月十三日入

「 九十八丁裏

〃 五百八十二
印一 同老円 ⑤ 脇田重五郎

〃 五百八十三
印一 同式円 ⑤ 森本吉兵衛

〃 五百八十四
印一 同老円 ⑤ 前川善三郎

「 九十九丁表

〃 五百八十五
印一 金式円 ⑤ 徳田弥太郎

〃 五百八十六
印一 同式円五十銭 ⑤ 濱崎喜助

〃 五百八十七
印一 同式円 ⑤ 井爪治兵衛

「 九十九丁裏

〃 五百八十八
印一 同式円 ⑤ 原田茂兵衛

五百八十九
印一 同式円 ⑤ 柴田太二郎

〃 五百九十
印一 同式円 ⑤ 橋本為助

〃 五百九十一
印一 金式円 ⑤ 華岡元七

〃 五百九十二
印一 同式円 ⑤ 永濱市兵衛

〃 五百九十三
印一 同式円 ⑤ 上田藤三郎

〃 五百九十四
印一 同四円 ⑤ 各鳥商社

「 百丁裏

〃 五百九十五
印一 同老円 ⑤ 玉手市兵衛

〃 五百九十六
印一 同五円 ⑤ 谷崎新五郎

〃 五百八十一方 十六名ニテ
〃 九十六迄 〆金 周旋谷崎

「 百丁表

五月二日
五百九十七
一 ⑤ 印 金拾円 ⑤ 吉備吉兵衛

五月六日
五百九十八
一 ⑤ 印 同式十円 ⑤ 塩魚問屋中

〃 五百九十九
印一 同五円 ⑤ 同

「 百丁裏

〃 六百号
印一 同式円五十銭 ⑤ 同

六百老
 同式円五十銭 ④ 同

五百九十八方
 六百一号迄 〱三十円 周旋本岡 ④

五月十日
 六百式 西長堀北通四丁目
 同拾円 ④ 太田徳兵衛

〱周旋村松
 〱百三丁表

五月十三日
 六百三 薩摩堀北之町
 同拾円 ④ 松谷卯兵衛

松谷 二十二名分予定札見合ノ下
 大家

〱
 六百四 韃南通四丁目
 同壹円 ④ 大家かつ

六百三号方 式名ニテ
 〱四号迄 〱六円 周旋杉谷

六月二十七日
 六百五 北堀江三番町
 同拾円 ④ 今田忠兵衛

〱
 〱百三丁裏

六百六 同式番町
 同三円五十銭 ④ 嶋谷利兵衛

〱十三円五十銭 岡本

五月三十日
 六百七

同五拾円 ④ 魚問屋商

六百八 兵庫県下第一大区一小区
 播磨国明石東魚町

同壹円五十銭 ④ 隅谷六兵衛
 鷺池取次
 〱百三丁表

〱
 〱百三丁表

六百九 同右同区
 右同国新濱
 有馬久八

六百十 同右同区

同壹円 ④ 中谷甚右衛門
 同右同区

右同国東魚町
 隅谷仁兵衛

〱
 六百十一 同右同区

同拾銭 ④ 中部利兵衛
 同右同町

〱百三丁裏

〱
 六百十二 同右同区

同二十銭 ④ 増本市兵衛
 右同国同所五軒屋敷

〱
 六百十三 同右同区

同拾銭 ④ 同右同区
 右同国同所前濱
 木下荘太郎

〱
 六百十四 同右同区

同八銭 ④ 濱谷清蔵
 右同国同所同濱

〱百四丁表

〱
 六百十五 同

同壹円五十銭 ④ 魚谷庄左衛門
 淡路国沼嶋浦

〱
 六百十六 同
 同壹円 ④ 右同国同浦
 魚谷卯兵衛

〱

〱
 六百十七 同
 同壹円 ④ 右同国同浦
 阪上新次郎取次

同壹円 ④ 角邑喜兵衛

坪内宗吉

六百八〇 十二名
同十七迄 〆七円四十八銭 ㊥

― 百四丁裏

九月三十日

六百十八 土佐堀裏町寄留
愛媛県士族

印一 同拾円 〇 河口淳
戸田

(取次か)

五月三十一日

六百十九 南堀江通六丁目

一印 同 老 円 〇 東与吉
〔拾〕の上から〔老〕を貼紙

〔□(判読不能)の上から〔拾〕を貼紙〕

六百二十 右同町

一印 同 三 拾 円 〇 新保嘉三郎
吉三郎

〔□(判読不能)の上から〔拾〕を貼紙〕

― 百五丁表

六百二十一 新保取次加州瀬越村
一印 金三拾円 〇 船持中

六百二十二 新保客船
一印 同 三 円 四 十 銭 〇 船頭十四人

六百二十三 木津川二十三濱
一印 同 拾 円 〇 上荷中

六百十九 五口
〃 二十三迄 〆七十四円四十銭 赤松 ㊥

五月三十一日

六百二十四 北堀江二番町
一印 同 五 円 〇 栗谷喜八

六百二十五 右同町

一印 同 五 拾 銭 〇 阪井安右衛門

― 百五丁裏

六百二十四五 二名
〆五円五十銭 岡本 ㊥

九月三十日

六百二十六 京町堀上通老丁目
印一 同 五 円 〇 木村平八

六百二十七 江戸堀北通老丁め
印一 金五円 〇 猪飼九兵衛

― 百六丁表

六百二十八 同南通式丁め
印一 同 五 円 〇 加藤武左衛門

六百二十九 京町堀通老丁め
印一 同 五 円 〇 内田幸助

六百三十 土佐堀通三丁め
印一 同 老 円 〇 北村松之助

六百三十一 江戸堀南通一丁め
印一 同 老 円 〇 林善助

六百三十二 同式丁め
印一 同 老 円 〇 戸田きく

六百三十三 京町堀通老丁め
印一 金 老 円 〇 安田正

六百三十四 同式丁め
印一 同 老 円 〇 楠本利助

〆二十五円 竹内
戸田

六月四日

六百三十五 同式拾円 〇 生魚仲買

六百三十六 梶武兵衛
一印 同 五 円 〇 長尾重兵衛
吉田源兵衛

― 百七丁裏

十二年五月七日

六百三十七 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百三十八 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百三十九 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十一 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十二 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十三 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十四 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十五 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十六 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十七 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十八 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百四十九 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百五十 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百五十一 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百五十二 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

六百五十三 韮上通式丁め
印一 同 五 拾 円 〇 金澤仁兵衛

十二年五月十七日
 六百三十八 同上通三丁め
 印一 同三拾円 ⑤ 田中市兵衛
 六百三十九 韮上通二丁め
 印一 金二十弍円 ⑤ 白藤嘉助
 六百四十 同二丁め
 印一 同十七円五十銭 ⑤ 内海作兵衛
 六百四十一 同南通弍丁目
 印一 同七円五十銭 ⑤ 古座谷幸七
 六百四十二 同南通三丁め
 印一 同拾五円 ⑤ 志方勢七
 六百四十三 同北通三丁め
 印一 同拾円 ⑤ 金澤和助
 六百四十四 同南通二丁め
 印一 同七円五十銭 ⑤ 武田甚兵衛
 六百四十五 韮上通三丁め
 印一 金五円 ⑤ 友金平兵衛
 六百四十六 同北通三丁め
 印一 同拾円 ⑤ 戸羽重兵衛
 六百四十七 同上通三丁め
 印一 同拾円 ⑤ 中川庄吉
 六百四十八 同町
 印一 同拾弍円 ⑤ 川口庄太郎
 六百四十九 同北通四丁め
 印一 同拾五円 ⑤ 鎌田平右衛門
 六百五十 同北通弍丁め
 印一 同拾円 ⑤ 山内半兵衛
 六百五十一 韮北通弍丁め
 印一 金拾円 ⑤ 泉惣次郎
 六百五十二 同南通弍丁め
 印一 同拾円 ⑤ 平谷五兵衛
 六百五十三 同北通三丁め
 印一 同五円 ⑤ 近江千助
 六百五十四 同上通三丁め
 ⑤ 百十丁裏

⑤ 百十丁裏

⑤ 百十丁裏

⑤ 百九丁裏

⑤ 百九丁裏

⑤ 百八丁裏

⑤ 百八丁裏

印一 同十五円 ⑤ 山口由兵衛
 六百五十五 同町
 印一 同七円 ⑤ 西岡平蔵
 六百五十六 同北通三丁め
 印一 同拾円 ⑤ 古座谷嘉兵衛
 六百五十七 韮北通三丁め
 印一 金拾円 ⑤ 古座谷傳次郎
 六百三十七 二十一名
 〃 五十七迄 ⑤ 弍百八十八円五十銭
 五月十日
 六百五十八 安治川
 印一 ⑤ 弍十五銭 ⑤ 井上吉五郎
 〃
 六百五十九 同
 印一 同五銭 ⑤ 長田春之助
 〃
 六百六十 同
 印一 同十銭 ⑤ 小豆谷常次郎
 〃
 六百六十一 土佐堀
 印一 同五銭 ⑤ 小山文次郎
 〃
 六百六十二 同
 印一 同五十銭 ⑤ 芦田安兵衛
 〃
 六百六十三 博勞町
 印一 金拾銭 ⑤ 河合庄兵衛
 〃
 六百六十四 同
 印一 同十二銭五厘 ⑤ 岡崎栄次郎
 〃
 六百六十五 西横堀
 印一 同五銭 ⑤ 泉さく
 〃
 六百六十六 同
 同拾銭 ⑤ 川邨喜兵衛
 ⑤ 百十二丁裏

⑤ 百十二丁裏

⑤ 百十二丁裏

⑤ 百十二丁裏

⑤ 百十二丁裏

〃 六百六十七 同
一印 同拾錢 ④ 中嶋治郎吉

〃 六百六十八 靱
一印 同二十五錢 ④ 白藤嘉助

〃 六百六十九 靱
一印 金貳拾錢 ④ 片山和助

〃 六百七十 西道頓堀通式丁目
一印 同五十錢 ④ 吉永喜兵衛

〃 六百七十一 西側町
一印 同壹円 ④ 松田與兵衛

〃 六百七十二 同
一印 同壹円 ④ 寺田治郎兵衛

〃 六百七十三 同
一印 同壹円 ④ 梶原午之助

〃 六百七十四 同
一印 同壹円 ④ 三原定兵衛

〃 六百七十五 同
一印 金七拾五錢 ④ 清水えい

〃 六百七十六 同
一印 同五十錢 ④ 塩谷清兵衛

〃 六百七十七 同
一印 壹円 ④ 大嶋惣七

〃 六百七十八 同
一印 五十錢 ④ 高橋清右衛門

〃 六百七十九 同

┌ 百十三丁裏

一印 同十錢 ④ 濱野清兵衛
〃 六百八十 同
一印 同十五錢 ④ 三原小兵衛

〃 六百八十一 同
一印 金貳十錢 ④ 大嶋伊三郎

〃 六百八十二 同
一印 同拾二錢五厘 ④ 淡本喜助

〃 六百八十三 同
一印 同十五錢 ④ 石井定七

〃 六百八十四 同
一印 同十五錢 ④ 矢野和兵衛

〃 六百八十五 同
一印 同三十錢 ④ 肥田重二郎

〃 六百八十六 同
一印 同十二錢五厘 ④ 土井なを

〃 六百八十七 同
一印 金十二錢五厘 ④ 薬師とら

〃 六百八十八 同
一印 同五十錢 ④ 田中忠次郎

〃 六百八十九 同
一印 同貳十五錢 ④ 須山由兵衛

〃 六百九十 同
一印 同十錢 ④ 柏原ふく

〃 六百九十一 同
一印 同五十錢 ④ 竹川定平

┌ 百十四丁裏

┌ 百十六丁裏

┌ 百十六丁裏

六百九十二 〃
一印 同式十錢 ⑩ 同 石井三右衛門

〔百十七丁裏

六百九十三 〃
一印 金五十錢 ⑩ 同 三原源七

六百九十四 〃
一印 同十五錢 ⑩ 同 岡田與右衛門

六百九十五 〃
一印 同十錢 ⑩ 同 酒井弥太郎

〔百十七丁裏

六百九十六 〃
一印 同式十錢 ⑩ 同 羽村又三郎

六百九十七 〃
一印 同十五錢 ⑩ 同 前田松藏

六百九十八 〃
一印 同十錢 ⑩ 同 中嶋政右衛門

〔百十八丁表

六百九十九 〃
一印 金式十五錢 ⑩ 同 素村卯右衛門

七百号 〃
一印 同式十錢 ⑩ 同 白井武助

七百老 〃
一印 同老円 ⑩ 船津町 龜岡芳三郎

〔百十八丁裏

七百弐 〃
一印 同三拾錢 ⑩ 同 俵勝三郎

七百三 〃
一印 同五十錢 ⑩ 同 長谷伊三郎

七百四 〃
同

一印 同五十錢 ⑩ 夏目久吉

〔百十九丁表

七百五 〃
一印 金老円 ⑩ 三軒家村 木村解右衛門

七百六 〃
一印 同七十五錢 ⑩ 同 熊井惣七

七百七 〃
一印 同七十五錢 ⑩ 同 日原吉兵衛

〔百十九丁裏

七百八 〃
一印 同七十五錢 ⑩ 同 戸田忠兵衛

七百九 〃
一印 同七十五錢 ⑩ 同 真内十三郎

七百十 〃
一印 同七十五錢 ⑩ 同 日高伊右衛門

〔百二十丁表

七百十一 〃
一印 金七十五錢 ⑩ 同 北村作藏

七百十二 〃
一印 同五十錢 ⑩ 同 小原金次郎

七百十三 〃
一印 同五十錢 ⑩ 同 備前久次郎

〔百二十丁裏

七百十四 〃
一印 同二十五錢 ⑩ 同 村上新兵衛

七百十五 〃
一印 同二十五錢 ⑩ 同 八木忠兵衛

七百十六 〃
一印 同二十五錢 ⑩ 同 富田忠五郎

〔百二十一丁表

七百十七 同
一印 金拾貳錢五厘 ④ 木吉萬二郎

七百十八 難波嶋
一印 同壹円七十五錢 ④ 嶋弥兵衛

七百十九 同
一印 同五拾錢 ④ 大田八兵衛
〔 百一十一丁裏

七百二十 同
一印 同貳拾錢 ④ 大田徳兵衛

七百二十一 同
一印 同五拾錢 ④ 嶋久兵衛

七百二十二 同
一印 同拾錢 ④ 佐藤市右衛門
〔 百一十二丁表

七百二十三 同
一印 金五錢 ④ 泉善十郎

七百二十四 同
一印 同三錢 ④ 泉四郎兵衛

七百二十五 同
一印 同五拾錢 ④ 泉利兵衛
〔 百一十二丁裏

七百二十六 同
一印 同拾錢 ④ 左海五郎兵衛

七百二十七 同
一印 同五錢 ④ 大村勘兵衛

七百二十八 同
一印 同拾錢 ④ 池内孫三郎
〔 百一十三丁表

七百二十九 同

一印 金拾錢 ④ 南川善右衛門

七百三十 同
一印 同拾錢 ④ 西川藤四郎

七百三十一 同
一印 同二十錢 ④ 嶋源兵衛
〔 百一十三丁裏

七百三十二 同
一印 同三拾錢 ④ 嶋権三郎

七百三十三 今木新田
一印 同五拾錢 ④ 水谷五郎兵衛

七百三十四 同
一印 同三錢 ④ 松本儀助
〔 百一十四丁表

七百三十五 同
一印 金二十錢 ④ 塗谷卯兵衛

七百三十六 同
一印 同二十錢 ④ 村田利兵衛

七百三十七 同
一印 同四錢 ④ 淡谷助太郎
〔 百一十四丁裏

七百三十八 同
一印 同拾錢 ④ 安宅七三郎

七百三十九 同
一印 同五錢 ④ 佐藤太助

七百四十 同
一印 同拾錢 ④ 矢倉孫兵衛
〔 百一十五丁表

七百四十一 同
一印 金二十錢 ④ 今津安兵衛

〃 七百四十二 寺嶋
 一印 同貳円 ⑤ 紀野吉二郎
 〃 七百四十三 同
 一印 同壹円 ⑤ 宮越市右衛門
 〃 七百四十四 同
 一印 同二十五銭 ⑤ 深津民三郎
 〃 七百四十五 同
 一印 同十弍銭五厘 ⑤ 中嶋新助
 〃 七百四十六 同
 一印 同五拾銭 ⑤ 岡本嘉平次
 〃 七百四十七 同
 一印 金五拾銭 ⑤ 五十嵐新造
 〃 七百四十八 同
 一印 同五拾銭 ⑤ 橋本源八
 〃 七百四十九 同
 一印 同五拾銭 ⑤ 堀谷伊八
 〃 七百五十 同
 一印 同十五銭 ⑤ 岡田徳兵衛
 〃 七百五十一 同
 一印 同十二銭五厘 ⑤ 貴田辰三郎
 〃 七百五十二 横ホリ四ツ橋
 一印 同二十銭 ⑤ 福嶋為松
 〃 七百五十三 第三ノ九小区
 一印 金五銭 ⑤ 池田久四郎
 〃 七百五十四 同

〃 七百五十五 同
 一印 同六銭二厘五毛 ⑤ 坂本万吉
 〃 七百五十六 同
 一印 同十弍銭五厘 ⑤ 伊藤吉次郎
 〃 七百五十七 同
 一印 同五銭 ⑤ 渡辺源右衛門
 〃 七百五十八 同
 一印 同五銭 ⑤ 野村庄左衛門
 〃 七百五十九 同
 一印 金六銭二厘五毛 ⑤ 松井吉兵衛
 〃 七百六十 同
 一印 同壹円 ⑤ 村尾源七
 〃 七百六十一 同
 一印 同壹円 ⑤ 加藤伊三郎
 〃 七百六十二 同
 一印 同五拾銭 ⑤ 徳嶋伊八郎
 〃 七百六十三 同
 一印 同二十五銭 ⑤ 山本平次郎
 〃 七百六十四 同
 一印 同二十五銭 ⑤ 藤村忠之助
 〃 七百六十五 同
 一印 金二十五銭 ⑤ 加藤定次郎
 〃 七百六十六 同
 一印 同二十銭 ⑤ 久保勘三郎

〃 七百六十七 同
 一印 同二十銭 ⑤ 久保勘三郎

一印 同七銭 ⑤ 柳瀬長兵衛

〃 七百五十五 同

一印 同六銭二厘五毛 ⑤ 坂本万吉

〃 七百五十六 同
一印 同十弍銭五厘 ⑤ 伊藤吉次郎

〃 七百五十七 同
一印 同五銭 ⑤ 渡辺源右衛門

〃 七百五十八 同
一印 同五銭 ⑤ 野村庄左衛門
〃 七百五十九 同
一印 金六銭二厘五毛 ⑤ 松井吉兵衛

〃 七百六十 同
一印 同壹円 ⑤ 村尾源七

〃 七百六十一 同
一印 同壹円 ⑤ 加藤伊三郎
〃 七百六十二 同
一印 同五拾銭 ⑤ 徳嶋伊八郎
〃 七百六十三 同
一印 同二十五銭 ⑤ 山本平次郎

〃 七百六十四 同
一印 同二十五銭 ⑤ 藤村忠之助
〃 七百六十五 同
一印 金二十五銭 ⑤ 加藤定次郎
〃 七百六十六 同
一印 同二十銭 ⑤ 久保勘三郎

〃 七百六十七 同
一印 同二十銭 ⑤ 久保勘三郎

七百六十七 同
一印 同二十五錢 ⑤ 木下孝吉

〔百二十九丁裏〕

七百六十八 同
一印 同拾錢 ⑤ 越川新右衛門

七百六十九 三軒屋町
一印 同壹円 ⑤ 入谷吉郎兵衛

七百七十 江之子嶋
一印 同五拾錢 ⑤ 長魚為次郎

〔百三十丁表〕

七百七十一 江之子嶋
一印 金五拾錢 ⑤ 貴浦米蔵

七百七十二 南堀江(通)壹丁目
一印 同五拾錢 ⑤ 鶴崎新太郎

七百七十三 北堀江三番町
一印 同拾円 ⑤ 濱田善次郎

〔百三十丁裏〕

七百七十四 西道頓五
一印 同拾円 ⑤ 新保惣次郎

六百五十八 〆六十二円五錢 周旋濱田善次郎
七百七十四迄 ⑤ 新保惣次郎

六月二十八日 道修町三丁目
七百七十五 一印 ⑤ 同壹円 ⑤ 山本茂三郎

十月二十三日 靱北通壹丁目
七百七十六 一印 同五円 ⑤ 五代友厚

〔百三十一丁表〕

七月十日 南久太郎町二丁目
七百七十七 一印 金三拾円 ⑤ 杉村庄太郎

七百七十八 瓦町貳丁目
一印 同五円 ⑤ 善積佐兵衛

七百七十九 本町貳丁目
一印 同貳円 ⑤ 錫谷久兵衛

〔百三十一丁裏〕

七百八十 淡路町貳丁目
一印 同貳円 ⑤ 錫谷弥兵衛

七百八十一 右同町
一印 同壹円 ⑤ 錫谷甚兵衛

七百七十七 〆四拾円 戸田
〆八十一迄

七月三日 材木仲買中
七百八十 一印 ⑤ 同印六拾円 ⑤ 材木仲買中

〔百三十二丁表〕

七百八十三 材木仲買取締
一印 ⑤ 金拾円 ⑤ 原田清右衛門

并名代人
勘定方

七月五日 南堀江通壹丁目
七百八十四 一印 ⑤ 同千疋 ⑤ 那須善右衛門

小山
(小山は取次か)

七月二十二日 栖原幸吉手船
七百八十五 一印 同壹円 ⑤ 安寧丸

〔百三十二丁裏〕

七百八十六 同
一印 同壹円 ⑤ 正徳丸

七百八十七 同
一印 同壹円 ⑤ 栄徳丸

七百八十八 同
一印 同壹円 ⑤ 通葉丸

〔百三十三丁表〕

七百八十九 同
印一 金老円 ④ 通吉丸

七百九十 同
印一 同老円 ④ 天祥丸

七百九十一 同
印一 同老円 ④ 廣福丸

七百九十二 同
印一 同老円 ④ 徳宝丸

七百九十三 同
印一 同老円 ④ 金剛丸

九円 九名 岸田市右衛門

七月二十六日
七百九十四 堺中之町
印一 同拾円 ④ 河盛仁平

七百九十五 堺宿屋町
印一 金五円 ④ 大塚三郎兵衛

七百九十六 車町東六間
印一 同貳円 ④ 藤本庄太郎

七百九十七 熊之町西貳丁
印一 同貳円 ④ 金田久次郎

十九円 四名 赤松氏

八月六日
七百九十八 立売堀南通老丁め
印一 同壹円 ④ 岩橋儀右衛門

七百九十九 同六丁目
印一 同壹円 ④ 薬師嘉之助

八百号 末吉橋通老丁め
印一 同壹円 ④ 白水利兵衛

「 百三十三丁裏

「 百三十四丁表

「 百三十四丁裏

八百一 江戸ホリ北通三丁め
印一 金老円 ④ 足立市兵衛

八百二 西道頓四
印一 同老円 ④ 薦田利兵衛

八百三 立北六
印一 同五拾銭 ④ 松村健蔵

八百四 博勞町二丁め
印一 同五拾銭 ④ 岡崎栄次郎

八百五 韃上通貳丁め
印一 同五拾銭 ④ 中田市兵衛

八月十三日
八百六 南堀江通三丁め
印一 同老円 ④ 國安武三郎

八月十七日
八百七 韃南通三丁め
印一 金老円 ④ 山本専之助

八百八 同四丁目
印一 同五拾銭 ④ 太田斎兵衛

八百九 立ウリ北五
印一 同老円 ④ 喜多川栄助

八百十 同六
印一 同五十銭 ④ 坂上喜兵衛

八百十一 薩南
印一 同老円 ④ 橋本為助

八月二十一日
八百十二 幸町通四丁め
印一 同七十五銭 ④ 細川九十郎

十月二十三日
「 百三十七丁表

「 百三十五丁表

「 百三十六丁表

「 百三十六丁裏

八百十三 東京積九店

印一 金二十五円 ⑨ 九名中 上杉(上杉は取次)

木田庄之助 扇与兵衛 信豊太郎

射庭半兵衛 田利兵衛 川角吉兵衛

池永新兵衛 西村重助 上杉信兵衛

九月三十日

八百十四 韮中通式丁目

印一 同式円 ⑨ 志方平助

八百十五 同北通三丁目

印一 同式円 ⑨ 虎谷吉兵衛

┌ 百三十七丁裏

八百十六 土佐堀通老丁目

印一 同拾円 ⑨ 廣岡久右衛門

八百十七 右同町

印一 同五円 ⑨ 山田朔郎

八百十八 右同町

印一 同老円五拾銭 ⑨ 長谷川貞平

┌ 百三十八丁表

八百十九 土佐堀裏町

印一 金三円 ⑨ 大谷卯右衛門

八百二十 右同町

印一 同五拾銭 ⑨ 福田正右衛門

八百二十一 江戸堀上通老丁目

印一 同三円 ⑨ 平野とも

┌ 百三十八丁裏

八百二十二 右同町

印一 同二十五銭 ⑨ 野津栄七

八百二十三 同式丁目

印一 同二十五銭 ⑨ 永塚儀右衛門

八百二十四 同北通式丁目

印一 同式円五拾銭 ⑨ 大矢幸八

┌ 百三十九丁表

八百二十五 江戸堀南通一丁目

印一 同老円 ⑨ 伊藤伊兵衛

八百二十六 同下通老丁目

印一 同五拾銭 ⑨ 上田半兵衛

八百二十七 京町堀上通一丁目

印一 同五拾銭 ⑨ 中村治兵衛

┌ 百三十九丁裏

八百二十八 右同町

印一 同二十五銭 ⑨ 山内直三郎

八百二十九 右同町

印一 同二十五銭 ⑨ 米倉清助

八百三十 右同町

印一 同二十五銭 ⑨ 相生徳兵衛

┌ 百四十丁表

八百三十一 京町ホリ上老

印一 金二十五銭 ⑨ 天野佐兵衛

八百三十二 右同町

印一 同二十五銭 ⑨ 麻野卯八

八百三十三 同式丁目

印一 同二十五銭 ⑨ 弥吉佐兵衛

┌ 百四十丁裏

八百三十四 京町ホリ通一丁目

印一 同二十五銭 ⑨ 佐伯嘉兵衛

八百三十五 同式丁目

印一 同老円 ⑨ 石橋喜兵衛

八百三十六 右同町

印一 同五拾銭 ⑨ 山内彦兵衛

┌ 百四十一丁表

印一 金二十五銭 ⑤ 食満治兵衛

〃 八百三十八 印一 同老円 ⑤

土佐老
岡喜右衛門
同式
藤井徳兵衛
江戸上老
中川八兵衛

〃 八百二十九 印一 同老円 ⑤ 江戸堀南通老丁目
竹内長寿

〔 百四十一丁裏

〃 八百四十 印一 同老円 ⑤ 同北通式丁め
戸田与兵衛

八百四十一 印一 同百円 ⑤ 韮北通四丁目
金澤卯右衛門

十二月十七日 八百四十二 印一 同五円 ⑤ 南久宝寺町四丁目
南岡小兵衛

池内
濱田周旋

〔 百四十二丁表

十二月三日 八百四十三 印一 金五円 ⑤ 北久太郎式
松田又兵衛

池内(池内は取次か)

十二月二十四日 八百四十四 印一 同五円 ⑤ 安土町三丁目
中村善助

〃 八百四十五 印一 同式円 ⑤ 南久太郎町式丁目
伊藤九兵衛

〔 百四十二丁裏

〃 八百四十六 印一 同五円 ⑤ 伏見町四丁目
井上卯吉

〃 八百四十七 印一 同五百足 ⑤ 右同町
竹村弥兵衛

〃 八百四十八 唐物町式丁目

印一 同三百足 ⑤ 鹿海文助

〔 百四十三丁表

〃 八百四十九 印一 金三百足 ⑤ 本町三丁目
土井彦十郎

〃 八百五十 印一 同五百足 ⑤ 備後町老丁目
和井田藤助

〃 八百五十一 印一 同五百足 ⑤ 伏見町五丁目
小西平兵衛

〔 百四十三丁裏

〃 八百五十二 印一 同五百足 ⑤ 南本町四丁目
多田孫七

〃 八百五十三 印一 同老円 ⑤ 北久太郎町四丁目
高田善五郎

〃 八百五十四 印一 同七十五銭 ⑤ 南久太郎町四丁目
岩井文助

〔 百四十四丁表

〃 八百五十五 印一 金式百足 ⑤ 伏見町四丁目
杉村利三郎 (二理)三郎か)

〃 八百五十六 印一 同二十五銭 ⑤ 本町(通)四丁目
藤井治助

〃 八百五十七 印一 同五円 ⑤ 瓦町四丁目
平野平兵衛

〔 百四十四丁裏

十二月六日 八百五十八 印一 同拾円 ⑤ 周旋平野 内式円 ふて (貼紙)
北堀江北通四丁目 (一上)通か)
浅野庄兵衛

〃 八百五十九 印一 同式円 ⑤ 平田庄平

〃 八百六十 印一 同式円 ⑤ 手塚平右衛門

「 百四十五丁裏

八百六十一
一印 金貳円 ⑤ 篠村藤兵衛

八百六十二
一印 同五円 ⑤ 西川嘉助

八百六十三
一印 同貳円 ⑤ 後藤儀一郎

「 百四十五丁裏

八百六十四
一印 同貳円五拾銭 ⑤ 藤井徳兵衛

八百六十五
一印 同貳円 ⑤ 江尻善五郎

「 百四十六丁裏

八百六十六
一印 同壹円五拾銭 ⑤ 鈴木惣七

八百六十七
一印 金壹円 ⑤ 日下万兵衛

八百六十八
一印 同三円 ⑤ 山田甚吉

八百六十九
一印 同壹円五拾銭 ⑤ 森本清三郎

「 百四十六丁裏

八百七十
一印 同拾円 ⑤ 佐竹銘太郎

八百七十一
一印 同拾円 ⑤ 足助朋善

八百七十二
一印 同五拾銭 ⑤ 小松禎造

「 百四十七丁裏

八百七十三
一印 金壹円 ⑤ 鶴川万助

八百七十四
一印 同壹円 ⑤ 笹川栄次郎

八百七十五
一印 同壹円 ⑤ 井上茂助

「 百四十七丁裏

八百七十六
一印 同八拾銭 ⑤ 名田伊助

八百七十七
一印 同五拾銭 ⑤ 米川素次郎

「 百四十八丁裏

八百七十八
一印 同五拾銭 ⑤ 原田嘉四郎

八百七十九
一印 金貳拾銭 ⑤ 加嶋重助

八百八十
一印 金壹円 ⑤ 高寺清兵衛

八百八十一
一印 同壹円 ⑤ 藤原新助

「 百四十八丁裏

八百八十二
一印 同壹円 ⑤ 八田利兵衛

八百八十三
一印 同壹円 ⑤ 中谷清助

八百八十四
一印 同壹円 ⑤ 山下勝次郎

八百八十五
印一 金壹円 ㊦ 森安半兵衛

┌ 百四十九表

八百八十六
印一 同壹円 ㊦ 岸本與助

八百八十七
印一 同壹円五拾錢 ㊦ 江川儀兵衛

┌ 百四十九丁裏

八百八十八
印一 同壹円五拾錢 ㊦ 荒谷新助

八百八十九
印一 同五拾錢 ㊦ 宮津仁兵衛

八百九十
印一 同五拾錢 ㊦ 金栄丸弥七郎

┌ 百五十丁表

八百九十一
印一 金五拾錢 ㊦ 栗谷久兵衛

八百九十二
印一 同五拾錢 ㊦ 池永三郎兵衛

八百九十三
印一 同貳拾五錢 ㊦ 坂井藤助

八百八十号方
九十三号迄 ㄨ 十二円二十五錢

北尾氏

┌ 百五十丁裏

┌ 百五十一丁表

┌ 百五十二丁裏

┌ 百五十二丁表

┌ 百五十三丁裏

┌ 百五十三丁表

┌ 百五十四丁裏

┌ 百五十四丁表

┌ 百五十五丁裏

┌ 百五十五丁表

┌ 百五十五丁裏

翻刻『大坂町奉行勤仕日記覚』『大坂城玉造口定番与力坂本 武右衛門御役留』

天理大学 佐藤 敏江
中之島図書館 日置 将之
中央図書館 小笠原 弘之・北川 敬子・灘井 雅人
苗村 昌世・三島 美幸・八木 美恵
山田 瑞穂

はじめに

今回は、大坂に関係した幕府御用に関する文書二点、大坂町奉行所での業務に関わる史料(宝暦年間)、大坂城玉造口定番与力の任務に関する資料(元禄〜享保年間)を取り上げた。

一 『大坂町奉行勤仕日記覚』(四九八/一三四)

原資料は大阪府立中之島図書館蔵

九×十九cm 一綴 本文四十九丁。

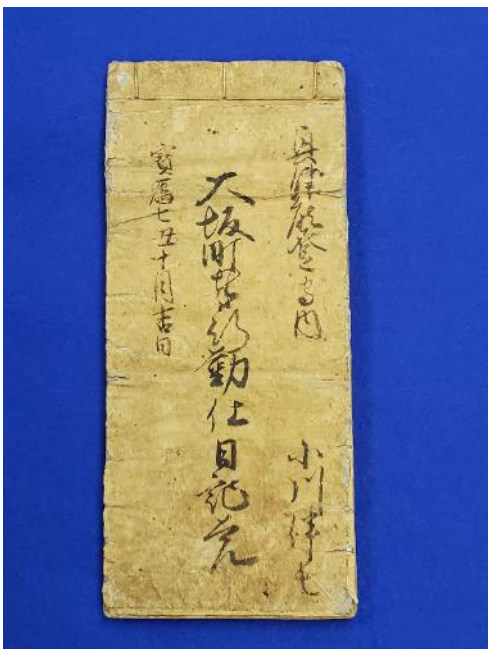
本資料は、宝暦七年(一七五七)、

興津能登守忠通が大坂西町奉行として着任した際に、その配下の小川伴七なる人物によって記述された日記及び事務手控である。

興津能登守忠通の大坂町奉行拝命

は、相役の東町奉行・岡部対馬守元

良と同じ宝暦七年(一七五七)九月

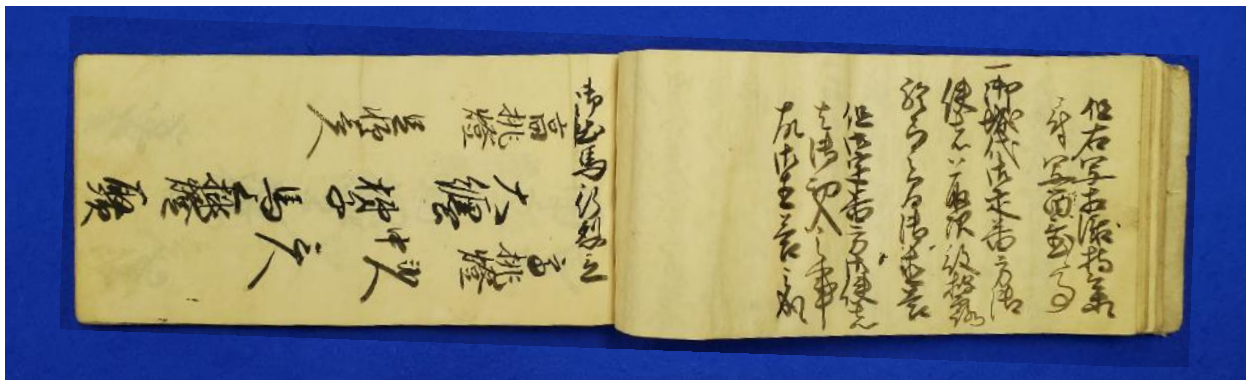


六日。前任の西町奉行・桜井丹後守政甫と東町奉行・細井安芸守勝為が不正により、ともに同年九月三日に罷免になったことを受けての辞令であった。業務が滞るため、通常大坂東西両町奉行の交代が行われることはない。任期が短くなった幕末の一例を除けば、両町奉行が同時に交代したのは江戸期を通してこの時だけであり、異例の事態であった。興津能登守の前職は浦賀奉行、岡部対馬守は堺奉行と揃って奉行職だったのは、一時的に両奉行が事実上の不在となる状況で臨機応変な対応が可能な実績を買われての抜擢と思われる。

大坂町奉行に任命されてから、奉行が実際に大坂に赴任するまでは、一般的に二ヶ月から三ヶ月くらいの期間がある。本資料中には「大坂御登行列附 興津能登守 丑十一月十五日江戸出立」とあり、興津能登守の赴任は拜命から三ヶ月程かかっている。着任後に配下となる奉行所与力・同心は大坂在住の一代抱えの武士であり、新任の奉行が着任するとあらためて雇用関係を結ぶ。通常、空席となった奉行配下の与力・同心は、新任奉行が着任して引き取るまで、一時的に残留の奉行の管理下に入る。しかし、この時は残留の奉行がいなかったわけで、与力・同心といった実務者によって業務の維持は出来たと思われるが、奉行が着任するまでの期間、どのような管理体制が敷かれていたのか。それを知ることのできる史料は見つからなかったが、興味深い。

町奉行は、知行所からの年貢米の管理運営、奉行職に関する役料や対外的な対応、与力・同心との対応などの家政を任せるため、家老や複数の用人・取次を伴って赴任するのが一般的であった。本資料の著者である小川伴七という人物の立場については定かではない。しかし、奉行所役宅での業務や、家老・用人・取次などの役宅内の家臣の役割、そして奉行の動向などを中心とした記載内容から、奉行と共に大坂に赴任する興津家家臣の一人であったと推測される。この日記覚の表紙には奉行の江戸出立を半月以上遡る「十月吉日」と記入しているため、赴任先に先乗りし、役所の受取業務や奉行ら本隊の受け入れ準備等を行う先遣部隊の一人だったかもしれない。

「十月吉日」に作成されたであろうこの帳面だが、実際には正月から書き始められている。前半は一年間の日記である。役職名で記され、個別の名前はほとんど登場しないことから、今後の業務マニュアルになるような日記を作成したと考えられる。平時はほとんどが御用日などの記載に少し寺社参詣などの情報が付与された簡易な記述だが、正月年頭の諸礼については具体的な次第が分かるように詳細に書かれている。時折



「但是ハ家々之家風有之也」「前々ハ二汁三菜之御料理被下唯今ハ相止」といった、引継ぎで知らされたと思われる情報も記載している。後半になると、自らの事務手控えとして、細かい通例や注意点などの覚書、見開き縦書きによる「御出馬行烈立」と題した火災の際の出馬行列立の詳細、幕閣の情報、大坂町奉行所の担当区域、書状の書式などを記載している。「大坂御登行列附 興津能登守 丑十一月十五日江戸出立」と書かれた後には白紙があり、行列の様子は窺えない。あとで書くつもりでそのまま終わったのかもしれない。帳面の最後には一部を切り取った跡もあり、別の帳面に仕立てたり、清書版を作成したりしたのだろうか。常に持ち歩き、折々に見返したであろう使い込まれた帳面に、当時の武士の息遣いが感じられる資料である。

不正行為により東西両奉行が同時に空席になるという波乱の幕開けとなった大坂町奉行職。それを乗り切り、明和二年（一七六五）十一月まで八年間にわたって大坂西町奉行を務めた興津能登守だったが、皮肉なことに「大坂城門出入のことおろそかなるはからひあり」とその職務上の振る舞いを咎められ、自らも罷免されて大坂を去ることとなった。

参考文献

- 『江戸幕府役職集成 改訂増補版』笹間良彦著 雄山閣 一九七六年
- 『寛政重修諸家譜 第一四・一五・一七』統群書類従完成会 一九八〇―八一年
- 『新修大阪市史 第七巻』新修大阪市史編纂委員会編集 大阪市 一九九四年
- 『大坂町奉行着任時間関係史料（大阪市史史料 第七九輯）』大阪市史料調査会 二〇一四年
- 『大坂町奉行所異聞』渡邊忠司著 東方出版 二〇〇六年
- 『大坂西町奉行新見正路日記』新見正路著 藪田貫編著 清文堂出版 二〇一〇年
- 『大坂西町奉行久須美祐明日記・天保改革期の大坂町奉行』久須美祐明著 藪田貫編 清文堂出版 二〇一六年
- 『武士の町大坂…「天下の台所」の侍たち（中公新書）』藪田貫著 中央公論新社 二〇一〇年
- 『江戸三火消図鑑…町火消・定火消・大名火消のしるし』東京連合防火協会編集 岩崎美術社 一九八八年 ほか

二『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』（四九八／一六〇）

原資料は大阪府立中之島図書館蔵。

十六×八cm 折本（両面書写 表・裏表紙付）一帖 本文二十六折。鬼洞文庫旧蔵。



本資料は、大坂城玉造口定番与力・坂本武右衛門による御役関係の覚書で、見返し部分の貼紙により、渡辺備中守基綱が大坂城玉造口定番在役中の元禄十四年（一七〇二）から享保十三年（一七二八）頃に書かれたものと推

定される。なお本資料は、既に『新修大阪市史』に翻刻されているが、部分的であることから今回全文を翻刻する事とした。

渡辺備中守基綱は近江、河内、和泉三ヶ国内に一万三千五百石余を領有した譜代の小藩・伯太藩の藩主である。元禄十一年（一六九八）武蔵国にあった領知を近江に移された際、居所を和泉国大鳥郡内大庭寺に定め、享保十二年（一七二七）四月に同国泉郡伯太に陣屋を移し、以後廃藩になるまで伯太藩は渡辺氏が九代にわたり在封している。『寛政重修諸家譜』によると、転封翌年の元禄十四年（一七〇二）三月二十八日に大坂定番として着任し、以後二十八年の長きにわたり職務に励み、二度幕府から表彰されている。享保十三年（一七二八）七月十九日、大坂において在職のまま六十四歳で亡くなっている。

大坂定番は、一〜二万石級の譜代大名から二名が任命され、大坂城の京橋口と玉造口に屋敷を構え、両口の警備と大坂城代の補佐を担当した。両定番はそれぞれ与力三十騎、同心百人が付けられる。与力や同心は現地採用の実務官僚で、一代限りの役職だが、親が在職中に代替として子が勤務することで、事実上は世襲のようになっていた。『新修大阪市史』に一部所収の「与力歴譜同附録」慶安元年正月朔日付において玉造口定番・保科弾正忠正貞に召抱えられた与力の中に坂本武右衛門の名が見えており、この著者はその子孫かもしれない。

新任の定番が着任すると、与力や同心は就任のための起請文を提出し、新規契約を結ぶ必要があった。本資料の冒頭には同心支配役、小頭、同心番入の起請文様式が書かれている。表側にはほかに、元禄十四年（一七〇二）六月付の勤務上のルールを記した「定」や、

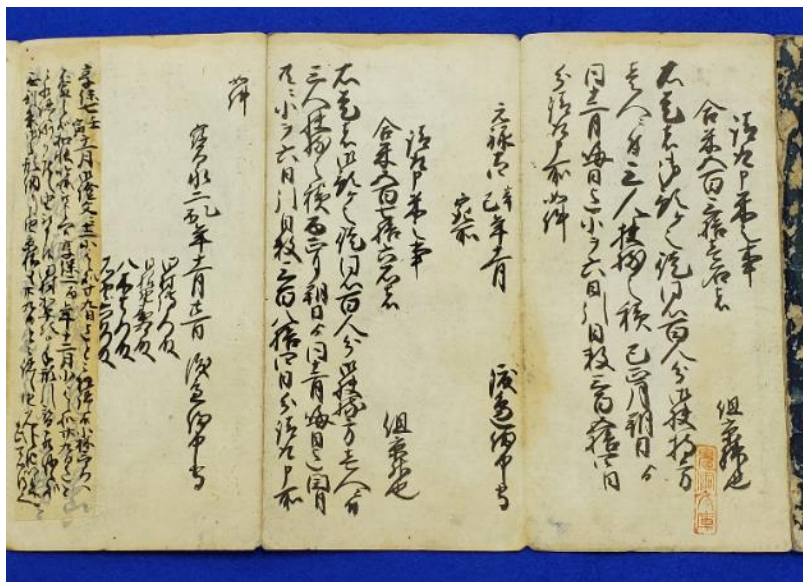
享保四年（一七一九）七月付の火事・騒動時の出役申合内容の改定文書、職務中に確認した諸事覚書などが書かれており、与力にとつての汎用的なマニュアルとなっている。一方裏側には、米や武備などに関する記録を前任者の分も含めて参考に記載し、不明点を洗い出したうえで自分の考えを書き付けるなど、実際の業務上の覚書であると考えられる。当時の大坂城定番与力の職務の一端がわかる資料である。

参考文献

- 『江戸幕府役職集成 改訂増補版』笹間良彦著 雄山閣 一九七六年
- 『新修大阪市史 第六卷』新修大阪市史編纂委員会編集 大阪市 一九九四年
- 『寛政重修諸家譜 第八』続群書類従完成会 一九八〇年
- 『大坂定番記録 一―三（徳川時代大坂城関係史料集）』大阪城天守閣編集 大阪城天守閣 二〇〇一―〇四
- 『近世京都・大坂の幕府支配機構…所司代 城代 定番 町奉行』菅良樹著 清文堂出版 二〇一四 ほか

凡例

原本の忠実な翻刻を原則とし、旧漢字はそのまま表記した。異体字は標準の字体に改めた。但し方（より）はそのままとした。かなの古体・変体は原則として現行の平かなを使用した。但し、江（え）・与（と）・者（は）・茂（も）などの慣用字は、原本のままとし小字で表記した。反復記号「々」「々々」「くく」等は原本の通りに表記した。追筆等は本文中に繰り込み、書き損じ等は特にその必要を認めない場合は省略した。誤字・脱字・衍字や確定できない文字は原本のまま翻字し（カ）（ママ）とその旨傍注した。



『大坂町奉行勤仕日記覚』

(表紙)

興津能登守内

小川伴七

大坂町奉行勤仕日記覚

寶曆七丑十月吉日

(白紙二丁)

正月元旦

- 一 前夜九時方御組与力衆 同心衆被相揃候
 - 一 於御居間御手前之御家来年頭之御禮申上ル 畢而料理之間にて大目付 取次 中小姓 徒帳 附等両方ニ並 家老披露にて年始之御礼申上
 - 一 右畢而料理上之間にて与力衆壹人ツ、年頭之御礼御請披露不入 家老 用人相詰
 - 一 右畢而料理之間にて同心中御礼 家老兩人 支配之同心 与頭ハ壹人ツ、披露 夫方平組壹 番式番と五はん迄御礼披露 家老勤
 - 一 右畢而御書院にて町礼始家老披露 用人 大目付 書翰 右筆迄相詰 町人之繰出しハ取次相 勤 上ケ物手長 中小姓不残上下にて出相勤 町人之上ケ物披露之家老前江持出居置 家老 披露致 相詰居候近習之者へ渡ス
 - 一 御奉行様御上下にて大書院真中へ被成御座 御刀ハ近習持御脇ニ相詰 近習之者ハ三人程 も相詰 件上物取次御勝手へ入
 - 一 明六過右御礼相済 御迎与力衆罷出御礼相済候 御怡申上公事之間ニ控居候加番之与力衆 へ御挨拶被遊御入候
 - 一 亦御勝手料理上之間にて御礼有之 披露ハ大目付也 手長同前相済御入
 - 一 西御組与力衆被相揃 亦大書院にて壹人ツ、御礼御請 此節披露不入 家老 用人 其外如前 相詰
 - 一 右相済御月番方御案内次第御城入 御徒四人 中小姓三人 引馬両押也
 - 一 御城出方恵方参被遊候儀御勝手次第也
- 但御初尾百疋近習之者御先勤として先達而御先へ遣置 尤上下也

一右御禮ニはつれ遅ク罷出候ものハ料理之間ニて家老面談上物受取相納ル 兩人面談ニ不及
耆人ニて相濟

一家老 用人 取次 大目付 書翰長屋々之門江高張沓ッ燈ス 米家々に高張提灯を灯す
庄方源助承

右者町人共礼ニ参候ニ付立置 家老 用人ハ内之玄関前ニ自分く之箱挑灯ニて茂出し置

二日

一明六時藏屋敷留守居衆御礼御請青銅沓貫文ツ、持参 大書院ニて礼御請披露家老繰出し候
取次 手長伺上之面々元日之通

一薩摩守様 細川様留守居太刀馬代也 是ハ取次御前へ持出差置披露家老也

一御月番方御案内次第御城入 御供廻り元日之通

一右留守居候跡へ天満社家御礼申上披露手長伺上如前

三日

一今朝諸御礼なし

一御城入有之候得ハ右同断

一今晚謡初ニ付御家来へ御酒被下 料理之間也

一家老用人御近習ハ於御前頂戴

但御迎与力も被召候

四日

一明七時方寺社之御礼式元日之通

一御組當番所今日方常服

但裏付上下也

一此方ハ七日迄のしめ上下也

但是ハ家々之家風有之也

一御城入有之候得者同前

但御供常服ニ成

一今朝宗旨役之与力衆兩人 下役同心兩人相話候ニ付朝飯振舞 御迎与力衆も被出合候ニ付
御用人部屋ニて一所ニ振舞

五日

- 一 別条なし 御城入同前
- 一 松之内申合 家老 用人 取次 大目付 書翰 御同役様へ御礼ニ罷越候

六日

- 一 明六時天王寺一舍利 二舍利 年頭秋野御礼大書院江通し茶たはこ出ス 扇子箱銘ニ前ニ控罷在候
- 一 御床ニ如例年聖德太子之鎊物 先達而出 家參鎊置 棹ニ出ス 番部屋方
- 一 床之懸物はつし置
- 一 追付御出御對面相應之御挨拶被遊 御入即刻何も退參 家老 用人 其外伺上之面ニ同前 手長不入 取次送りニて相済
- 一 御城入御供同前 今日方御裏付上下也
- 一 明日如例年御組子共迄明六時のしめ上下ニて御揃候様ニと當番之与力衆へ申達ス

七日

- 一 今朝松鎊納ル 大目付世話仕 庄方源助懸ル
- 一 但是も御家ニ之御家風有之
- 一 御城入有之候得者同前
- 一 御組与力衆子共迄相詰置 尤のしめ上下也 明六時ニ揃
- 一 於御小書院与力衆耆人ツ、御呼出シ御土器被下候 御肴 するめ 冷酒也 返盃御肴も被上 畢而御迎与力惣仕廻ニ頂戴 御給仕ハ御近習也
- 一 但家老 用人相詰
- 一 右畢而前ニハ二汁三菜之御料理被下 唯今ハ相止 御吸物 御酒 御肴二種計也 尤大書院 両方ニ並居 家老 用人挨拶 御頭も一座御出被遊候
- 一 同心中へも昼時分方前ニ者御料理被下候 是者一汁三菜也 只今ハ相止 御吸物 御酒 御肴 耆ツ也 家老挨拶出ル
- 一 前ニハ御迎与力衆 支配与力衆へ朝夕料理振舞 是も只今ハ相止申候
- 一 今日如例年町目付 同心取替之儀 支配之与力衆方書付差出請取御前へ差上 追而御相談 可被仰付由 致挨拶候

八日

一 今朝方六役 大目付 書翰并裏付上下ニ成ル

但是も御家々之御家風有之

一 今日ハ御佛参なし

一 今日方御供廻り常之通ニ成 徒 牽馬片押減ス

九日

一 無別条

一 御城入有之候得ハ同前

一 明日御仏参被遊候段 取次方天王寺へ案内申遣ス 外御仏参も同前

十日

一 天王寺へ御仏参有之 御供増

但御香奠百疋御先勤如前遣ス

十一日

一 今日御城代様ニて例年御振舞有之 御衣服のしめ上下也

一 御手前之御具足御祝儀有之候

但是も御家々之御家風有之也

一 御用始御月番之方ニて有之 御非番之御方方御出 用人老人 書翰老人参 両御組支配三役

所目安證文 惣年寄 惣代公事之間ニて御吸物 御酒 御肴ニツ 一度御挨拶御出被遊候

尤御両所様

給仕ハ中小姓 徒也 惣年寄 惣代江者中番或ハ家中若黨ニ而済 公事之間也

一 御非番之御同役様へも右同断 是ハ御小書院也

一 此節御勝手へ京や八兵衛 河内や与次郎兵衛など参 手傳申候

十二日

一 今日公事日候得共正月ハなし

十三日

一 別条なし

十四日

(カヲ上書「取」)

一 専念寺へ御仏参 前日取次方案内
但御香奠入御先勤前之通

十五日

一月次之御礼有候 三郷惣年寄 過書年寄 廻船年寄 質屋年寄十人 材木屋十人 両替三
井 上田名代弓之間にて御礼 家老披露 手長老兩人繰出し取次致ス
一 御組當番へ与力衆も右御礼奇御礼被申上候 披露不入
一 御奉行様ハ時々御上下也

十六日

一 明日九昌院江御社参之儀 取次方通しさせ申候

十七日

一 御同役様被仰合 御城入前九昌院へ御社参 御初尾御先勤入 御供廻り増申候

十八日

一 御用日六時方訴詔初ル 尤御月番之方也 四時分御同役様へ御成被成候
一 御城入被遊候へハ御同道にて御帰方公事御聞被成候
一 御立合ニ御出被遊候御同役様へ一汁二菜之夕飯出ス 御相伴也 御吸物 御酒ハ思召次第
也

十九日

一 御評義日
一 御城入御帰方御月番様へ御出被成候 又御同道也 夕飯前之通出ス 尤御相伴也

廿日

一 御佛参天王寺也 御香奠御先勤 御増供前之通

廿一日

一御用日也 十八日之通

廿二日

一無別条

廿三日

一右同断

廿四日

一御評義日 十九日之通

一専念寺へ御佛参 御香奠入

廿五日

一御用日

廿六日

一無別条

廿七日

一御用日

廿八日

一月次之町禮なし

廿九日

一御評義日

卅日

一専念寺へ御佛参 廿四日ニ御仏参有之候得ハ今日御参詣無之

二月朔日

- 一 當番之与力衆常服ニテ月次之御礼弓之間ニテ御請 御頭様裏付御上下也
- 一 畢而町礼同席ニテ初ル 披露家老繰出し取次仕 中小姓兩人程手長勤
- 一 御月番渡し 御同役様御用人 書翰参差上被遊候 家老ハ立合不申候

二日

- 一 御用日 三日四日御評義

五日

- 一 御用日

一 初午之日ハ家老計麻上下 稻荷へ町方方も参詣有之 裏御門方入 御庭見セ 馬場通り裏御門方出ス

一 庄方源助ニ飴賣セ申候

一 清光院参拜殿鍔赤飯備神酒洗米等 清光院御間談也

一 御家中方献物勝手次第也

六日 七日

- 一 御用日

八日 九日

- 一 御評義

十日 十一日 十二日

- 一 御用日

十三日 十四日

- 一 御評義日

十五日

- 一 月次之御礼前々之通

十六日 十七日 十八日

一御用日

十九日

一御評義

廿日 廿一日 廿二日

一天王寺聖靈會舞樂有之 御城代様 両御奉行様之内御非番之御方様御出

廿三日

廿四日

一御評義

廿五日

一御用日

廿六日 廿七日

一御用日

廿八日 廿九日

一御評義日

卅日

三月朔日

一月次之御礼なし

二日

一御用日

三日

一上巳之御礼於書院町礼御請被遊候 式前々之通

一弓之間にて御組与力衆御礼 公事之間にて同心中御礼 何も披露不入

一 畢而御同役様御組揃次第於書院御礼 是又獨礼披露不入
一 御城入有之候而も御供廻り常之通

四日

一 御評義

五日

一 御用日

六日

御目付様方御交代

七日

一 御用日

八日 九日

一 御評義

十日 十一日 十二日

一 御用日

十三日 十四日

一 御評義

十五日

一月次之御礼前々之通

十六日 十七日 十八日

一 御用日

十九日

一 御評義

廿日 廿一日

一 御用日

廿二日 廿三日 廿四日

廿五日 御用日

廿六日 御評義

廿七日 廿八日 廿九日

一 御評義 御用日 卅日

四月朔日

一月次御礼前々之通

一 御月番渡し前々之通

二日 御用日 三日

四日 御評義 五日 御用日

六日七日 御用日 八日

九日 御評義 十日 十一日

十二日 御用日 十三日 十四日 御評義

十五日 月次御礼

十六日 十七日

一九昌院御宮へ御社参 御初尾御先勤前之通 前々者御参詣以後両御奉行様へ九昌院にて御茶振舞有之

十八日 御用日 十九日 御評義

廿日 廿一日 御用日

廿二日 廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日 廿七日 御用日

廿八日 廿九日 御評義 一

卅日 専念寺へ御仏参 御香奠入

五月朔日 月次之御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 節句ニ付御用日なし

御禮上巳之通

六日 七日 御用日 八日

九日 御評義 十日 十一日

十二日 御用日 十三日 十四日 御評義

十五日 月次之御礼 十六日

十七日 九昌院へ御参詣 御初尾不入

十八日 御用日 十九日 御評義

廿日 廿一日 御用日 廿二日

廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日

廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

六月朔日 月次御礼

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

八日 九日 御評義 十日 十一日

十二日 御用日 今日方諸之祭
礼初り御役所へ來ル

十三日 十四日 御評義

十五日 月次御礼

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日 廿一日 御用日

廿二日 廿三日 廿四日 御評義

廿五日 天満宮祭礼ニ付御用日なし

廿六日 廿七日 御用日

廿八日 廿九日 御評義

卅日

七月朔日 月次御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七夕 御用日なし

八日 九日 御評義 十日 十一日

十二日 今日方十五日迄
御用日なし 十三日

十四日 御評義なし

十五日 月次之御礼なし

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日

廿一日 御用日 廿二日 廿三日

廿四日 御評義 廿五日 御用日

廿六日 廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

八月朔日 月次之御礼

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

八日 九日 御評義 十日

十一日 十二日 御用日 十三日

十四日 御評義 十五日 月次御礼

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日

廿一日 御用日 廿二日 廿三日

廿四日 御評義 廿五日 御用日

廿六日 廿七日 御用日

廿八日 廿九日 御評義

卅日

五月朔日 月次御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

御目付交代

八日 九日 節句ニ付御評義なし
御礼前々之とをり

十日 十一日 十二日 御用日

十三日 十四日 御評義

十五日 月次

十六日 十七日 九昌院

十八日 御用日 十九日 御評義

廿日 廿一日 御用日 廿二日

廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日

廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

十月朔日 月次御礼なし

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日

八日 九日 御評義 十日

十一日 十二日 御用日 十三日

十四日 御評義

十五日 月次之御礼

十六日 十七日 十八日 御用日

十九日 御評義 廿日 廿一日

御用日

廿二日 廿三日 廿四日 御評義

廿五日 御用日 廿六日

廿七日 御用日 廿八日

廿九日 御評義 卅日

十一月朔日 月次之御礼有之候

二日 御用日 三日 四日 御評義

五日 御用日 六日 七日 御用日
八日 九日 御評義 十日
十一日 十二日 御用日 十三日
十四日 御評義
十五日 月次御礼 十六日
十七日 十八日 御用日
十九日 御評義 廿日
廿一日 御用日 廿二日 廿三日
廿四日 御評義 廿五日 御用日
廿六日 廿七日 御用日
廿八日 廿九日 御評義 卅日

十二月朔日 月次御礼有之候

二日 御用日 三日 四日 御評義
五日 御用日 六日 七日 御用日
八日 九日 御評義 十日
十一日 十二日 御用日
十三日 煤取
十四日 御評義
十五日 月次御礼有之也
十九日 御評義 廿日
廿一日 御用日 廿二日
廿三日 廿四日 御評義
廿五日 御用日 廿六日
なし
廿七日 廿八日 廿九日
卅日

十七日

一九昌院 御社参

正月御初尾入 五月不入

四月同断 九月不入
十二月不入

一天王寺御佛参 正月御香奠入
每月十日
六月同断
每月廿日

五月八日 御香奠入

四月廿日 右同断
盆ハ 不入

一専念寺御佛参 四月一御香奠入
每月十四日
正月ハ同断
每月廿四日

四月卅日 御香奠入

一大坂町数 六百拾四町

一同所橋数 百四拾壹

一時之鐘一ヶ所 釣鐘町

一公儀橋 拾貳

天満橋 天神橋 難波橋

野田橋 京橋 備前嶋橋

高麗橋 本町橋 農人橋

長堀橋 日本橋 鳴野橋

合十式ヶ所

一飛脚 休日

三日 六日 九日 十日

毎月 十三日 十六日 十九日 廿日

廿三日 廿六日 廿九日 卅日

正月 元日 二日 三日

十五日 但四日ハ飛脚出ル

五月 四日 五日

六月 廿二日 廿五日

七月 十四日 十五日

十二月 廿五日

一 御初入 御組与力衆 同心御目見者御迎与力衆へ被仰 名順書取 同心中ハ支配与力衆へ申 達順書取披露申也

一 年始 八朔之前夜ハ料理之間ニ囲炉裏へ火ヲ起し 茶仕懸 湯漬等用意申付ル

一 每暮 大坂御在勤之御目付様へ四寸四方之切餅五十切 包のし添被進候 御老人勤候節 御老人計也

一 春秋 御目付様方御交代之節 味噌 香物 干鯛被進候 御精進日之節ハ包のし也 河内や与 次兵衛方へ申付ル

一 御代官手代検使ニ被遣候節 公事之間次ニて誓詞之節 地方与力衆と家老立合

一 地役方御出被成候而も家老ハ罷出不申候 用人計罷出ル

一 川之御順見之節ハ御召船へ紫幕うたせ申候 御勝手船へ者麻之幕遣ス 木屋弥兵衛諸事承 申候

一 都而御初尾 御香奠者百疋ツ、也

一 年始ハ松之内申合 御同役様へ六役 大目付 書翰御禮ニ参候 事ニ寄御吸物 御酒被下候 一 御用日之節公事場へ家老出候義無之候 つい立之影ニて公事承ハ勝手次第也

一 御用其外御同役様御出之節ハ御門方となた様御出と申させ取次并家老 用人下座敷迄罷 出 家老直ニ御先立御案内申上ル 近習老人玄関迄罷出御刀受取

一 京都御所司様へ暑寒之御進物ハ堺川口此方様御二人様被仰合被遣候 十方様ニても其御 順之御方様ニて御飛脚御立被成候

一 五節句月次表ニて家老披露之上 亦御勝手ニて御礼申上候節ハ大目付披露也 家老 用人ハ 相詰罷在 若大目付見合候得ハ書翰披露也 手長ハ如前

一 一段々御心安被成 上田 苦やなどへ御酒ニても被下候節者 家老詰所ニて振舞申候 名代之 ものも同断

一 三井ハ京住故玄関脇溜之間ニて面談 御酒等も此席ニて振舞

一 年始ニ者両御組与力衆へ礼ニ参候 尤申置手礼宜候

一 暑寒ニ者御同役様へ六役 大目付 書翰罷越候

一 御初入御城代江之御使者家老相勤 其外ハ取次也

- 一 御勝手方之儀ハ各別御用向ニテ 御同役様へ家老御使者ニ参候義無之候
- 一 呈書ハ家老立合相改候
- 一 家老ハ平常臺所方詰所へ罷出候
- 一 極月煤佛之節(イ) 御殿向弓之間方先表カ 人足ニテ致掃除 夫方此方ハ手前人数ニ而掃 大目付承ル
- 一 御殿へ罷出候節ハ何も刀さし罷出候
- 一 六尺其外手廻り中間 平中間共出シ入ハ大目付へ世話致させ 丹後や半兵衛へ申付ル
- 一 御用日左之通
 - 二日 五日 七日 十二日 十八日 廿一日 廿五日 廿七日
- 一 御評儀日左之通
 - 四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日
- 一 家老 用人 取次 大目付 書翰 右筆 近習共五節句ハ麻上下 朔日十五日ハ羽織袴ニテ常服也 平常方少シ改候計也
- 一 家老詰所へ朝飯前方罷出代合致前度候(イ) 尤夜ハ家老老人 用人老人 取次老人 右筆老人 帳付老人泊申候
- 一 御役所御門番所へハ六役 大目付 書翰迄之印鑑差出置改可申候 尤門者五時限御月番者各別
- 一 御□
- 一 御役料御拂被成候節者河内屋与次兵衛へ申付米屋共ニ入札致させ申候 大目付御勝手役承 家老立合料理之間也 暮過亘候
- 一
 - 一 每暮 松平阿波守様方薪三百束御到来被成候 此節大目付へ申付受取セ申候
 - 一 御組与力衆御役替等ニ而も被仰付候節ハ家老兩人方切紙折かけ殿附ニテ端書ニ麻上下着用と申遣ス 此切紙家老方ニ而認ル
 - 一 尼崎松平遠江守様御家老衆方往来之御大名様方書状ニテ申来 此書状ハ取次へ相渡 夫方番部屋へ差出
 - 一 二月初午ハ両御役所共ニ稻荷へ町方方参詣夥敷御坐候 此節ハ足輕 棒突出シ申候 大目付へ世話申付
 - 一 六月諸神事之節 御役所へも祭礼ねり物等参候 藝者などへ者暑氣之節葛水拵置被下候

一 御組同心御扶持方并御太鼓坊主御扶持方證文者毎月持参 家老面談御裏印濟相渡
一年始 八朔 御初入之家老衆へ大坂三郷方進物銀惣代取集持参 家老罷出逢候而受取上ル
一月次之御礼ハ大書院又ハ弓之間にて家老披露也 先ハ弓之間にて濟 年始 八朔 五節句
大書院也

一 平常御組与力衆願事并同心中願之儀家老共請取申上 諸届等同断
一 与力衆誓詞之節者家老老人立合 手代 用人又ハ書讀⁽⁴⁾同心中誓詞之節ハ支配も立合
一 惣年寄 廻船年寄誓詞ハ御月番の方へ家老老人非番方参立合
一 寺嶋殿方尼崎又右衛門 山村与助江者夏帷子一 冬小袖一 家老方手紙にて遣候事
一 岡嶋喜三江も折々被下候

●
一 国主御出之節 六役玄関白洩へ出 但准国主侍從江者老役老人ツ、出
▲
一 拾万石以上

老役老人ツ、出
但十五万石以下御使ハ取次之者相勤申候

● 家老使者

▲ 取次使者并准国主

小身之侍從共何も麻上下也

老役 用人 取次

玄関 切石 門

老役 用人 取次

右者御同役様御家老衆と申合候事

此節ハ門番足輕ニ絹之羽織着セ 兩人にて門明させ申候

一 家老使者供若黨二人 草鞋取 挟箱 鍵也

一 右御使者何方ニても申置罷歸御役所へ御立寄被成候 御挨拶也

一 松平讚岐守様 酒井雅楽頭様へ者両御奉行様共ニ御礼ニ御出被成候 此御二方様江者鮮鯛

二 尾白木台ニ而被遣候 此御使者家老勤ル 是ハ御着候御祝儀被進候

- 一兩御門主様へ御奇物之御使者 大目付江申付ル
- 一都而御家老衆へ懸御目度と中番を以申込候得ハ逢申候 三井名代 上田名代も段々御目見願申候へハ被仰付候
- 一上田三郎左衛門 金十郎 傳之助 三井次郎右衛門 元之助 八郎右衛門 御機嫌伺ニ出候節ハ家老挨拶 上物有之候得ハ中番呼寄次へ遣ス 若御逢被遊候得ハ御料理上之間也 苦屋同断

覚

- 一西国大名衆其外御直參之御方當地御着之節 町人方差出候宿手形取次方ニ而帳面ニ記置 江戸表江宿次相立候度毎御書上ニ成候 右之節書翰役江申談相調可申事
- 一西国大名衆御到着之上御役所へ被成御見舞候節 国主之御方様江者家老 用人 取次不殘 白濁左右江罷出候 拾万石以上之分ハ用人老人 取次老人罷出候 侍従之御方様江者薄縁は っし罷出候 拾万石以下者詰合之取次計罷出候 尤御通被成候得者書院へ御案内仕事
- 一右御出被成候御方様江御返礼使者 国主江者家老罷越 其外者取次相勤候事
- 一長崎御奉行并紀州江者 三使都而右之類當地御旅宿江御參着之節使者相勤候事
- 一毎年御交代之御加番 御番頭御着之御旅宿江使者相勤候事
- 但御加番衆御交代相濟候上 あの方方御使者太刀馬代來ル
- 右使者相勤候事
- 一御番代之御方町屋御旅宿中先格ニ而夜廻り相勤候事
- 一毎年三月九月御交代 御目付江戸方御到着之節 御船場江使者相勤候事
- 一御目付京都方折々御下り之節ハ 御月番之方方罷出 御双方之御口上申上候事
- 一御定番様方御出之節ハ取次計簿縁をはっし少し罷出候事
- 一年始 歳暮 御祝儀 御加番 御番頭方御使者參候節ハ 此方方使者ニ而御祝詞被申遣候 寒暑之御見舞茂右同断
- 一町中出火之節 取次役大まとい為持罷出候 尤御月番之方方罷出候
- 一毎年六月廿五日天満天神祭礼之節 取次役罷出候事
- 一江戸表并長崎方宿次御状到來之節 早速御城代様江使者ニ而被差越候ニ付 取次役相勤候 尤夜中到來之節ハ右御状箱ニ御手紙相添 當番之同心中差遣し候事
- 一長崎方御状箱ニ御用物差添到來候得者 此御用物ニ當番之同心中老人差添 追手張御番所迄差遣 御状箱ハ例之通取次使者持參仕候事

但御用物夜中到来之節ハ御状箱計即刻遣シ翌朝御用物ニ當番同心差添遣シ候事

一 毎月五日 十六日 廿三日御金日 諸向方當地御金蔵へ上納金銀之納札持参御加印被成候
事故取次請取之 則申上御印形取之相渡候事

但シ右納札何通有之候共 諸向方写相添持参候付写留置 尤御月番之方ニ而帳面ニ記候故
右之写書翰役へ遣候事

一 右御金日度毎為御替町人之名代共為御替金銀請取候て書持参ニ付 取次請取被置候事
一 右為御替金銀江戸表へ上納相済 江戸御金奉行方之御證文到来次第名代共致持参候ニ
付請取 則入御覽直ニ本紙ハ相返候事

但右写相添持参候ニ付写留置候事

一 御城代 御定番方御使者ハ取次役披露於弓之間御直答
但御定番方御使者者御初入之事故御直答被成候

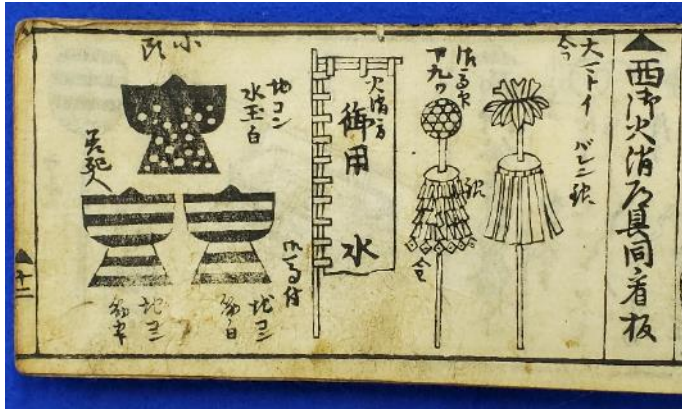
(以後の「御出馬行列立」は縦書き □が半丁)

高挑燈 貳人	三人
大纏 中	梯子 馬上挑燈 取次
高挑燈	足輕壹人

鐘持	壹人	壹人	壹人	壹人
草履取	高挑燈	團貳本	團三本	昼者幟
若黨			夜ハ挑燈	水印 <small>之</small> 釣瓶ニツ

釣瓶三ツ	水籠	水籠	綱	綱	梯子 <small>小</small>	同	同	同
壹人	貳人	貳人	四人	四人	三人	三人	三人	五人

高挑燈	人足小頭	斧同同同同	大鳶口同同同同	鋸同	槌
高挑燈	人足小頭	斧同同同同	高挑燈	大鳶口同同同同	鋸同
高挑燈	人足小頭	斧同同同同	大鳶口同同同同	鋸同	槌



▲『大坂武鑑』宝暦 11 年(大阪府立中之島図書館所蔵 請求記号：354.5/274) 12 丁オ、ウ

興津能登守在役時代の西町奉行所火消道具類

<p>手明 一行ニ相立高御挑駕持夫ニ代ル</p> <p>鑓 人足 老人 長鳶口 五本老人</p> <p>手明 槌 人足 老人 長鳶口 五本老人</p> <p>右持夫 手代老人</p>	<p>用人 老人</p> <p>鳶人足頭 押足 輕</p>
<p>昼者 幟 式人 式人 四人</p> <p>水籠 印(カ) 水籠 綱小 梯子</p> <p>夜者 挑燈</p>	<p>三人 六人 人足</p> <p>筵 小頭 斧同 同 大鳶口 斧同 同 大鳶口</p>
<p>御馬 近習 中小姓 高挑燈 鑓持</p> <p>近習 中小姓 高挑燈 草履取</p>	<p>挟箱 馬上挑燈 茶弁當 蠟燭箱</p> <p>挟箱 茶道老人</p>
<p>高挑燈 式人 同心 同 同 同</p> <p>高挑燈 小纏 同心 同 同 同</p> <p>組頭</p>	<p>徒目付 供目付</p> <p>高挑燈 徒同 袖摺挑燈 中小姓</p> <p>高挑燈 徒同 袖摺挑燈 中小姓</p>

武家之次第

御老中

堀田相模守

酒井左衛門尉

本多伯耆守

松平右近將監

西尾隱岐守

西丸

秋元但馬守

御側御用人

大岡出雲守

若年寄

板倉佐渡守

小出信濃守

松平宮内少輔

小堀和泉守

西丸

戸田淡路守

酒井石見守

御側衆

水野河内守

御用御取次

田沼主殿頭

小笠原若狹守

菅沼織部正

水上美濃守

御用取次

稻葉越中守

佐野右兵衛尉

雁之間

高家衆

前田信濃守

織田對馬守

由良播磨守

畠山紀伊守

同 飛騨守

長沢耆岐守

前田出羽守

前田伊豆守

横瀬駿河守

六角伊豫守

堀川兵部太輔

鳶之間

寺社兼御奏者

阿部伊豫守

青山因幡守

鳥居伊賀守

本多長門守

芙蓉之間

御留守居

石河土佐守

大久保右京亮

伊丹兵庫頭

市川出雲守

大目付

分限帳

大井伊勢守

鉄炮

筒井大和守

道中

曲渕豊後守

宗門改

神尾備前守

町奉行

依田和泉守

土屋越前守

御勘定奉行

公事方

菅沼下野守

御勝手方

一色周防守

御勝手方

細田丹波守

公事方

大橋近江守

御作事奉行

織田肥後守

安藤弾正少弼

御普請奉行

駒井能登守

稲垣出羽守

中ノ間

小普請奉行

小幡山城守

浅野備前守

芙蓉ノ間椽類

甲府勤番支配

柴田日向守

川勝近江守

長崎奉行

正木志摩守

坪内駿河守

京都町奉行

松前筑前守

小林伊豫守

大坂町奉行

岡部對馬守

奥津能登守

駿府御定番

大久保江七兵衛

禁裏附

田野筑後守

長田越中守

山田奉行

水野甲斐守

日光奉行

大津越中守

加藤讚岐守

奈良奉行

山本紀伊守

宝曆八年替

山岡豊前守

堺奉行

大目付

池田筑後守替

駿府町奉行

小笠原伊豆守

朝倉仁左衛門

佐渡奉行

荒川助九郎

石谷備後守

浦賀奉行

久永修理

菊ノ間

大御番頭

御書院番頭

西丸御書院番頭

御小姓組番頭

西丸御小姓組番頭

田安御家老

一ツ橋御家老

御旗奉行

百人組之頭

御鍵奉行

寅

御宝壽筭

禁裏 十九

公方様 四十八

大納言様 二十二

右衛門督様 四十四

刑部卿様 三十八

万治郎様 十四

大坂町奉行支配

摂津 河内 和泉 播磨

京都町奉行支配

大城 大和 近江 丹波

國主

松平加賀守

松平又三郎

松平陸奥守

松平安藝守

松平筑前守

藤堂和泉守

松平丹後守

松平大炊頭

松平勝五郎

松平大膳太夫

松平出羽守

細川越中守

松平千之助

松平土佐守

松平淡路守

井伊掃部頭

松平肥後守

松平讃岐守

宗對馬守

准國主

松平越後守

立花左近將監

上杉大炊頭

丹羽若狹守

伊達遠江守

松平美濃守

有馬中務太輔

撰河泉播者

山陰道八ヶ国之内

丹波 京都町奉行

因幡 伯耆 出雲 石見 隱岐

大坂町奉行

山陽道八ヶ国并壱岐對馬

南 海道 六ヶ国

西 海道 九ヶ国

一伊勢鳥羽方備前敦賀迄

西南海上出入

大坂町奉行

大坂御登御行列附

興津能登守

丑十一月十五江戸出立

(白紙半丁)

諸向文格寛

一筆致啓上候 甚寒御坐候得共

但馬守様愈御勇健被成御座珍重御儀奉存候 将亦寒中為御尋以御使者馬二被懸尊意忝
次第奉存候 右之段御序之節宜様御沙汰奉頼候

恐惶謹言

興津能登守 花押

十二月十八日

用人四人様

一筆啓上仕候 甚寒之節御座候得共愈御勇健被成御座珍重御儀奉存候 将亦寒中為御尋
七嶋鯉節一箱被掛尊意忝次第奉存候 右御禮申上度如此御坐候 恐惶謹言

興津能登守 花押

十二月十七日

松薩摩守様

参人々御中

同輩

一筆致啓上候甚寒之節御坐候得共弥御堅固被成御座珍重奉存候寒中御見舞為可得御意

如此御坐候恐惶謹言

何ノ誰 花押

十二月廿二日

興津能登守様

人々御中

(白紙複数丁切取あり)

(裏表紙)

『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』

(表紙)

大坂城玉造口定番与力坂本武右エ門御役留

(表紙見返し)

(貼紙) 渡辺基綱備中守在役中「玉造口定番」

支配神文

起請文前書

一公儀御法度并御定書之趣 常々堅相守候様ニ無油断可申付事

一同心支配被仰付候上者 支配中江非分成儀不申付 同役中能仕 万端不殘心底申談私之申分不立 御為能方ニ落着可仕候 相究候儀影ニ而何角と取沙汰仕間敷候 并於御番所不形儀無之 念入相勤候様ニ可申付候 自然不届者有之申付儀 又者傍輩之異見をも承引不仕我ケ俣もの有之候ハ、親類縁者たりといふ共無用捨急度可申上事

一同心中方役人御吟味之節 同役相談仕吟味之上可申上候 惣而支配中之儀御尋之刻毛頭無依怙臆有躰可申上事

附御用之儀蜜遂相談不被仰付候内 不依何事他へ洩し申間敷事

右之條々雖為一事於相背者

罰文牛王

年号月日

名血判

宛所

小頭神文

起請文前書

一公儀御法度相背もの御座候者可申上事

一傍輩之異見をも承引不仕 心立悪敷もの有之者急度可申上候 附於御番所不形儀もの御座候者有躰可申上事

一同心仲ケ間非分之儀不及申 何事に不限 少茂依怙臆一切仕間敷事

附支配中方仲ケ間之者之儀御尋之刻 親類縁者たりといふとも 毛頭無依怙臆

有躰可申上事

右之條々雖為一事於相背者神文同断

年号月日

名血判

宛所

同心番入神文代

一札之事

一御公儀御為第一奉存御後闇儀毛頭仕間敷事

一奉對 御公儀表裏別心堅仕間敷事

一奉對 御公儀他人之儀者不及申 親類縁者たりといふとも悪心を以一味徒黨聊仕間敷事

一御城中之儀ニ付御隱密之儀被仰聞候儀者不及申 承事少茂他言仕間敷候 并御城中御要害之善悪堅他江漏申間敷事

一奉對 御公儀表裏別心不義之企仕者 又者金銀米錢知行等を以御城中之案内手引悪事相頼者於有之者 他人之儀者不申及 縦親類縁者たりといふとも急度可申上候 并切支死丹之儀者勿論不審成宗門於有之者 他人之儀者不申及親類縁者傍輩たりといふとも早速可申上事

右之條々雖為一事堅相守 日本之神聊相背申間敷候 為其仍如件

年号月日

定

一公儀御法度弥可相守事

一御番無懈怠相勤 御門出入之者能心を付改 御番所堅可相守事

一喧嘩双方雖為死罪 御番所裁所悪敷於仕出者其咎弥可重堅可相慎 難成堪悪儀理於有之者以後可任分別附

御城中并於御番所事に可成儀及見候者 和談を入随分無事可相計 若令荷擔者本人より可為曲事

一屋作 諸道具 衣類 食物に至迄分限にしたかひ聊不可奢事

一賭之諸勝負堅令停止事

一諸勸進之肝煎可為無用事

一御城廻并至在^レ諸殺生堅令制禁事

一他家中之者并浪人之付合可為無用 但筋目有之者面^レ組頭を以可伺 附浪人者不及申 他所之者面^レ屋敷に一夜も不可留置 乍然親子兄弟伯父甥舅小舅孫并不叶筋目之者有之者伺候而差凶次第可留置 附面^レ屋敷人に借す間敷事

一人請ニ立候儀堅令停止 但不叶筋目有之者組頭を以可窺事

一諸事訴詔之刻一兩人にて組頭を以可申達 惣而一味徒黨かましき事堅可停止 附不依何事至其時申付事 縦迷惑之儀たりといふ共不可違背 一旦相勤以後存寄子細可申 并組頭小頭共申付儀 少茂違背仕間敷事

一在番之御直衆江猥ニ出入可為無用 筋目有之者組頭を以伺可参 并右之家来へも可為 同前事

一傍輩中能^レ思合互存寄令異見神妙可相勤事

一諸事買物代久敷不可懸置事

一他行之刻者小頭江断可罷出 當地を離れ遠方江参候節者組頭を以可伺 并暮六以後一切宿を不可出 若不叶儀於有之者組頭之内江断可罷出事

一操かふき惣而町之諸見物第一悪所江参候儀令停止事

右之條^レ堅可相守 若於違背者吟味之上可為罪科者也

元禄十四年巳六月

福田与兵衛

谷 源八郎 西嶋市右衛門 山岡猪右衛門

川上定之助 本橋左次兵衛 相沢喜内

本橋棍之助 三上新助 高野源左衛門

廣瀬安右衛門 武井伴右衛門 松嶋只八郎

西岡武右衛門 下村傳右衛門 清水甚太左衛門

中安浅右衛門

宮嶋茂兵衛 相沢定平次 岡嶋儀左衛門

千根文蔵 斎藤新五右衛門 吉野内左衛門

本橋久次郎 小堀猪太夫 林磯右衛門

高橋三左衛門 井口武兵衛 小林清兵衛
廣瀬左平次 川上段次郎 高野新五左衛門
西山傳兵衛

纏提灯番六人

下村傳右衛門
相沢喜内
小林清兵衛
小堀猪太夫
高橋三左衛門
本橋梶之助

火事其外騒敷節同心中申合之書付

一本番拾五人 昼番拾五人者 常之刻限ニ御番所相勤可被申候 番間之衆寄り場江被出候事ハ其節差図可申候事

一注進番六人者一組ニ式人宛定置 出火遠近共其外騒敷儀承付次第 早々御番所へ注進可被申候 六人之内月番組ニ而式人者張御番所ニ可相殘 四人者殘番之与力衆江可相附候 殘番之与力衆三人も火事其外騒敷節 昼夜とも先御番所江被出候筈之間 待合相したがひ可被申候事

但右之節 支配江茂同時ニ早々注進可有之候事

一殘番拾五人者一組ニ五人宛定置 組切ニ同心屋敷廻り可被申候 火之本第一ニ心付 自然不審成者於有之者急度相改 品ニより打からめ可被申候 且又事之品ニより 組中之妻子老人うろたへ混乱不致候様ニ心添可有之候 是等之儀或ハ残り番も寄り場江相詰候儀ハ猶又其節窺 御意差図可申候 兼而可被相心得候事

但同心屋敷若騒敷儀茂出来候ハ、残り番之与力衆茂聞付次第かけ付被申候筈ニ候間可被得差図候事

一當番三拾人并残り番拾五人を除 残ル五拾五人寄り場江可被出候 此内公用之下役人者上役衆江相隨ひ 注進番之内四人者先條之ことく残り番之与力衆江可相附事

但夜中者其日之昼番加り 翌日之本番可除之

一近所出火ニ付組中何茂火本へかけ付候節 當番組番間在宿之衆ハ火本ニ不構 昼夜共ニ早々御城江可被相詰候 尤殘番者組屋敷廻り可被申候事

但近隣之急火ハ先火をも防ぎ道具をも退可被申候 手ニ余り及大火候ハ、外之衆ニ
まかせ置 當番組ハ御城江相詰可被申候事

一越中町式丁目 伊勢町 丸葉町 国分町 森町出火ハ、かけ付候御定之場所也 并御組屋
敷出火之節共 早々支配江注進可被申候 當番組在宿之衆并注進番六人 残り番拾五
人之外者 不殘其場へかけ付可被申候 たとへ消留可申様子ニ候共 町御奉行火消参候
ハ、早速引取候御定ニ候 尤其節差図可申候 万一御家中屋敷出火候ハ、惣門之前へ
相集 役人中對談之上 御構之内へ入火消を助候筈之間 是又兼而可被相心得候 其節
も當番組在宿之衆并注進番六人者御番所へ相詰 残り番拾五人者組屋敷廻り可被申
候事

一大坂天満之町中と見へ候火事にハ、寄り場へ相詰候筈也 町すゑ程遠相見へ候ハ、注
進番計罷出 其外ハ致支度罷在差図相待可被出候事

但西北南在郷出火ハ遠近見分ケ成かたく候間 注進番計可被罷出候 東之在郷火事ハ注
進番も出申間敷候 然とも近在之火事 御城江風筋悪敷候ハ、時宜ニより可罷出事

一騒敷節ハ御鉄炮玉薬用意仕 火繩ニ火を付可罷出候事

但先火事装束ニ而出可被申事

一御門外寄り場之儀ハ只今迄被相心得候通 土橋西側ニ付南之方江与力中之次同心可相

詰候 御城内江入候而詰場之儀ハ兼而被 仰付有之間 其節ニ至り差図可申候事

一小頭中者相定ル番側之通 随分組を引まとい可被申候 筆頭ハ五人之組合申合かけ引
立居共一等仕候様ニ常々被申合候事第一ニ候事

右者今度与力中申合之書付相改 得御内意相定り候ニ付 其旨を請如此候条可被得意候
向後番入被致候衆へハ 每度一覽為致可被申合候 以上

享保四亥年七月

本多与五平次

坂本武右衛門

窪田右衛門

起請文前書之事

一私共親田村十郎右衛門 田中清右衛門眼病相煩 御鉄炮難相勤御座候ニ付 代御鉄炮
打候儀私共ニ被 仰付被下候様奉願候処 被聞召届被 仰付候 大切之御鉄炮之儀御
座候間 他人者不及申縦親子兄弟其外雖為親類縁者一切借申間敷候 勿論御鉄炮鹿末ニ

仕間敷事

右之趣於相背者

神文牛王

寶永二^乙年六月十六日

田村藤介 血判

西亀藤五郎殿

磯野次太夫血判

覚

一玉造御丁場之喧嘩有之候ハ、早速馳付可被申候

尤支配へも知セ差図可被受事

一右之節御番所へ注進之儀 月番組方可被申参候

残番之儀火事之砌同前之事

一万一仲ヶ間同士喧嘩有之其場江何茂被馳着候節 近親之者其儀いろひ不申候様 傍輩

中相互心ヲ付近親之者押へ置可被申候事

寶永四^丁年六月

右本間 笹山 坂本支配之節被相定 以享保四亥ノ年書改 三組へ弥申渡候

一寶永五子十二月廿九日町中大火及夜 町奉行并御役人衆京橋口御定番屋敷迄焼失之時冠木御門くゝり六ツ以後も明置可然哉と目付富田作右衛門本間へ相談被下候処 先年御天守雷火之時も夜中御門者不被明置候儀覚申候故 其趣を以四郎左衛門返答 被申候由例之刻六ツ打切御門ベル 尤其節ハ柵門被立御門内外大挑灯大概御番代り之節之ことし留帳ニ具也

(白紙 六折)

坂本蔵書

(裏表紙)

(裏面)

請取申米之事

合米五百三拾壹石者

但京舛也

右是者御預ケ之徒同心百人分御扶持方

耆人ニ付三人扶持之積 已正月朔日方同十二月晦日迄 小ヲ六日引日数三百五拾四日

分請取申所 如件

元禄十四^{辛巳}年十一月

渡邊備中守

宛所

請取申米之事

合米五百七拾六石者

但京舛也

右是者御預ケ之徒同心百人分御扶持方 老人ニ付三人扶持之積 酉正月朔日方同十二月晦日迄閏月共ニ 小ヲ六日引日数三百八拾四日分請取申所 如件

寶永二^{乙酉}年十一月廿一日

渡邊備中守

田村傳右衛門殿

日根野甚五郎殿

八木七右衛門殿

石野六左衛門殿

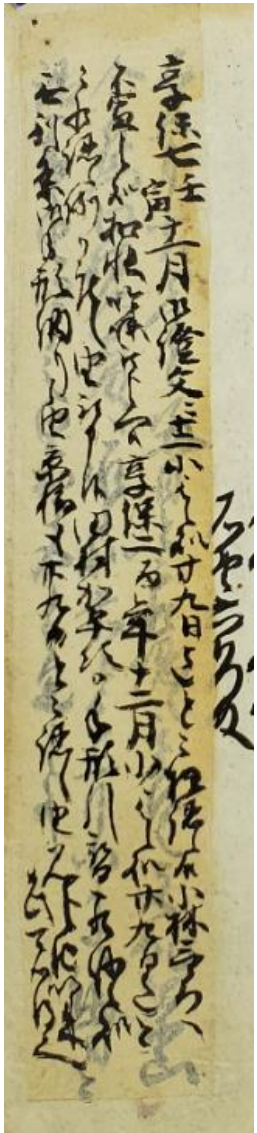
(貼紙)

享保七^{壬寅}十一月御證文二十二小ニて候処 廿九日迄と被相認候故 小林三郎右衛門へ不

審之処控帳吟味被申上候 享保二酉年十二月小ニて候処 廿九日迄と被相認候例御座候

由被申候 田村加平次か手形引替相證候処無別条御手形納り候由 京橋も廿九日と被認

候由見申候由 以来如此可心得候也



請取申米之事

合米三百三拾三石者

但京舛也

右是者御預ケ之徒同心百人分當 何年御切米老人ニ付拾石宛合千石之内三分一之積 為

春御借米請取申所 如件

年号 二月

夏御切米同斷 月付五月 夏御借米 三分一之積

請取申米之事

米高千石之内

合米三百三拾四石者

但京舛也

外二六百六拾六石者為春夏御借米請取申候

右是者御預ケ之徒同心百人分當 何冬為御切米請取申所 如件

年号 十月

請取申御鉄炮鉛之事

私 小ヲ二日引時ハ 八十式貫六百目

鉛合八拾壹貫九百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日壹人付式放宛 壹数付玉目三匁五分積四月朔日方七月廿九日迄 小ヲ三日引日数百十七日分 慥請取申所実正也 仍如件

寶永六_己年四月

渡邊

請取申御鉄炮藥之事

私日 小ヲ三日引三拾五貫百目

藥合三拾五貫四百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日壹人ニ付式放宛 壹放ニ付壹匁五分之積 四月朔日方七月晦日迄 小ヲ二日引日数百十八日分 慥請取申所実正也 仍如件

寶永七_庚年四月

覚

一享保六_辛年御藥鉛閏七月分迄相渡ル 且閏七月ハ少ニ而候処 御證文閏七月晦迄ト被認候 案紙御鉄炮奉行衆ニテ此方小頭写来候 以来如此坎 追而可考

一四ヶ所御番所三ツ道具出来之年数凡留帳之趣

一寛文四辰年

一延寶七未年

一元禄元辰年

元禄元_方年数近如何

一元禄九_丙年四月

一正徳五_乙年九月

出来申候 此節之請取手形控無之 元禄九

子年之請取控帳ニ有之 入用之節可見合

玉造口御番所附御鉄炮百挺

鉛玉目三匁五分

右猩々緋袋 雨革袋 銃卯小道具共 慶安元子年於江戸保科彈正忠殿御請取 其後御鉄炮損候節者張替被 仰付 泉州堺之鉄炮師仕立差上申候

保科彈正忠殿御代 慶安元年方八年目

一 明曆元未年百挺共張替

翌申年出来

但慥成留書無之

安部丹波守殿御代明曆元未年方十八年目

一 寛文十二子年 年百挺共張替 翌丑年出来

但慥挺付代金壹兩貳分宛

古筒者當所御鉄炮奉行衆江返納

安部撰津守殿御代寛文十二子年方貳拾年目

一 元禄四未年百挺共張替

翌申年出来

但慥挺付代金壹兩貳分宛

古筒者鉄炮師ニ被下代金ニ引次申候 新筒慥挺之代ニ古筒七挺宛請取申候

一 同年銃卯百出来

(一行抹消カ)

一 同年雨革袋 木綿火繩 口葉入 當所御鉄炮奉行稻富喜三郎 浅井傳八 織田金左衛門方請取之

但申ノ年請取

古雨革袋百

古筒乱百

古口葉入四拾五

古木綿火繩百

御鉄炮

奉行衆へ返納申候

渡辺備中守殿御代

一 元禄十四巳年 猩々緋袋百 雨革袋百 江戸方被遣候 古猩々緋袋百者御筆筒方江返納

古雨革袋百者當所御鉄炮奉行衆へ返納

但備中守殿方目録被添返納
御鉄炮奉行衆方之請取之控無之候

右同御代元禄四未年方貳拾年目

一 寶永七寅年百挺共張替

同年出来

但慥挺ニ付代金壹兩三分貳朱入札直段也

古筒者當所御鉄炮奉行衆へ返納 京橋口御多門へ被納候由 其節之留帳諸事委細ニ相見へ申候 可考合 此古筒元来能御筒念入候張立ニて 御修復被加候ハ、結構成御筒ニ成

可申よし何も于今惜ミ申候

渡邊丹後守殿御代

一同心具足百領并指物竿百本 寛文三卯年七月當所御具足奉行衆方御請取被成候
一板倉内膳正殿 渡辺丹波守殿御登り被成 同心数羽織之代銀双方合八貫六百目 御両
人御連印ニ而當所御金奉行衆方御請取被成候 寛文二^寅六月也 御手形之控帳ニ相見
へ候 其後之御頭ハ江戸ニて御請取候哉 其沙汰無之

さし物

一備中守殿御登り以後寶永三^丙年五月 同心指物百御渡し被成候 彈正忠殿時分之指物
も其まゝ差置候様ニとの御事ニ候 同心支配方留帳ニ不被記候 自家之留帳ニあり
此時与力も自分ニ指物用意被仰付候

但渡邊丹後守殿御代之同心さし物ハ 延寶八申年同心共被下 銘々取申候段 帳ニ其請
取之控相見へ候

請取申御鉄炮薬之事

薬合三拾五貫七百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日老人ニ付式放宛 老放ニ付老匆五分之積 四月朔日方七
月晦日迄小ヲ一日引 日数百十九日分 慥請取申所実正也 仍如件

享保七^壬年四月

渡邊備中守印

石野六左衛門殿

服部源五郎殿

請取申御鉄炮鉛之事

鉛合八拾三貫三百目也

右是者我等組徒同心百人分 一日老人ニ付式放宛 老放ニ付玉目三匆五分之積 四月朔日
方七月晦日迄 小ヲ一日引 日数百十九日分 慥請取申所実正也 仍如件

享保七^壬年四月

渡邊備中守

七月少ニても晦日と書か如何
當寅年ハ七月大也

石野六左衛門殿

服部源五郎殿

(白紙 十七折)

編集後記

大阪府立図書館紀要第 50 号をお届けします。

この紀要は、大阪府立図書館の職員が業務上の関連で研究・調査した事柄、所蔵資料の研究や紹介、あるいは図書館学全般について自己研鑽と資質向上を目的として公表するものと位置付けており、府立図書館のホームページで公開しています。

今号では、「木津川灯台」について、当館所蔵資料と公文書などから建設にかかる事由、経緯を丹念に調査した結果を報告しています。『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳（明治十年第七月）』の翻刻も併せて掲載しています。また、職員有志による勉強会の成果として『大坂町奉行勤仕日記覚』『大坂城玉造口定番与力坂本武右衛門御役留』のふたつの記録の翻刻も掲載しました。

業務の傍ら所蔵資料の周辺を探索して論文にまとめるまでには、年月を要します。勉強会も感染症対策をしながらの努力を続けています。こうした地道に自己研鑽を積み上げてきた成果をご報告できることを嬉しく思います。

今後とも府立図書館の充実、及び職員の資質向上のため、日々研鑽に励んでまいりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当紀要に搭載された著作物に係る著作権は執筆者に属し、その著作の使用に関しては、大阪府立図書館は著作権者の了解を得ています。

編集委員（◎は編集長）

中之島図書館 ◎牧野豊明 宇円田陽子 藤原紀恵 松下理紗子 西原次郎
中央図書館 仙田ひろ子 山岡直子 三島美幸

大阪府立図書館紀要 第 50 号

2022 年 3 月 31 日

編集・発行

大阪府立中之島図書館

〒530-0005 大阪市北区中之島 1-2-10

大阪府立中央図書館

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1

<http://www.library.pref.osaka.jp/>

<無断転載を禁ずる>